

平成20年5月30日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内 智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦 泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里巳
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 末次隆裕
次 長 黒川和広
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 森 正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	角			眞
営	業	部	前	田	敏	美
く	ら	し	国	井	雅	裕
こ	ど	も	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	永	尾	忠	則
北	方	支	浦	郷	政	紹
会	計	管	森		基	治
教	育	部	古	賀	雅	章
水	道	部	宮	下	正	博
市	民	病	樋	高	克	彦
市	民	病	伊	藤	元	康
総	務	課	山	田	義	利
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	橋	口	正	紀

議 事 日 程 第 1 号

5月30日（金）10時開議

日程第1		会期の決定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		市長の提案事項に関する説明
日程第4	第63号議案	専決処分の承認について（武雄市税条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第5	第64号議案	専決処分の承認について（武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第6	第65号議案	専決処分の承認について（武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第7	第66号議案	武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第8	第67号議案	平成20年度武雄市一般会計補正予算（第3回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第9	第68号議案	平成20年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第1回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）

開 会 10時1分

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。ただいまから平成20年5月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第63号議案から第68号議案までの以上6件を一括上程いたします。

日程第1．会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問いたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。吉原議会運営委員長

○議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。平成20年5月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、5月26日及び本日、議会運営委員会を開き協議をいたしました。

その結果について御報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1. 会期及び会期日程について、第2. 付議事件の委員会付託の要否について、第3. 臨時会の放映について、以上3項目でございます。

本臨時会において審議されます議案は、ただいま議長から上程になりました条例議案1件、補正議案2件、専決処分の承認3件の計6件でございます。

議案の審議順序につきましては、議案番号順に行い、第63号、第64号、第65号及び第68号議案については委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨意見の一致を見ました。しかし、第66号及び第67号議案につきましては、即決すべき意見と委員会付託すべき意見があり、本議会において賛否をとる旨意見の一致を見ました。

以上のことから考えまして、会期については、委員会付託の要否の問題はありますが、本日30日の1日とする旨、決定をいたしました。

次に、本臨時会の放映の件でございますが、お手元に配付している回答書のとおり、条件を付して承認することを決定いたしました。

以上、議長の諮問事項に対する答申を終わります。

〔28番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

28番富永議員

○28番（富永起雄君）

審議に入る前に、きょうの朝、佐賀新聞を見たら、議長あてに医師会のほうから要望書が出ております。写真を見たら、議長がいなくて、牟田副議長が受け取る写真がありました。何か二、三日いなかったということで、議長の気持ちを一言聞きたいなと思います。

この一番大事なときに、九州議長会か何かわかりませんが、さきの協議会でいろんな話が出ましたよね。きょうの臨時議会は大変なことになるぞと、その前に勉強会、いろんなことがあるということはわかっておられると思います。その時期に、やはり2日間も留守にするということは、私たち議会の代表者、議長になられた杉原議長には、ちょっとその辺がどうやったかなと思うことと、昨日要望書が医師会から来ておりますよね。その最後に「以上のことを議会において慎重に御検討いただくよう強く要望いたします。」ということを確認にうたってあります。ということは、議会に来たとですよ。議長は議会の代表者ですよ。議運にこの要望書のことは1回もかけとらんとでしょう。そして、これは担当箱に入るとごたつよということで、私は取りに行きました。取りに行き持ってきたら、議長の捺印も何もついとらんですよ。目を通しましたか。そして、この大事なときに、これをきょう議会の開会前に配付する気持ちもなかったのかなと思います。ただ、担当箱に置いておくということで、この要望書は大事なお願いですよ。それを簡単な気持ちで取り扱ってもらったら、この市民の方、この傍聴席を見てんですか。このような人たちが朝早くから来て

おられます。余りにもですね、この要望書、いろんなことを考えてみたら、この二、三日の行動を私は納得いたしません。その辺のあれをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

議事進行について、今御質問ございましたけど、議事進行については、議題になっている議案について、議事の進行の段階で議長にいろんな取り計らいをお願いするのが議事進行でございますけれども、一応質問ですので、お答えをさせていただきたいと思います。

全国市議会議長会は、もう半年以上前から日程が決まっておりました。ですから、この日程をあけるため、いろんな会議とか調整をしながら出席をさせていただいたと。この間、全国温泉所在都市議長会、佐賀県の臨時議長会、全国議長会、そういったものがございまして、きのうも早い時間帯にということで思っておりましたけど、なかなか飛行機の手配がつかず、帰ってきて、真っすぐ市役所のほうに寄りまして、きのう夜遅くまで事務局の方たちのいろんな御配慮をいただきながら、調整をしたところでございます。

これを受けて、議会運営委員会もきょうの朝するのが臨時議会では通常でございます。しかしながら、26日に臨時議会も開催させていただいたと、議運委員長の取り計らいでですね。

（「議運やろうもん」と呼ぶ者あり）はい。26日です。（「26日、議運やろ」と呼ぶ者あり）議運です。ですから、大体、臨時議会では朝するのが通例ですけれども、26日にして、そしていろいろの間も協議しながら、東京のほうでもいろいろ電話連絡等いただきながらしていただいて、あとはテレビ放映の問題等を議運の委員長にお願いしたといういきさつでございます。

それと、要望書については、きのう、おとといでしたか、要望書を持ってくるという連絡を東京のほうで受けまして、ちょうど全国議長会の会議中ではございまして、電話がとれなくて、後ほどこういう連絡がございました。そしたら、牟田副議長が対応してくれるということでございましたので、牟田副議長にお願いをしたところでございます。

また、要望書等の配付につきましては、今までも慣例として、皆さん方の連絡箱に配付をさせていただいております。ここで要望書を皆さん方に一人一人配ったといういきさつは、今までないんじゃないかならうかと思っておりますけれども、その要望書についても、皆さん方に連絡箱等を毎日ごらんいただきたいなと思っております。

〔23番「議長、議事進行」〕

23番江原議員

○23番（江原一雄君）

議長に議事進行についてお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

議事進行ではありませんけど……。

○23番（江原一雄君）（続）

6月定例議会が6月2日に開会予定と聞いておりました。ところが、1週間延びて、6月9日に招集予定という意向のようですが、きょうの日付け、5月30日というのは、明らかに、もうあしたは土曜、日曜です。30日に、きょう急施案件として議長が判断する根拠は何だったんでしょうか。

この急施案件というのは、文字どおり、この議案にもありますように、専決処分が3つあります。それもあわせてですけれども、66号、67号議案が急施案件に値するのかどうか、これは重要な問題です。そういう意味では、今、議会運営委員長からも報告がありましたように、議会運営委員会の中でも、委員会付託をし、慎重に審議をするべきだという意見、即決で採決をするという2つの案が答申されました。

そういう意味では、市民の重要な意見をくみ上げるこの議会が、議決権を持っている議会が、文字どおり市政の最高議決機関であります。議長の手腕が今問われていると私は思っています。そういう意味で、形式とあわせて、これを急施案件と認める根拠、それを議長から申し述べていただきたいし、それが本当に妥当なのかどうか、きょう議会を開く意義があるのかどうか問われると思います。

そういう意味では、執行部とまさに車の両輪と同時に、意見は意見として、はっきり物を言える議会、その代表としての議長の手腕が今問われていると思いますので、急施案件と認めた根拠について、御答弁をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

これも議事進行に当たるかちょっと疑問ですけど、議会の招集権は、私議長にはございません。30日の臨時議会というのは、市長の招集権で開催しております。

議案自体が急施案件かどうかということでございますけれども、臨時に出てくるのは、そういった急施案件等が大分を占めるんじゃないかならうかなと思っているところでございますので、今回の議案も急施案件だと、私はこのように認識いたしております。（「はい、議長」と呼ぶ者あり）議事進行は、議案審議に対しての進行ですので、議案審議の取り計らいですので。

[29番「議長、議事進行」]

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

今、この武雄市民病院問題というのは、やはり全国的に注目されると思うんですよ。我々北方から今度合併した議員も、武雄に来てびっくりするぐらいの問題ですよ。去年の12月だったと思いますけど、特別委員会をつくりましたね。そこで7回一生懸命頑張って、いろんな勉強してきました。刻一刻と変わってっておりますね。そういう中で、私たちは私たち、私は私で個人的ですけど、いろんなものを見て、いろんな考えをして持ってきているんですよ。しかし、取り扱いによって、あなたがここでちゃんとした取り扱いをしてもらわなけれ

ば、私たちが何か急いだように見えますからね、やはり正々堂々たる討論を受けていいじゃないですか。だから、日にちも、きょうしてあしたまでですとか、何か打ち切りをしよるような、そういう言動に当たるようなことはやめてもらいたいと思うんですよ。何日かかってもやっていいじゃないですか。私は一つの方向をまとめました。どこへ行っても恥ずかしくないと自分では思っています。政治生命かけていますよ。それをきょうやりますよ、ここで、しかし、それが取り扱いによって、さもされなかったように見えたり、先ほど要望書ですか、来たときは堂々とやって、こういうことで来ていますよと議運に諮っていいじゃないですか。なぜこういうことができないんですか。何も隠す必要ないじゃないですか。堂々とやりましょうや。

だから、議長、議事進行で今出されましたけど、こういう不満がないように、やっぱり大いに議論をされるように、きょうはもちろん時間もありますし、あしたまでかかってもいいですから、あしたは土曜日ですけどね。すべての人が病院問題に対して、私はこう思う、こう思うと、そういうことが出るような議会運営をぜひしてくださいよ。議事進行です。（拍手）

○議長（杉原豊喜君）

傍聴者の方は、拍手とかそういうのは控えていただきたいと思います。

私も先ほど申しました急施案件と認識して、市長からの要請で臨時会を開会しております。そこら付近は御理解をいただきたいと思っております。

ですから、ここで質疑を縮めるとか云々は、私も多分申していないと思いますけれども、本当、皆さん方の議会ですので、そして市民の代表ですので、十分な議論を尽くしながら、皆さん方が方向性を示していただきたいと思います。

お諮りいたします。会期決定につきましては、ただいま議会運営委員長の答申のとおり、本日30日の1日間と決定いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日30日の1日間と決定いたしました。

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

武雄市議会会議規則第81条の規定に基づき、会議録署名議員に1番上田雄一議員、4番松尾陽輔議員、7番古川盛義議員の以上3名を指名いたします。

日程第3．市長の提案事項に関する説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

平成20年5月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました条例議案1件及び補正予算議案2件について、その概要を私から御説明申し上げます。

武雄市民病院の経営につきましては、先般御説明いたしました「武雄市民病院改革ビジョン」でお示ししましたとおり、地域に求められております医療機関像を実現するためには、

民間に移譲することが最も望ましいものと決断をいたしました。

救急医療の一刻も早い再開、深刻な医師不足の解消など、地域医療の維持向上を目指すため、公募要領を定めて幅広く全国公募を行い、一刻も早く、地域にふさわしい医療機関を選考していきたいと考えております。

「第66号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例」につきましては、市民病院の移譲を円滑に行うとともに、地域の医療を確保するための特別措置を設けるものであります。

「第67号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第3回）」につきましては、市民病院の経営移譲先を選考するための経費についてお願いをしております。

「第68号議案 平成20年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第1回）」につきましては、平成19年度の赤字決算に伴う繰り上げ充用をお願いしております。

その他、平成20年4月30日付で「武雄市税条例の一部を改正する条例」及び「武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」並びに平成20年5月12日付で「武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例」について専決処分を行いましたので、これらについて承認を求める議案を提案しております。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。詳細につきましては、御審議の際に補足させていただきたいと存じます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

これより審議に入ります。

日程第4．第63号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第63号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。

今回、御承認をお願いいたします武雄市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が、第169回通常国会において可決成立、4月30日をもって法律第21号として公布、4月30日施行となり、それに伴う所要の改正を4月30日から施行される分について専決処分により改正させていただいたものでございます。

それでは、改正の概要を説明させていただきます。

議案参考資料の新旧対象条文の1ページをごらんください。

まず、第23条、第31条及び4ページの第48条、第50条につきましては、公益法人制度改革

に伴う法人市民税に関する改正でございます。

次に、3ページに戻っていただき、第36条の2につきましては、所得税法の改正により公的年金等の源泉徴収票についても、書面にかえて電子交付可能となったことに伴う改正でございます。

4ページの第54条及び5ページの第131条につきましては、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行に伴う改正でございます。

6ページの附則第7条の3につきましては、個人市民税の住宅ローン特別税額控除申告書を納税通知書送達後に提出された場合でも税額控除できるものとする改正でございます。

附則第10条の2につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する分で、第1項につきましては、新築された認定長期優良住宅（200年住宅）に対する固定資産税の減額が新たに追加された改正で、7ページの第2項から第6項につきましては、条文の整備に伴う改正でございます。また、8ページの第7項につきましては、省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額措置を創設する改正でございます。

次に、附則第10条の3につきましては、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告に関する分で、条文の整備に伴う改正でございます。

9ページの附則第20条につきましては、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例、いわゆるエンジェル税制に関する分で、条文の整備及び株式譲渡益を2分の1に圧縮する優遇措置を廃止する改正でございます。

次に、附則でございますが、議案書の6ページをごらんください。

第1条で施行期日を定めております。第2条では市民税に関する経過措置、7ページの第3条で法人の市民税に関する経過措置、8ページの第4条では固定資産税に関する経過措置を設けております。

以上で第63号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第63号議案に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

第63号議案ですけれども、固定資産税の減額になると思いますけど、その影響というのはどういうふうになるのかお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

今回の分は、これから申告をしていただくことによって生ずるものでございまして、その試算はできかねますけれども、件数といたしましては、そう大したことはないというふうに思っておりますので、税額的な部分についての大きな金額を要するというようなものではないというふうに認識をしております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

大庭総務部長の答弁を聞いていまして、いずれにしても武雄市の税収に関する事で、そうすると大して影響はないと、どっちに影響がないのかね。税収が減るのか、そこら辺は明確に答えていかないと、例えば、従業員数50人以上とか、50人以下とか、資本金1億円以下だとか、そうした場合に少なくともこういう法律が市町村に来たときに対象事業所は幾つあるのか、そして影響を受ける額は幾らなのか、そしてまた、市にとって税収はどうなのか、少なくともそれぐらいは説明しないと、これは専決処分ですからね。そういうことを十分判断した上で、市長が専決したんでしょうから、そこはもうちょっと丁寧な答弁をしていただかないと、議案をもらっている側からするとわかりませんよ。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

企業にかかわる部分というよりも、これは、公益法人制度改革に伴う改正等々については条文整備等でございます。特に関係ございますのは、個人の固定資産税でございまして、1つは、個人市民税の住宅ローン特別税額控除申告書を送達後にでも可能であると。これにつきましては、これまでは住宅ローンの控除につきましては所得税から控除されておりました。今回、税源移譲になりまして、これまで、例えば所得税で5万円の控除をされていたと。ただ、税源移譲で所得税が3万円しか引かれんようになったと。あと2万円につきましては住民税で控除できると。これにつきましては、一度所得税で申告をされて、その後、住民税のほうに来ますので、それについても対応しますよという部分でございますので、これについては、個人さんの負担も変わりませんし、逆に市のほうについては、若干個人市民税がふえるということになります。

あと省エネにつきましては、これも個人の固定資産税でございます。これについては、今後、省エネ改修をされる部分についての減額を120平米を限度として、これまでの固定資産税の3分の1を減額するということでございますので、市にとっては若干の減収になりますが、市民にとってはそれだけの優遇措置になるということで、税収的には相殺しますとそう変わらないのかなと。ただ、市民の方にとりましては、どちらも優遇されるというふうに認

識をいたしております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第63号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。第63号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第63号議案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5．第64号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

それでは、第64号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

改正する条例につきましては、地方税法の一部改正に伴う所要の改正について、専決処分により改正させていただくものであります。

議案書の11ページから16ページ及び新旧対照表の11ページから30ページでございます。

それでは、改正の概要について御説明をさせていただきます。

改正後の条項に沿って御説明を申し上げます。

第2条第1項につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴う条文の整備であります。同条2項では、国民健康保険の被保険者の基礎課税額の限度額を47万円とするものであります。また、同条第3項では、創設されました後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円とするものでございます。

第3条につきましては、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税のうち、所得割の額の率を100分の8.8にするものであります。

第4条では、均等割額を被保険者1人について1万9,200円にするものでございます。

また、第5条では、世帯別平等割を後期高齢者医療制度へ移行後5年を経過しない者が属する国保世帯のうち、国保の被保険者が1人である世帯を特定世帯とし、その額を1万3,900円とし、その他の世帯については2万7,800円とするものでございます。

第6条につきましては、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の課税の率を100分の2.2とするものであります。

第7条では、均等割額を6,600円にするものであります。また、第7条の2では、世帯別平等割額を特定世帯では2,900円、その他の世帯については5,800円とするものでございます。

第23条の1項につきましては、減額の額を国民健康保険の被保険者の基礎課税の限度額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額と同額にするものでございます。同項第1号から第3号につきましては、7割、5割及び2割軽減にそれぞれ額を定めたものでございます。

第26条第1項第3号では、社会保険等の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、65歳以上の被扶養者が国保の被保険者となったものについて2年間の国民保険税の軽減措置を講ずるものであり、同条第4項ただし書きでは、届出をもって申請にかえるものとしております。

附則第8項以降の改正につきましては、後期高齢者医療制度の創設等に伴う条文及び条項の改正でございます。

次に、附則でございますが、第1項で施行期日を定めております。第2項及び第3項では適用区分を定めております。

以上で第64号議案について補足説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第64号議案に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

質疑をいたしますけれども、つまり今問題になっている後期高齢者医療制度との兼ね合いですね。今回、私も後期高齢者医療制度は廃止をとということで、今請願書を出しております。そういう関係で、上位法と専決処分、それと今後途中で変わるかもしれませんが、後期高齢者が廃止になるかもわからんと、そういうことの兼ね合いについてどのようにお考えかお伺いします。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

今回の改正につきましては、今議員がおっしゃったとおり上位法、要するに後期高齢者医療制度となるところでございますので、今、国会等についてもその見直しとか、廃止論とか、いろいろ出ておりますけれども、その法の改正について我々は粛々と進めていきたいと思っ

ております。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

再質問いたします。

それでは、この現時点では後期高齢者医療制度が決まっている、だから、上位法の改正により専決処分をしたと。しかし、今度、動きに対しては、動きが決まってからまた変わるということでいいわけですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私から御答弁させていただきたいと思います。

御指摘のとおり、今国会で見直しの議論がなされております。それに応じて規範である条例を変えるということはありませんけれども、私どもといたしましては、基本的に市長会等を通じて、この後期高齢者の制度がおかしいといったことについては市長会、あるいは「せんたく」の場等々で申し伝えたいと思っておりますので、何も国が一方向的に言っていることを我々が受けるのではなくて、その前から積極的に自治体の声を届けていきたいと、このように考えております。

今回の上位法に対する専決処分については、それは専決に付すべき中身だということを感じましたので、専決というお願いをさせていただいているところであり、次回については、本当に地方自治体の制度の根幹にわたるものについては、国が専決を求めているも、それは条例議案としてきちんと御審議にあずかることになるかと思っておりますので、それはその中身に応じてまた相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

上位法については、それは絶対的な力があるというふうな印象を受けるような答弁だったわけですが、しかし、専決処分というのは、議会で否決したところで専決承認しなくても、それは有効なわけですから、ここできちんと聞いとかんといかんわけですよ。今の後期高齢者の問題等についても考えてみると、私たちもいろいろ党の会議、いろんな場所において、本当にお年寄りを切り捨てるような、本当に愛情のない、そういうふうな条例なり規則というものがどんどんまかり通っていると。しかし、それは2年前につくったから説明不足だった。もう説明不足では通用しないような状況になっとるわけですよ。だから、上位法だろうがなかろうが、本当に市長がそういう気持ちがあるならば専決だって拒否する、あるいはし

ないということが法律上許されるならば、姿勢を示すことが必要じゃなかろうかという気がしておるものですから、その点についての市長の考えを承りたい。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これは基本的に国の重要な課題にかかわります。したがって、今回は議員おっしゃったように2年間の議論があった。これを我々がうまく告知できていたかどうかは別にして、今回の法律、あるいは専決処分である条例がないとするならば、高齢者全体の医療制度に支障を来すということになりますので、先ほど私が申し上げたとおり、ただ、私はこれがいいというふうに思っておりません。これについては、我々、条例レベルの前に、きちんと国に働きかけをして、こういった国民の皆様、特に高齢者、あるいは社会的弱者におかれている方々が本当に納得していただけるような制度にするようきちんとすべきだというふうに思っておりますので、先ほどそういった思いを込めて答弁をさせていただいたところであります。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今、市長から勇気ある発言をしてもらいました。国の制度がそうであって、しかも、いろんな機会に発言をしていると同時に、今の答弁でもそういうふうに、例えば高齢者の医療とか、社会的弱者に対する医療問題についてもきちんとした態度で臨むということでございますので、私は勇気ある発言だと思います。

私があえて再登壇してここで尋ねるのは、例えば、上位法とか、基本的な法律があるから、それに対して市長としては当然事務的な処理をしたというふうな感じでしょうけれども、あとの市民病院の問題に関係あるから、あえて私は申し上げているわけですよ。（「関係ない」と呼ぶ者あり）お年寄りとか——関係あるかないか、私が質問しているわけだから。そういうことで、本当に国の基本的なもの、あるいは市民、国民の立場に立った、高齢者、あるいは弱者、そういう方々の健康とか医療を守るためのいろんな立場で、そういうお考えをお持ちであれば、やはり国に対しても、国の指導で、あるいはいろんなもので制約をされたりすれば、医療費の単価の改正なんかでは国の指導みたいなものですから、今度の場合、そういうものも、やっぱり専決処分なるときに拒否するぐらいの御姿勢で判こを押されたかどうかをお聞きしたいと思います。非常に質問らしくない質問ですけど、お願いします。

〔29番「議長、議事進行について」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

私はあえて、専決処分と今の国の動きが違うから、どういうふうに整理しているか、ちゃんとしておかなければ議会が迷うということを言いました。ただいまみたいに意見を言ったらですね、きょうは質疑の場でしょう。意見は討論の場で言ってもらえば結構ですよ。上位法が改正されて、改正しなければ不利益をこうむる団体から提訴されますよね。だから、その専決処分は守らにゃいかんと。その立場と、今市長が行政を預かる身としては、やっぱりこうやっていきたいと。だから、上位法は守らにゃいかんから専決処分でしたと、動きはこうですよと、ちゃんと分けとかなければね、我々から今みたいな声が出ますよと。今のは意見でしたからね、意見は言うべきじゃないと、質疑ですから。だから、そこを整理してほしいということで議長に私は議事進行を出したわけですから、そこはちゃんと区別しとってください。

〔30番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

実は、質疑と質問、一応承知していますよ。だから、私は、本当に言葉不足でそういうふうに分かれたとすれば残念ですけども、これは、制度の根幹に関する問題を含めて、やっぱり市長の政治姿勢というのが、本当に弱者を守るという温かい気持ちの中で専決処分の判を押されたとか、あるいは事務的処理をされたということを理解した上で、あえて申し上げているわけですから、私は当然これは議事進行に協力した質問だと理解をしています。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ちょっと待ってください。今の議事進行についてですけど、議事進行については、私の答弁になるわけですが、けさの議会運営委員会の中でも、議案審議については議案に対しての質疑ということを極力お願いしたいということを議会運営委員長からもお願いしていただいております。そういったことを議員、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

提案されている議案の中身に沿って質疑せいと、議長が言われるのはわかりますけど、そうであれば、提案する側がいろいろ資料を出す必要がありますよ。特に、専決処分については。その専決処分を市長ができる規定がありますよね。議会を招集するいとまがなかったと、それほど緊急を要する場合。だから、専決処分というのが認められているわけでしょう。この64号議案について急を要する、あるいは国の法律が変わったから緊急に変えていかなきゃならん。3月に審議をしたはずですよ、この後期高齢者の問題については。もちろん、私

は反対討論しましたけれども。すると、それから何が変わってきたのかと、何を専決処分せにやいけなかったのか、議会を開くいとまがなかったと、その理由を説明していただきたい。

もう1つは、議案に沿っての質疑とよく言われますけど、それに関連するのは出てきますよ。これは議長に言わんで、こっち向いて言われるのかわからんけど、議運で私が発言したのは、資料が十分あって、それを十分に検討する時間も保証されていて、そして本議会に臨む、あるいは市長にしてみると議会を開くいとまがなかったと、だから専決処分したんだということですから、そこは審議にふさわしい資料をそろえて説明をする。そういうことを最初に指摘して、例えば、第2条の第2、「前項の基礎課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者」——読んでもなかなかわかりにくいですね。要するに、今まで当該合算額が56万円を超える場合においては、その課税額は56万円とする。この現行法を改正案では47万円に引き下げたと、このことによってどういう影響が出てくるのか。

もう1つは、7割、5割、2割の軽減、これは3月の時点で武雄市内の75歳以上の高齢者というのが7,499名でしたよね。その後、変更があっていると思いますよ、誕生日を迎えていますからね。そのうちの約2,500名は共済保険だとか、社会保険だとか、そういういわば国保とは違う扶養に入っておられたと。そういう人たちは10月までは凍結、10月以降は9割軽減という説明があっていましたよね。そして、今、政府・与党の中で検討されているのは、改めて7割、5割、2割の軽減のほかに9割軽減も出そうじゃないかと。例えば、年収300万円の年金を持っておられる76歳の御主人、奥さんは年金がなかった、収入がゼロだと。それでも均等割が掛かりますよね。ここでいえば三万幾らですか、佐賀県の均等割額が出ていますよね。そこのところを9割軽減という案も出ていますね。そういったことも新しい法律と同時に、市にいろんな資料が来ているはずですよ。そこを十分吟味した上で、武雄市内の後期高齢者に対する課税というのはこう変わるというあたりの資料も出した上で、専決処分に付した理由を示していただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

今回の改正につきましては、今の現行の国保ですけれども、所得割が11%、それから均等割が2万5,800円、平等割は3万3,600円となっております。これは、後期高齢者医療制度に伴うところの改正で、所得割につきましては、医療分が8.8%、後期高齢者支援金が2.2%ということで11%、これは現行と変わっておりません。均等割につきましても、基礎の医療分につきまして1万9,200円、それから、後期高齢者の支援金が6,600円、2万5,800円ということで変わっておりません。平等割につきましても、3万3,600円ということですのでけれども、医療分が2万7,800円、後期高齢者の支援金が5,800円ということで、現行と変わっておりま

せん。ただ、変わりましたのが、後期高齢者支援金のところの所得割8.8%が12万円という限度額になっておりますので、これまで56万円だったところが59万円ということで、3万円上がった方について出てきているところです。ですから、限度額の影響としましては、56万円のときの限度額以上の世帯が274件ありましたけれども、59万円の世帯になる人は242件ということで、上がった分少なくなっております。ですから、差し引きの32世帯の方が56万100円から59万円までということで、32世帯の方が影響を受けるようになっておるところでございます。

〔22番「いとまがなかった理由は」〕

○議長（杉原豊喜君）

議会を開くいとまがなかった理由。

○國井くらし部長（続）

議会を開くいとまがなかった理由というのは、国会での審議がおくれたということと、それに対応する事務のおくれということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第64号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第64号議案に対する討論を開始いたします。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

国民健康保険税条例改正の専決処分について、反対の討論を申し上げます。

この条例改正は、国会の場で2年前、小泉内閣のもとで与党である自民党、公明党の皆さんの賛成のもと、医療改悪法が成立をして、今地方に負担を押しつけられておるのではないのでしょうか。私は、先ほどの質疑を通して、圧倒的議員が反対の意思を表明していただきたい、こう訴える次第であります。

そういう意味では、今市民の世論が沸騰しておりますように、後期高齢者医療制度に対するそういう反対の思いを受けて、民主党、日本共産党、社会民主党、国民新党、野党4党による廃止法案が参議院に提出をされているところであります。人生を前期と後期に分けて医療を差別する、こういう後期高齢者制度を断固として廃案にする以外ないではないでしょうか。市長も先ほどの答弁で申し上げられておりますが、まさに、これまで2年前のこうした与党の施策に真っ向から批判の声を上げていこうではありませんか。

以上で専決処分に対する反対の討論とかえさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

後期高齢者医療制度の廃止を求める請願を出した人間が、何でここで賛成討論かとなりますけれども、先ほども言いましたように、今現在の法律、上位法が決まったら、それは自治体は守って動かなければならない。しかし、今後は変えていくと。それは今、江原議員が言われたように満場一致して、ぜひとも、私も請願を出しておりますので、それこそ皆さん方の協力をよろしくお願いします。本案に対しては賛成をいたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第64号議案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第64号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6．第65号議案 武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。宮下水道部長

○宮下水道部長〔登壇〕

第65号議案 専決処分の承認について（武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例）について補足説明を申し上げます。

専決処分の内容につきましては、武雄市水道事業給水条例の一部を改正させていただいたものでございます。給水条例につきましては、昨年12月議会におきまして、利用料金の改正について議決をいただいたところですが、料金の計算方法を規定する同条例の別表の一部に不備な点を発見しましたので、4月使用分にかかわる納付書を発送する前に専決をさせていただいたものでございます。

議案書は18ページ、19ページ、新旧対照表につきましては、31ページというふうになっておりますが、説明については新旧対照表の31ページにおいて説明をいたしたいと思っております。

新旧対照表の中の現行の欄ということで、別表、現行の欄の一番下のほうの備考の欄でございますが、「月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、次のとおりとする。」ということで、「使用日数が15日未満で、かつ、使用水量が5 m³未満のときは、基本料金（ただし書きに規定する基本料金は適用しない。）の半額とする。」というふ

うになっております。こうしますと、4立米以下の場合につきましては、基本料金の半額の850円というふうになります。5立米の場合については、同表の上のただし書きの欄、5立米までは800円ということになりまして、4立米の場合に850円、5立米の場合に800円という逆転現象が生じることになります。

そこで、備考中、(1)項を削除しまして、次項以降を繰り上げることによってこの逆転現象を解消するという事で、条例を改正させていただいたものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきたいと思います。今後、こういったことがないよう心がけますので、よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第65号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第65号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第65号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第65号議案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7. 第66号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。角企画部長

〔30番「議長、議事進行。説明の前に大事なことがあります」〕

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

議案が上程されて、質疑になれば質疑をしますよ。ですけども、その前に大事なことがあるんですよ。この議案は、こう中身を見て、市長の説明を聞いたところ、実は市民病院を廃止して民間に譲るという前提の議案、そういうふうに理解をしたわけです。ところが、本来、議案の基本になるのは、市民病院を廃止して、そして将来2年後には民間に譲渡するという事を前提とした議案、いわばそれをどうしてそうするかという議案なんですよ。本来

ならば、市民病院を廃止しますという議案を出して、その廃止は2年後であるということであれば話は別です。その間に市民病院を廃止するかどうかについては広く市民の意見を聞き、議会も委員会を開き、勉強会も一生懸命しているわけですから、そういうふうな形をぽんと通り越して、枝葉末節とは言わんですよ。枝葉のほうの議案だけを出して、本体の議案を提出せずに議論にかかるとすれば本末転倒で、この議案は瑕疵ある議案、こういうふうに理解すると。議会が瑕疵ある議案を論議したということになると、おかしいじゃないかと。ですから、議事の進行で前もって、本当にこれが瑕疵ある議案じゃないか、法的にこれが議案として本当に論議の対象になるかどうかをきちっとしてほしい。それが理解された上で、私はあとの議案についての質疑をしたい。

だから、議事進行について、まず、議長が議案としてここにとにかく通告ですから取り上げてはありますけれども、本当は審議をするに値しない議案じゃないかと私は思います。いかがでしょうか。それについての議長の答弁からお願いします。

〔29番「議長、議事進行について」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

ただいまの発言の中に、一番最初のところですけれども、1つ決めてある。それに基づいて今話を展開されたんですね。それは譲ることに決めてあるんだと、だからこの条例が出るんだ、そうじゃないでしょう。この条例というのは、今後いろんな公募したり、そのためには、まず整理の仕方をしなければ公募できないからということ、そういう説明を受けていますよね。そのことについて、ちゃんと最初のところで説明しとかなければ、最初に違うものを持ってきて、後で重ねてやるというやり方には私は反対ですので、そこは整理をしてください。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	10時59分
再	開	11時15分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの議事進行の中で、移譲を前提にした議案を出しているのが瑕疵があるんじゃないかと、私に対しての質問だったと思いますけれども、私は瑕疵があるとは認識いたしておりません。

それと、先ほど執行部のほうにも条例の趣旨等についてお聞きいたしたところ、公募をする条件整備のための条例だということ、説明をいただいております。

以上です。

〔30番「議事進行」〕

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

移譲をするための、条件整備をするための条例案というなら、移譲することを前提とし、あるいは移譲を促進するための議案という格好にしかならんわけですよ。基本になる、じゃ、なぜ移譲を公募するかという条例議案が出たことは、じゃ、廃止なりそういうものを前提とせんとそういう条例議案はできんのですよ。保育所だって保育所を廃止する条例、どこかに譲る条例、土地を買ってあげる条例、いろんなことが条例として一緒に出て、そして論議をする場合があります。一緒に出たら問題ないですよ。それだけ、枝葉だけを先に出して、そして武雄市民病院をですよ、8年前に——本当に見てくださいよ、こんなに一生懸命論議した記録がここにありますよ。でも、今からこの紙切れの2ページで市民の安心・安全をなくすような、そういう動きというのが非常に心外なわけですよ。もちろん論議はしますよ、ですけども、こういうものを基本的に、じゃ、武雄市民病院を廃止しますと。そして、きょうあす廃止するわけやないですよ、2年後なら2年後までは制約がありますから、2年後に廃止すると、そういう方針を示した上で、その条例案なりそういうものを議案として出して、広く市民に論議をしてもらって、議会でも委員会を開くなりいろんな論議をした上で議案が出て、じゃ、廃止するためには、あとどういうフォローをするかということ論議するならば話は別ですけども、それすら、その機会がないわけですから、だからそれはおかしいと私は言っているわけですよ。

だから、それは議長は瑕疵ある議案と思わんと言うけれども、じゃ、法律的に、どこの、例えば内閣法制局がそう言ったのか、全国議長会の法制課がそう言ったのか、はっきりした上でそれは議長として回答してくださいよ。私はあなたが努力してあることは十分認めていますよ。しかし、これは議会の権威の問題。そして、市民の方々は、自分たちもそういうことに対して賛成、反対、率直に意見が言える機会がなぜないのかと。有識者会議ですか、それでも本当に知見、いわゆる経験を有する医師会とか、いろんな関係者の意見を聞いた上で方針を決めてほしいということを書いてあるのに、医師会にも何も言っていないじゃないですか。そういう形でいきなり枝葉を出すというのはね。まず大事なことは、議会がこういうことをチェックして、じゃ、議案を出すなら全体きょうになる、市民病院を廃止する条例案を出したらいいじゃないですか。そしたら、それに対して市民の賛否を堂々と論議をした上で、それじゃ、決まったらどういうふうにしていくかということをするのが筋じゃないですか。

だから、これは間違いのある、瑕疵ある議案だと私は思いますよ。議長が、自分ではないと思うんなら議長の個人の見解ですか、それとも内閣法制局の見解ですか、はっきりしてく

ださい。

〔25番「議事進行について」〕

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）

今の議事進行について、ちょっと言いたいと思います。

もともと、武雄市民病院のことで廃止を持ってこいということで言われたんですけども、例えば道路をつくる場合、今までいっぱいあったことなんですけれども、道路をつくる場合、その計画地に条例を変えなきゃできないというときは、まず条例を変えてからその後に道路計画を予算をつけて発表したと。これは今までこの議会でも多々ありましたよね。先にそういうふうな条件整備をしてから、予算をつけてきちんとそれをやるというのは多々ありました。

それと、もう1つ発言のやつも、「この紙切れ2枚」という発言ですけども、その一枚一枚に我々は重い責任を持っているわけですね。そういう発言でこの瑕疵ある議案というのも困る。そういうところを取り計らってしていただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

30番議員の議事進行について、きょう、まずお答えしたいと思います。

瑕疵がないというのは、私の判断で、私の考えで申し述べております。内閣法制局とか、議長会とか、そういったことに私は仰いでも、聞きもしておりません。ただ、議案として出された以上は、この議場で、議会内で議員の皆さん方がいろいろ審議を尽くしていただいて結論を出す、それが本当じゃないかなと思っております。入り口に入る前から瑕疵があるとか……

〔30番「ちょっと待ってください、議長。失礼なことは言わんでくださいよ。議事進行」〕

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

論議はしていいんですよ。論議を尽くさんでということを行っているんじゃないです。論議を尽くすためにもね、きちっとした形で条例議案を出してもらって、その上で論議を十分しましよと、みんなでやろうと言っているわけですよ。だから、議長おっしゃるように、本当に私たちの気持ちも、あなたの気持ちも変わらんとですよ。ただ、本当はこういうときはですよ、これだけ30分間休憩しているわけだから、それくらいは内閣法制局だって市議会議長会の条例の制定、私たちも一緒にやったやないですか。わからんときは国に聞いて、法律の仕組みについても勉強したやないですか。ですから、そういうことですよ、市民の方々から本当に十分論議をしたと、そういう気持ちがわかってもらえるように、きちっと議

会としてはせにゃいかんとですよ。そのためにはきちんと条例を出して、瑕疵ある議案かどうかを調べて、瑕疵ある議案じゃなければ審議に入っているじゃないですか。徹夜しても3日間でも4日間でもいいですよ。ところがね、2日には公募するという議案ですから、そんな性急過ぎますよ。拙速を避けて、本当に市民のために考えにゃいかんから、議長としては議事進行には考え方を慎重にやってほしいと思います。

〔29番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

また出ましたけどね、結局、議会が慎重審議していないと、そういう言い方されましたけれども、22日の全員協議会があったんです、この問題について。ありましたね。全員協議会というのは、ここの質疑と違って自由に言える立場ですよ。いろんな問題が言えますよ。何時間で終わりましたか。（発言する者あり）何時間で終わりましたか、協議でしょう。全員協議会でしょう、何をしよったんだ。だから、議長が今瑕疵ある条例やないと言われてたら、それはあったら後大変ですよ。それはそれでしょうんないことですよ。しかし、ないと言え、それで進んでいくと思うんですよ。だから、市民の皆さん方の声を聞かん、聞かんと言いますけれども、皆さん市民の代表じゃないんですか。中身でやりましょう、中身で。堂々と。

〔27番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）

どうも本流に入る前に、いろいろお話がっておりますが、谷口議員の議事進行の間で私も考えておまして、実はこの病院の問題は、きのうきょう始まった問題ではありませんで、黒岩議員もおっしゃったように、全員協議会、あるいは各専門の常任委員会の中で、いろいろずっと審議をされてきて、どのようにするのかということはされている。いきなり目の前にぼんと出された問題ではないというふうに思っております。

私も、今までの福祉生活常任委員会、新しく病院を移譲されて、その後ずっと経過がありますよね。そういう中で、どういう議論をされてきたのかというすべての議事録を引き出してまいっております。その中で、平成16年（「7月16日」と呼ぶ者あり）7月16日に――ありがとうございます。既に、いわゆる医師の引き揚げ、脳神経外科の医師の引き揚げをめぐって、今の病院、今、武雄市民病院が直面しているような問題がそのときにも議論として出されてきている。どういうふうに運営すべきかということがされているのがあったわけです。

事の最後に、この問題については、既に市民の皆さんを含めて一定の認識があり、進んで

いるというふうに思うわけであります。ですから、議案の取り扱いとしては私はこれでいいと思うんですよ。具体的に問題を、審議のあり方として、その存続を含めて、あるいはどういう形態かを含めて、その点当然意見は出るだろうというふうに思いますので、その辺を十分配慮された議会運営をしていただければ、この問題は解決するのではないかとこのように思っております。

以上です。（「武雄のことであって、これは全然関係ないんだ」「そんときの議長はだれやったか」と呼ぶ者あり）

〔22番「議事進行について」〕

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員（発言する者あり）私語を慎んでください。

○22番（平野邦夫君）

高木議員が平成16年7月16日と言われましたけどね、そのとき新しい医者の臨床研修制度が変わって脳外科が引き揚げられたと。しかし、それは議案として論議したわけじゃないですよ。そしてまた、武雄市民病院の今後のあり方について深く論議したことはないですよ。その後、平成17年に樋高院長が、私見として、私の意見として福祉生活委員会に出されたというのがありますよ。だから、議会で正式に武雄市民病院の将来のあり方、今後のあり方について論議したというのは、それは誤解ですよ。

もう1つは、先ほど谷口議員が言われた、この条例案の出し方といいますかね、余りにも突然ですよ。というのは、20日の全員協議会では、武雄市民病院改革ビジョン、これは市長が説明をして、そして従来の独立行政法人か、もしくは民間移譲かと。武雄市の経営形態のあり方として諮問をし、議会にも説明をしてきた。20日に民間移譲て出したわけでしょう。そして、この条例が我々議員に示されたのは23日ですよ。で、26日の議会運営委員会で、この条例、議長いつ見たんですかと。議会を招集する問題や、6月議会との関連や、あるいはこの条例の具体的日程等々、6月議会の直前に臨時議会を開かなきゃならない。先ほど江原議員が言ったように、急施案件に値するののかという問題ですよ。

ですから、入り口のところで谷口議員が質問していますよね。私もこの条例をもらったときに驚きました。と同時に全国にこういう条例があるのかと問い合わせをしましたよ。初めてだと。そうであればあるほど、この条例の中身というのは全国にも与える影響は大きいし、武雄市が最初の条例をつくるのであればね、それはいろんな方面からの情報を集めて、議長としての見解を示すべきだと。瑕疵ある議案かどうかは、私はよくわかりません。しかし、全国で初めての条例だというのは聞いておりますので、そこら辺は、議長が審議に入る前に谷口議員の議事進行についてはきちんとした見解を示すべきだと。議長が条例案を知ったのは23日だということを改めて聞いたのはそれなんです。と同時に、20日の改革ビジョンの、いわゆる全員協議会のときに、事前審議にならないようにとわざわざ議長言いましたからね。

議長が、事前審査にならないようにと。撤回はされましたけれども、じゃ、何でこれが事前審査になるのかと、議案なのかという指摘はしましたよね。そういう経過がありましたので、改めて23日に示されたこの条例案については、議長はいつ知ったんですかと。それは急施に値するかどうかという判断も含めてやるべきなんですよ。だから、一連の質疑があっているわけですから。そこはきちんとした見解を示していただきたい。（「休憩して内閣法制局に聞いて」と呼ぶ者あり）

〔20番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）

瑕疵があるかないかというのは、議長はなかていう見解を出しなさったわけですよ。そいぎ谷口議員があるていうなら、谷口議員のほうが全国議長会か法制局で調べてですよ、それを突きつけるべきじゃなかですか、議長に。そがんせんぎおかしゅうなると思いますけど。

以上。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ただいま議事進行で、いろいろ私に対する質問が出ているようでございますけれども、谷口議員の質問に対しては、私としては瑕疵はないということを申しました。

それと、22番平野議員の質問に対しては、一回平野議員にもお答えしたんじゃないかなと思いますけど、多分23日、告示のときにはもう慣例として議長に議案説明がございます。多分そのときに受けております。それで、言った中にもありましたけど、この条例に対してはどうかということも執行部のほうにはお尋ねをしましたけれども、やはり公募条件の中にいろいろ盛り込む必要性はあると、やはり急を要するというので説明を受けております。

いろいろ質問も、議事進行とかなりかけ離れておりますので、議事を進行させていただきたいと思います。これから、いろいろ議案審議とか討論とかございますけれども、その中で、皆さん方、議員おのこの質問とか考えを述べていただきたいと思いますので、議事を進行させていただきたいと思います。

第66号議案に対し、提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

おはようございます。第66号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の20ページをお開きください。

今回、お願いいたしております武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例につきましては、市民病院を民間に移譲するに当たり、移譲を円滑に行い、もって地域の医療を確保するために必要な事項を定める条例でございます。

まず、第1条では、目的として武雄市民病院の移譲を円滑にするとともに、地域医療を確保し、特別の措置をするために、本条例を定めるものとしております。

第2条におきましては、移譲先団体を規定いたしております。移譲先団体の範囲は、第1号から第5号に規定する法人等で、職員が引き続き経営される病院の職員となることを伴うものを言います。

第1号の規定は、民法第34条により設立された公益法人でございます。

第2号の規定は、医療法第31条に規定する公的医療機関で、都道府県立、市町村立を除きます。

第3号の規定は、医療法第39条第2項に規定する医療法人でございます。

第4号の規定は、私立学校法第3条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置している学校法人でございます。

第5号の規定は、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設している法人でございます。

第3条では、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を譲与または時価よりも低い価格で譲渡ができるようにする旨の規定でございます。

第4条では、武雄市公益法人等への職員の派遣に関する条例の規定に基づき、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条に定める政令で定められた法人に派遣することができる旨を定めたものでございます。

議案書の21ページをお開きください。

第2項では、全国を対象として公募することから、市内に事務所を有するという限定規定を外すものでございます。

第5条は、委任事項でございます。

第66号議案についての補足説明を終わらせていただきます。

引き続き御説明させていただきます。お手元に、第66号議案関連資料1と、関連資料2を配付いたしております。双方とも、移譲先公募要領でございますが、資料1はその骨子でございます。資料2は全体分でございます。

それでは、公募要領につきまして、配付いたしました資料1で御説明申し上げます。

まず第1は、公募の目的を書いております。市民病院を取り巻く諸問題を解消し、地域のニーズに対応した医療環境を実現するために、この趣旨に最適な医療機関を選び、移譲先を選定するということを目的といたしております。

2では、移譲の時期を平成22年2月1日といたしております。

3では、移譲物件の概要について記載いたしております。

(1)は別紙にて施設概要を示しております。

(2)は許可病床数でございます。

(3)は売却価格についてお示しいたしております。土地につきましては、鑑定評価の上、時価といたすことにしております。建物につきましては、現地で引き続き病院を運営する場合は時価といたしたいと。3年以内に新築し開院する場合は、時価から解体費用を差し引いた額とすることにいたしております。なお、医療機器などの備品類につきましては、移譲先が希望する場合は別途協議するということにいたしております。

4では、応募資格者を定めております。

(1)の①においては、今回、御提案いたしております条例第2条に規定する法人等でございます。

②においては、現在の許可病床が武雄市民病院と同等以上の病院の病院経営がある法人が資格があるということにいたしております。

(2)においては、①で市民病院が実施していました救急医療と病院群輪番制への参加を条件といたしております。

②では、市民病院改革ビジョンの達成でございます。

③では、現在の診療科を引き継ぐものとし、一般病床135床を維持するということを条件といたしております。

④では、人材の不足が生じない、医師の不足を生じない有効な対策をとるということを条件にいたしております。

⑤では、施設の療養環境を積極的に整備することといたしております。

⑥では、引き続き移譲後の病院に勤務を希望する職員の採用を条件といたしております。

⑦では、移譲後も在院希望の入院患者を引き継ぐことといたしております。

⑧では、市の保健・医療・福祉施策への協力を行うことというふうにといたしております。

⑨では、市行政関係者との協議の場を設ける、そして意見等を病院運営に反映させるよう努めることといたしております。

⑩では、移譲決定後、病院引き継ぎの間について、市が求める救急医療を再開するため必要な医師を派遣することを条件といたしております。

⑪では、地域の看護師研修施設としての機能を継続することを条件といたしております。

5では、示しております書類の提出を義務づけております。

以上、簡単ですが、御説明にかえさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第66号議案に対する質疑を開始いたしますが、本議案については質疑の通告がっておりますので、通告順に質疑を受けたいと思います。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

質疑に入ります前に、きょう第66号議案関連資料1、2が出ましたよね。これはいつ準備

したんですか。勉強会のときに第66号議案を具体的に理解する上では必要な資料がないとできないと。第5条の、市長が必要と認めるとき、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。これは別に定めるといふこの条例全体の市長が必要と認める内容は何なのかと。きょう、これは配付されたわけでしょう、関連資料1、2というのは。余りにも何といひますか、議案審議に入る前に、議会に、あるいは議会を通じて市民の皆さん方に、正しい資料をきちんと出していくということがまず求められるんじゃないですか。勉強会では出さない。これはいつこの公募要綱、あるいは条件等々が示されたのか。少なくとも武雄市民病院改革ビジョンの中に、大枠は出ていますよ、6項目(1)から(6)まで。その具体化だろうと思えますけど、それを出されたのは20日ですよ。この条例を具体的に審議するにふさわしく、必要な資料をちゃんと準備すると、きょう出してきょう審議してきょう結論出せと。余りにも乱暴過ぎますね。

そこで、第66号議案の条例についての質疑をしていきたい。

ここの第3条で、武雄市民病院事業の用に供されている資産、いわゆる武雄市民病院に使っている土地建物、あるいは医療器具もそれに入りますね。移譲先団体に対しこれを譲与し、時価よりも低い価格で譲渡し、または無償もしくは時価よりも低い価格で貸し付ける。この文章だけで、どの程度の資産価値があるのかと、これに関連する資料もないでしょう。それが1つです。一体市はどう考えているのかと、資産を。例えば、国から譲渡を受けたときに、売買物件総括表というのがありますよ。これは平成12年2月1日の資料ですけれども。この武雄市と当時の厚生省、これが交わした契約の売買物件総括表、この種目、宅地、数量については7,950.48平米。減額前の評価額5,778万595円、これは契約のときの物件の売買価格ですよ。こういうものをそろえて、武雄市は平成12年1月25日に九州地方医務局長、契約担当官は厚労省の九州地方医務局長と、その当時の武雄市長との間に国有財産譲渡及び売買契約書を交わされていますね。それとの関係でいきますと、この条例の第3条でいう時期の問題、これは時期については3の3で物件の売却参考価格、その中に括弧つきで、3年以内に移転新築した場合は時価から解体費用を差し引いた額とすると。3年というのはいつの時点から起算して3年以内なのか、それが1つ。

もう1つは、わざわざ今の土地、建物を使わない場合まで書いていますよね。解体というのはそういうことでしょう。売却はするけど、相手が解体するその解体費用は差し引いた額とすると、売却額の中からね。一体どういうことを考えておられるのか、資産に対する考え方を出示していただきたい。

もう1つは、この第67号議案との関係で——これはまだ議案になっていませんね——に関係することなんですけれども、いわば時価よりも低い価格、いつの時点での時価なのか。契約時点なのか、売却時点なのか。あるいは、無償もしくは時価よりも低い価格で貸し付ける。これはいつの時点でそう判断されるのか、それは無償で貸与した例はありますよ、杵島向陽

園の売却のときに。あれは特老施設建設のときに無償で貸与しているという事実はありますよね、土地については。そこら辺を明確にさせていただきたい。

もう1つは契約をどうするのかということです。この契約について言いますと、先ほど言いました国と武雄市長とのその当時の契約を見てみますと、これは10年間、したがって平成22年、2010年1月31日までは市の責任で運営しなさいと。それは指定期間として定められていますね、特別措置法によって。契約もそうなっております。そうすると、6月2日に公募をすると話を聞いております。そして、6月の議会で財産の処分という議案を追加議案として出したいと、こう勉強会で言われましたね。財産の処分を、6月議会で追加議案として出す。6月議会がいつ開会されていつ終わるのかわかりませんよ。それで6月2日に公募をする、財産の処分というのは移譲先団体が決まってからでしょう、わずか1カ月もない期間でしょう、全国公募にかけて。保育所の民間移譲とは全く手順が違ってきますよ、先ほど質疑がありましたけどね。2年、3年かけていますよ、保育所の民間移譲についてはですね。そして同時に議案を出すと。この国との契約のかかわりで、今言いましたけれども、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いただいた御質問のうち、重要なことについては私のほうからお答えをします。基本的な事務細目等については部長から答弁をいたさせます。

まず、答弁に入ります前に資料の扱いでございます。これにつきましては、私どもといたしましては、あくまでも広範な議論をお願いするという意味で参考資料として今回の公募要領案を付させていただいているところであります。したがって、私どもといたしましては、幅広く御議論を賜ると、しかもこれはいきなり出たものではなくて、先ほどいみじくも平野議員おっしゃっていただきましたように、そのビジョンの細目について付させていただいているところであります。それをぜひ御理解賜ればありがたいというふうに思っております。

次に、資産をどう考えているかでございます。これは、あくまでも市有財産でございます。市民の大切な財産だというふうに心得ております。したがって、私どもといたしましては、この資産をいかに次の民間病院に移譲せしめるかといったことについて心を砕かなければいけないと、かように考えております。その上で、今回の条例についてでございます。この条例につきましては、あくまでも――これは全国初ではございません。福岡県が県立病院を移譲するに当たっての条例案を参考にさせていただいておりますけれども、これについて私どもといたしましては、こういう制度的な担保をきちんと書いておくと。言うなれば、A、B、C、D、Eと、どういう範囲でこれを移譲するかというのを、きちんと制度的担保がな

いと、私どもとしてはなかなかそれはできかねるという判断に立って、今回の条例を出しているところであります。

したがいまして、その中でどういうふうな価格で決めるかと、これは議会の御議決の範囲だというふうに思っておりますので、我々としてはそのスタート地点、その制度を担保する意味でこういったものを出しているところであります。したがいまして、使わない場合の業務が出てまいりました。これについては、あくまでもこの条例というのは、制度的担保でありますので、これについては今度プロポーザルに応じていただく病院が考えるべき問題だと。その考える選択肢の幅を今回は与えるべきだといったことで、幅広く条例に付させていただいているところであります。あくまでも、最終的には議会の議決が必要となる項目であります。時価の意味等については細かい話ですので、部長に答弁いたさせます。

契約につきましては、6月2日に公募と今のところ考えておりますけれども、これは二、三年かけてするのが筋ではないかといったことについては、私どもといたしましては、短い期間ということは十分認識をしております。しかし、私たちとすれば、きちんと十全な市民医療を提供しなければいけないということから、そういった病院を早く決めていただく、決めることによって、市民に今以上の医療を提供したいということを考えておりますので、そういった意味で議会に御負担をかけることにはなりますけれども、お願いをしているところであります。したがって、選定委員会、今後公募のときに、後で出てまいりますけれども、選定委員会でも本当に短い期間でありながら十分に御審議を賜るように私からもきちんとお願いをし、それを責任持って議会にまた御提案を申し上げたいと、かように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

価格の件でございます。まず、譲渡に対して2つのケースを考えております。

1つは、土地建物を引き続き使って病院を運営するというケースでございます。

1つは、新築し移転するというケースでございます。

御質問の期間の問題でございますが、譲渡後3年以内に移転して新築し病院を運営する場合は、土地については時価、建物は時価から解体費用を差し引くということで公募要領は作成いたしております。

その理由といたしまして、新築移転の場合は、現在の施設については病院を目的とした利用しかできないということございまして、現に今の建物については、基本的に、病院の用途で建築されたものであり、他の用途にするためには、それ相当の改修が必要かと思われま。あるいは、解体して他の用途に使うという必要も出てこようかと思えます。そういうことから、解体費用を差し引いて処分するというにいたしております。

評価の時点でございます。次の議案にお示ししておりますが、土地の鑑定評価について御提案する予定でございます。議決いただければ、すぐさま鑑定にかかり時価を出したいと。御指摘のように、平成22年2月1日まで時間があるじゃないかということでございますが、国、県等の地価調査、地価公示価格の変動率をもって補正し、価格を最終的に決定いたしたいというふうに考えております。

建物につきましては、譲渡直近で評価し処分したいというふうに考えております。

以上でございます。

〔22番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）

そっちに行って質問していいですけどね、3回しかできないというわけでしょう。そうすると、1回目で質問したように、平成12年1月25日で国と前市長とで交わされた契約、これとの関係は言いましたよね、指定期間があります。指定期間は10年間、2010年1月31日までは市の直営でと。そして、この前の勉強会で部長が言いましたけれども、財産の処分について6月議会で提案したい、そのときにこの契約との関係はどうなるんですかと、そう質問しましたので、答弁は引き続きやってください。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行についてですけど、契約はどうするのかということです。伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

国との関係の御質問でございますけれども、平野議員御指摘のとおり、平成12年1月25日に国との契約を交わした際の第18条におきまして、権利の設定等の禁止ということで、指定期間については、乙というのはこれは武雄市側になりますけれども、甲の承認を得ないで譲渡及び売却物件についての所有権の移転についてはしてはならないという条項がございます。一応、先ほど角企画部長のほうからありましたとおり、不動産、特に土地についての物件契約は行いますけれども、最終的な登記移譲というのは平成22年2月をもつての移譲ということになるものというふうに考えておりますので、この分には抵触しないというふうに考えているところです。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

先ほどの私の1回目の質問に対して、部長は他の用途にすると。他の用途、あの武雄市民病院を他の用途に供する、だから解体するのも可能だと。市民病院じゃないんですか。病院

を引き続き経営するとじゃないんですか。解体して他の用途に付す、他の用途で何ですか。福祉施設ですか。

それともう1つは、譲渡し3年以内に、この募集には出ていましたよね、3年以内というのが。しかし、6月議会で財産処分をやってもらうんだと、部長は所有権の移転はしないと、一体どう整合性をとろうとしているんですか。ですから、私はあえて国との契約書を改めて資料を求めて読み返してみたところですけども、厳しいですよ、第20条の用途指定の変更解除というのは。他の用途に病院としてはなかなかできないと。現在の武雄市民病院を病院としてはなかなか利用できない。他の用途にする場合には解体。そして一方では、国との契約でいいますと第20条、用途指定の変更解除、これはかなり厳しくしていますよね。もう1つは第21条、武雄市は平成12年2月1日から第18条に定める指定期間、伊藤市民病院事務長が言った指定期間の問題ですね、10年間はということです。満了の日までは毎年3月31日に甲が必要ですから、その当時の厚生省が必要と認めるときは随時に、というのは1年に一遍は報告しなさいですけども、必要と認めるときには半年に一遍でも求めますよと。譲渡及び売買物件について権利の設定、または所有権の移転等を行っていない事実。権利の設定、所有権の移転、いいですか、この事実を、利用状況の事実を証明する登記簿謄本、その他の資料を添えて譲渡及び売買物件の利用状況等を厚生省に報告しなければならない、こうなっていますよね。ですから、指定期間は2010年1月31日まで、武雄市民病院として市が責任を持って運営しなさいでしょう。そしてその当時は、この契約書は、市民としては10年後も武雄市民病院として運営されるということを展望して、その当時の市、議会、苦渋の選択をし武雄市民病院として引き受ける、10年後どうなるかわからんと一切論議していませんよ。

そこで、私はあえてもう一回言いますけれども、用途指定の変更等々が厳しいんだということ契約書はうたっております。どうそれを認識されているのかですね。

もう1つは、全国公募をしてプロポーザルを出してもらおうと、そのいろいろな条件を出していますよね。これが、もし最低件数幾らに示すのかと、参加者数。参加者数を幾らに絞るのかと、最低ですよ。例えば、それはこの前の教育予算の中で、3億円程度のパソコンの買いかえのときに5社手を挙げたと。3社は辞退したと、最終2社になったと、当日1社が辞退したと、そして当初予定していたA社がそのまますんなり3億円の事業を契約したと。何も公開されていませんでしたからね、だからここで問題になったでしょう。ですから、今度市が考えているプロポーザルの件数は、最低何社必要とされているのかと。

そして、もう1つは市長が最初言いましたけれども、期間の短さですね。何で6月2日じゃなくちゃいかんのかということもありますけれども、その関係で、全国公募をしてたくさんプロポーザルに参加してほしい、しかし期間は短い。どういうことなのかということもあわせて答弁をいただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

質疑の途中ですが、ここで1時20分まで休憩をいたします。

休	憩	12時1分
再	開	13時20分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。執行部の答弁を求めます。伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

午前中の平野議員の国との契約の関係の合致でありますけれども、関連資料の1にもありますとおり、移譲の予定時期については、国との契約どおりの期日を設定しておりますので、先ほど条文等々御指摘の件については、すべてこの契約書に合致しているものというふうに理解をしているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

プロポーザルの参加者は絞るのかということでございますが、申し込んだ方すべてを対象にして選考したいというふうに思っております。

期間が短いのだがという御質問でございますが、医師の退職が続いております、そのような中で医師の派遣を条件にして公募し、なるべく早く移譲する民間を決め、医師の派遣を受けることにより救急医療の再開、今後予想される赤字の額を縮小したいというふうに考えております。

他の用途とはということでございますが、移転新築の場合でございます。移転後のことでございます。幅広く民間が考えられ、それを縛るものではございません。

以上でございます。

○角企画部長〔登壇〕

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

最初に、伊藤市民病院事務長の答弁ですけれども、公募要領の中に、移譲の予定時期を平成22年2月1日にしていると。だから、国との契約に対してはそう問題はないと、そんな簡単な答弁で済むような質問じゃなかったですよ。

私が質問したのは、実地調査と、第21条に——いいですか。平成12年2月1日から病院として使いなさいということをして10年間拘束したわけですね、国は。医師を契約したわけですよ。毎年1回、3月31日に譲渡及び売買物件について、権利の設定、または所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記簿謄本その他の資料を添えて国に出しなさいと、どういう報告が求められているのか、毎年。3月31日までに、例えば決算書を出して

いるとか、そういうことをしているだろうと思いますけれども。

もう1つは、6月の議会で財産の処分、これを追加議案として出すと明言されたでしょう。そうすると、この第21条の2でいう譲渡及び売買物件について権利の設定、もちろん所有権移転はしないというふうに市民病院事務長は答弁していますけれども、そこは市長どうお考えなんですか、市長じゃなくて大田副市長に聞きましょうか。国との関係ですよ。病院担当窓口でしょう。

伊藤市民病院事務長はね、2月1日に移譲するんだから問題ないと、そんな簡単な質問していませんよ、私は。契約にあるとおり義務が履行されているのか、6月中に財産処分の議案を追加上程したい、これがこの第21条の2と照らし合わせてできるのか、そう私は質問しているんですよ。きちっと答弁してもらいませんとね、議案質疑は3回しかできませんので、そこはぜひ市長、あるいは大田副市長、答弁していただきたい。

もう1つは、プロポーザルの件で、すべてを対象にすると、応募された方をね。私が聞いたのは、逆な場合ですよ。例えば、市長は全国公募をする。5件、10件、20件と応募があったとしますね。それを排除するものではない、資格さえあれば。条例でいう、条例の第2条の(1)から(6)まで。大学病院も入っていますよね、福祉施設も入っています。そういった資格要件に該当すれば、それは排除するものではない。これは当然ですよ。

新しく出てきたのは、135床以上の病院経営の実績ある人と。これは現在の135床がありますので。もう1つは、2,070の南部医療圏のベッド制限がありますよね、その範囲内でのことだろうと思うんです。建物については今部長が言いましたけれども、それが土地の位置の関係だとか、あるいは他の用途に、病院としての用途に、いわば利用価値がないとした場合には解体費用、あなたが持ちなさい、その分時価から差し引きますよ。解体してもいいと、そういう答弁ですよ。

そうすると、逆に、プロポーザルに1社しか手を挙げなかった。それでも2日に公募して、締め切りは何日ごろされているかわかりませんが、期日決めていましたかね。短い期間の間に再公募はしないのかということなんですよ、逆に言えば。比較検討もするというわけでしょう、手を挙げてプロポーザルどうなのかと、市民が考えている方向でどうなのかと。私、逆のことを聞いたんですよ、例外的に。その際に、期間の延長だとかいうことなどを考えていないかということです。それは再答弁をお願いしますね。

引き続き質問しますけれども、ここでいう時価よりも低い価格。土地については、国の公示価格というのは毎年発表されますからね、それはわかります。建物については、条例でいきますと、時価よりも低い価格で譲渡と。安く売りますよということでしょう、わかりやすく言えばね。建物は、平成12年からいわば増築、改築ですけども、8年たっていますよね。減価償却で価値が下がることがわかります。

しかし、そこで質問ですけども、平成18年の決算で見ますと、借金の残高、病院改築に

当たりましてね、11億8,400万円。これにオーダーリングシステム1億2,000万円加えて、平成19年の決算でいいますと、約12億円借金が残っています。初期投資は26億円ですか、いわば26億円かけてあの病院を改築し、そして、機能を充実させてきたですね。そのうち20億円は借金をしたと。今8億円を返して、あと12億円残っている。

そこで、企業債の残高についてはさっき言いました。これは毎年5,797万3,000円返していますよ、18年度だけ見ますとね。5,790万円返しています。現在、先ほど残は言いましたけれども、22年まで借金返済する。

もう1つは、武雄市の一般会計と水資源開発基金から1億5,000万円、一般会計から6,800万円、合わせて2億1,800万円借金していますね、水資源開発基金等々を利用して。これは平成23年までに毎年4,360万円返しながら、平成23年にはそれは終了する。そうすると、条例に書いているように、時価よりも低い価格で譲渡する。これは初期投資26億円と言いましたけれども、毎年ずっと建物の価値は下がっていく。しかし、借金は計画どおり返されている。そうしたときに、その分どうするのかというのが出てきますよね。22年までに企業債は解決するという話ですけれども、もう1つは平成23年までに返さなきゃいけないものがありますね。これはどう評価し、相手先との契約の中にどう位置づけるのかと、そういうことがあります。答弁をいただきたいと思います。

私の質疑では最後になりますけれども、第4条、職員の派遣という問題です。

この職員の派遣という項目で第4条を定義されました。これを見ますと、市長は、市民病院の移譲を受けて病院を経営する移譲先団体に対し当該移譲を円滑に行う。新しい病院に円滑に移行するために、当分の間職員を派遣する。従来は、この職員の派遣に関する条例は市内の公益法人と。これは市内を取っ払いましたよね。福岡の病院であれ、どこかの遠いところの病院であれ、職員を派遣することができるという、このまま読んでいきますと、そう解釈されないことはない。

しかし、この前の勉強会で聞きましたら、それは大したことないんだと。平成22年、2010年2月1日に移譲しますよね。その引き継ぎの中で、移譲先団体が引き継ぎに関して要請があり、その要請の中に出てきたのはメンテナンス、空調関係のメンテナンス。相手先が要望があれば、メンテナンスで職員を派遣する。わざわざこれ条例書く必要があるんですか。条例を一本立てて、しかも、職員の派遣というふうに位置づけて。

ここは明確にしていきたいんですけども、市の職員という場合には病院で働いている人たち、看護師さん、条例ベースは84名、医師ベース16名——医師は派遣せんでしょね。しかし、いろんな技師の方もおられますよね、薬剤師もおられます。そういう人たちはみんな市の職員ですよ。あるいは事務を担当している人も一般職員として、こちらから病院に派遣している。わざわざ2月1日に移譲するときに相手先が空調のメンテナンスに来てくださいと、その要請があれば職員を派遣することができる。それだけのことであれば、わざわざ

第4条をつくる必要があるのかなど。ここで、本会議で明確なる答弁をしていただきたい。

この第4条に関しては、解釈のしよによってはメンテナンスどころか、看護師さんやいろんな技師の方も含めて、研修という名目のもとに派遣するということだって解釈としては可能なんです。可能だということは認めますね。ここで言明しておかないと、いろんな誤解を招きますよ。単にそれだけのことであれば、わざわざ第4条に明記する必要はないと、そう思いますので、明確な答弁をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

第22条の第2項の、今、平野議員の御指摘の件でございます。確かに契約書の中では、指定満了まで毎年3月31日か、または甲が必要と認めるときに随時報告をすることということになっておりますけれども、譲渡から今日まで毎年3月31日報告した実績はないということであります。

相手方との話によりまして、過去に1回だけ、これについては用途変更を行った経過がございますけれども、裏の砂防ダムの建設時に敷地の売却というのがありましたので、この時点において相手方に報告をし、その時点において、随時こういう変更がある場合について報告をすればよいということになっておりましたので、毎年必ず報告ということは行っておりません。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

先ほどの市民病院事務長の答弁を補足したいと思います。

今まではそうでありましたけれども、これは第21条については民法上の甲乙の契約でございますので、そういう意味で重大な事実の変更、あるいは目的の変更等があった場合は、甲から乙に対して、それをきちんと報告するというのが我々の責任だというふうに思っておりますので、これはしかるべき段階にこの契約の相手方である厚生労働省にはきちんと報告をし、ここに書いてありますとおり、それによって厚生労働省が実地調査を行うといったことについては、この契約にのっとって、きちんと我々は受け入れてしかるべきだというふうに認識をしております。

したがって、この契約書に沿って今後も運用、運営を図ってまいりたいというふうに思っております。

2点目のプロポーザルで、これは仮定の話でありますけれども、およそ1社しか来なかつ

た、あるいは2病院しか来なかったといった場合にどうするのかという御質問だったというふうに理解をしておりますけれども、その場合においても、基本的にプロポーザルの委員会は開こうと思っております。選定委員会の中でプロポーザルをしていただいて、その中で、いや、これは選定委員会の中で認められないと、あるいは認めるべきではないといったこともあろうかと思えます。あと可能性の問題として、ゼロ件というのものもあるかもしれません。そのときはもう一回公募の――その際に、私どもといたしましては6月20日まで（40ページで訂正）期間を定めておりますけれども、そういった候補の該当に結果的に該当しない、あるいは選定の結果、これは病院が当たらなかったといったことについては、今の段階でございましてけれども、これはきちんともう一回再公募をかけたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今回の病院の公募については、武雄市の医療の維持向上のために経営形態を変えて、本当にいい病院にお越しいただきたい、本当にいい医療を提供していただきたいと思っておりますので、それについて我々は努力をしまいたい、かように考えております。

そして、職員の派遣、これは重要な問題でございますので、私からお答えしたいと思います。

第4条の職員の派遣につきましては、基本的に公務員が非公務員の職場に派遣をされる場合というのは、私は根拠の条例があつてしかるべきだというふうに思っております。身分が変わる、あるいは変わったところに派遣される職員については、その身分保障というのはきちんとしなければいけないというふうに思っております。そういう意味で、私はできる規定でありますけれども、こういう条文というのをつくったと、このように理解をしておりますし、ここで明言をさせていただきたいと思っておりますけれども、看護師の皆さんであるとか、医師の皆さんであるとか、技師の皆さんであるとか、薬剤師の皆さんが、この条文の中の職員に当たるとは思っておりませんので、これは私は任命権者としてそういったことは一切考えておりません。

ただ、この条文にありますように、病院の円滑な移行については、それはやはりいみじくも例で出されましたけれども、ボイラーの点検であるとか、そういったのは私は必要だというふうに認識しておりますので、わざわざ条文を書いたということは、円滑な移行に至らしめるために書いたといったことではございませんので、繰り返し申し上げますけれども、看護師等の皆さんを前倒しして派遣をするといったことについては一切考えておりません。それは明言させていただきたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

はい、どうぞ。

○樋渡市長（続）

済みません、失礼いたしました。

応募の受付期間について、私、勘違いをしておりました。平成20年6月2日月曜日から、平成20年6月16日月曜日まで公募要領で考えておりますので、これは訂正をさせていただきます。

〔市民病院事務長「議長、答弁漏れがありますので」〕

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

たしか開設以来の長期借入れ並びに償還金の関係だったと思います。

これにつきましては、御指摘のとおり、一般会計より平成19年度末での残高でお答えさせていただきたいというふうに思いますけれども、一般会計からの長期貸し付けとしては、1億1,720万円、また、起債の償還としましては12億1,200万円程度が残っている現状でございます。これにつきましては、当然、毎年毎年支払いは行っていくわけでありまして、平成22年1月末において、まずもって基本的にはすべて繰り上げ償還を行うということが義務づけられております。起債の関係につきましては、その時点での起債残高につきましては、繰り上げにおきましては借換債ですね、要は起債の借りかえを行うことができるということで県のほうからは話を聞いているところでございます。

以上でございます。

〔22番「まだ答弁漏れがありますが。議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）

答弁漏れがありますのはね、財産処分をすると。財産を処分する、その案件を6月議会に提案したいと言われましたよね。これと第21条の関係はどうかと。そうしてはならないと第21条に書いてあるわけでしょう。

もう1つは、答弁の中で言われましたけれども、報告を上げていないと、また国もそれを求めなかったと、そういうあいまいな契約であるというのがわかった、あなたの答弁でね。武雄市が今契約しようとしている民間の移譲先団体と、職員の雇用の問題だとか、いろんなことで契約するというわけでしょう、救急のこととか。それを手放してしまえば、契約の関係というのは国と武雄市の関係でそうあいまいであるならば、心配ですよ。だから私、詳しく聞いているんですよ。その立場から答弁していただきたい。財産の処分の問題。

もう1つ聞いたのは、借金がこれだけまだ残っているじゃないかと、12億円。毎年2種類の借金を約1億円ずつ返していますよね。12億円残っている借金は加味されないのかと、この条例でいう安く、いわば売るというわけでしょう。譲渡すると。そうしたときに借りかえして借金は返しよるわ、病院はなくなったわね。そこをどう考えているのかと。時価よりも

低く。借金は一銭も減っていないでしょう。借換債ということは時間を延ばすということでしょう、繰り上げ償還というのは終わってしまうということでしょう。借換債で期間を延ばすのか。じゃあ、その借金はどう価格に反映するのかと、そこはきちんと答弁してくださいよ。条例には安くとなっているわけですから。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行は答弁漏れということですので、執行部に再度答弁をさせます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

大枠については私から答弁させていただいて、詳細な部分については担当部長から答弁をいたさせます。

この借金について、これをまず加味しないのかということでございますけれども、基本的に民法の規定、これは民法の一般的な規定でありますけれども、売買譲渡をする場合ということについては、これは基本的にはその当該価格で引き渡すと。これが時価なのか、簿価なのかというのは別にして、これを引き渡すというのが原則だというふうに民法の理念からはそのように考えております。

したがって、私どもとしては、借金をそれに加味をするといったことについては、この条例でも書いておりませんし、それは想定はしておりません。その上で時価より低く売るのはないかといったことについては、これはあくまでもできる規定でございます。これは先ほど再三答弁をいたしておりますとおり、制度上の担保ということで可能性の問題として書いたことありますので、これについて最終的には議会の御議決を賜ることになりますので、制度上の担保としてこのように記載をさせていただいているところです。これについては地方自治法の規定に基づいて書いているところであります。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

国との契約の関係で平野議員からおっしゃいましたけれども、財産の処分イコール登記というふうになるかどうかというところだと思っています。これについてはおっしゃるとおりで、処分先等々についてきは先ほど市長のほうで申しましたとおり、相手方には一応報告をするということでは考えておりますけれども、当然、登記を仮にした場合は今度私どもが借り入れるという形になりますので、最終的には建物と土地は一括した部分という形での分として先ほど私のほうで御答弁しましたとおり、平成22年2月1日というふうに考えているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

次に、4番松尾陽輔議員の質問をお伺いします。4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

第66号議案を討論、採決をするに当たりまして、3点ほど質疑で確認とお尋ねをさせていただきます。

さきの22番議員と重複する部分が一部あるかと思えますけれども、要約をさせていただきながら質問をさせていただきます。

この第2条を読んでみますと、市民病院の譲渡は次に掲げる法人等のうち、市民病院の円滑な医療、長期にわたる地域医療の確保及び職員の引き継ぎの観点から、適当であると市長が認めた者に対して行うということで明記をされております。

ここで長期にわたる地域医療の確保について、当然、公募の結果次第ではありますけれども、移譲された病院も地域医療を担うわけでありますが、この地域医療の確保には町医者と言われるかかりつけの個人病院の先生の方々、あるいは既存の病院との連携、協力なくしては地域医療の確保、また、市民の安心・安全の医療提供はできないと考える私であります。

一昨日でありましたか、具体的には地域医療を支えていただいております医師会のほうから、地域医療の考え方、ビジョンが十分に理解が得られていないという申し出もあっております。そこで、この第2条の長期にわたる地域医療の確保がこのような状況下で果たして構築されるかどうか、疑問符を投げかけざるを得ません。

そこで、この条文の地域医療の確保の観点から、市長が適当であると認める上で医師会、あるいは職員等の協力体制を含めて、地域医療の確保、構築を今後どう考えておられるのか、もう少し具体的にお示しをいただきたいと思えます。

次に、同じ第2条ですけれども、職員の引き継ぎの観点からという条文の条項ですけれども、この職員の引き継ぎの観点とは具体的にどのように考えておられるのか、将来にわたる職員の雇用、あるいは身分の担保も、この引き継ぎの中に担保とされるのかどうか、この点ももう少し具体的にお示しをいただきたいと思えます。

また3点目は、さきの22番議員と重複しますので、割愛をさせていただきますけれども、私も職員を派遣することができるという、この第4条の部分で非常にこの点は医療職である看護師の方も県外に派遣される対象となられるのではないかとということで非常に危惧をしておりましたけれども、看護師等の医療職の方は対象ではないということで明言をしていただいておりますので、安心したところであります。

それと最後になりますけれども、第3条の、資産は、譲渡先団体に対してこれを譲与し、もしくは時価よりも低い価格で譲渡し、または無償もしくは時価よりも低い価格で貸し付けることができるという。このことも22番議員が先ほど申されましたけれども、資産の譲与、譲渡に関しては、決算に大きく影響を及ぼす点であります。決算書の簿価を見てみますと、平成19年度の有形固定資産の簿価、有形固定資産といいますと土地、建物、それから

医療機器ですね——等が総額15億7,180万円という金額で、簿価で決算がされております。この金額が大幅に下回ると累損が今6億6,000万円ですか、それにプラスされるということが懸念されるわけですので、ここで言われる時価よりも低い価格で譲渡される際の低い価格の目安といたしますか、許容範囲といたしますか、どの点まで考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、大枠重要な点について私から御答弁申し上げたいと思います。

まず、今後の地域医療の確保をどう考えるかについてでございます。これは基本的には今まで市民病院の皆さんたちが担っておられておいて、それで市民の皆さんから大きな期待、そして、負託を受けていただいたその機能については十分に引き継ぎつつ、そこに新たな地域医療の観点で今不足しているもの、もともと不足しているものについて加えていただく。救急告示病院としてきちんと市民の負託にこたえられるような病院、すなわち今までの市民病院プラスアルファの機能を持つ病院にぜひお越しいただきたいと思っておりますし、それで選んでいただきたいというふうに思っております。

その上に立って今私どもが考えておりますのは、基本的にこれは市民病院という名前はどうかは別にして、市民的な病院の位置づけは変わりません。したがって、その病院と、今まで保健であるとかさまざまなことで御苦労いただいている医師会の方々と私ども、これは今まで市民病院の、私は病院開設者という立場がありますけれども、公の私ども三者できちんと協議会をつくること。名前は適当かどうかわかりませんが、協議会をつくって、いわゆる三者の枠組みで、まずは地域医療全体の市民医療を確保する手だてをきちんと講じなければいけないというふうに思っております。その上で、私は公募を今後する中で選定委員会の中には医療関係者の方々にぜひ入っていただきたいと思っておりますし、それが決まった後に私といたしましては地域医療をみんなで担っていくといったことについて、さまざまなまた御指導、御協議を賜りたいというふうに思っております。個別具体的なことは、やっぱりお医者さんの高い技術であるとか見識が必要だと思っておりますので、そういう意味での御協力をぜひとも賜りたいというふうに思っておりますし、私も信頼醸成に向けて精いっぱい頑張っていきたいというふうに思っております。

2点目の職員の引き継ぎについてでございます。

これは基本的には、今度新しく市民医療を担っていただく病院が、今までどおりきちんと看護師——例えば、看護師の皆さんがきちんと働く、働ける環境の場を提供することが前提でありますけれども、そういったところで働いていただくようにきちんと引き継いでいただくということ、あるいはそれをきちんと継続をするということを条件に付しておりますし、

条例にそのような観点から書いた次第であります。

いずれにしても、生き生きと働いていただける市民医療を担って、働いていただけるような環境の整備については、私どもも言わなければいけないと思っておりますし、それはビジョンにも書いておりますけれども、その病院がきちんと確保するべきものだというふうに理解をしております。

あとの答弁は部長からいたさせます。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

お答え申し上げます。

時価よりも安いという部分については、解体費用というふうに考えられて結構かと思えます。（「解体費用程度でも上げておるわけ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

再度答弁させていただきます。

時価よりも低く売却するということは、新築移転の場合に限ります。その場合、現市民病院につきましては、時価を評価し、解体費用を減じた価格で処分するということになります。

○議長（杉原豊喜君）

次、23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

第66号議案、第2条に、先ほども4番議員から質疑が出ましたように、地域医療の確保について民間移譲先を決めなければならないと、こういう長期改革ビジョンなのですが、御承知のように、5月20日に全員協議会でこの改革ビジョンを報告されました。2時間ですよ。ですから、この議会の側で審議をしたとか、討論したとかいうわけではなくて、文章の字面を報告し、その幾つかの点について質疑を交わしたという時間帯でありますので、全員協議会に報告をしたからと、それで市民に報告をされたというふうにはとても理解できる状態ではなかったのではないのでしょうか。

ましてそのときに、きょうあります5月30日の臨時議会、これを開催するとは何らの報告もありませんでした。そして、23日に議案書が配付されました。その23日の議案の中に専決処分3つ、第66号、第67号、補正予算2つ、第66号を見て本当にびっくりしました。移譲先を選定していくという議案ですから、こんな議案があるのかと思いました。これを知った市民の皆さんを初め、あるいは地元医師会の皆さんを初め、本当にびっくりされたと考えます。

まして6月2日に公募をするというのを改革ビジョンで報告しながら、もう5月30日に臨時議会を開くと。そういう意味で、なぜそんなに急ぐ理由があるのか、このことを明確に御答弁をいただきたいと思えます。市長の演告にも2点述べられております。救急医療の再開、医師不足の解消のためと申されておりますが、とてもこれでは理解することができません。

急ぐ必要のある理由について、御答弁をまず求めたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

まず、全員協議会の性格かということだと思いますけれども、私どもといたしましては、全員協議会ということは、いろんな市政の重要な案件について報告をし、そして協議をする場だというふうにわきまえております。そういう意味で、私は全員協議会でこういったことをやること自体が例えばおかしいのではないかと、あるいはこの文章が違えるんではないかといったことについて、我々は真摯にそれを踏まえる場だというふうに認識をし、それは全員協議会にそれだけ私どもとしては重きを置いているものであります。

その上で、例えばこれはおかしいのではないかといったことについては、また後日私どもは承る覚悟でもおりますし、それはあくまでも全員協議会というのは、我々としては、それは重要案件を報告する一つのきっかけの場だというふうに認識をしております。さすれば、5月30日の件、臨時議会をなぜその場で話さなかったということについては、私どもとしては招集権というのは、地方自治法上で定められていますとおり、まず私にございます。その上で、これは議会に諮るべきだというふうには私は思っておりますので、そういう意味で、全員協議会の性格と私は異なるものだというふうに認識をしております。

その上で、私は6月2日にあの時点でもう公募をしたいといったことを申し上げておりますので、何らタイムスケジュール、ロードマップを示さなかったということには私は当たらないと思っております。こういうふうに私たちは市民医療の維持向上のために図っていきたい、あるいは救急医療を一刻でも早く再開したいといったことについては、再三にわたって申し上げている次第でありますので、それはぜひ御理解を賜ればありがたいというふうに思っております。

その上で、5月30日に臨時議会を開く必要があるのかといったことについては、これは私も非常に逡巡をいたしました。正直言って逡巡をいたしましたけれども、6月の定例議会よりも早くしなければいけなかったその理由につきましては、これは説明不足とおっしゃられましたけれども、やはり救急医療を一刻でも早く再開をしたいといったこと、そして、もう1つが、早く病院をしっかりと議論のもとで決めて、そして、市民の皆さんたちに安心をしていただきたい、そういう思いで私は緊急避難的に6月の定例議会を待たずして、市民の医療を一日でも確保する、そして、維持向上するために臨時議会を招集させていただきたい、議会正副議長にお願いをし、議運に諮っていただいたところであります。私の思いはここにございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

市長はただいま、きょうの臨時議会を開く最大の理由に、救急を再開したいと、2つ目に早く病院をつくって安心してもらいたい。これは、こういうことが市長のこれまでの仕事が市民を一番不安に陥れているのではないんですか。私は市民の皆さんが一番今安心するのは、市民病院を残す、これを市長が表明するなら、みんな安心されると思いますよ。ここに今大きな市民と市長の対決点があるのではないのでしょうか。

そこで、救急を一日も早く再開したい、こう市長答弁されておりますが、4月1日に救急を休止されて、その間の実態はどうだったでしょうか。地元の先生の皆さんたちとお話し合いをする中で、市長、あるいは副市長、お願いに行かれました南部医療圏の中で、嬉野医療センター、この嬉野医療センターの関係者の皆さんたちも半分を受け入れて、救急に対応されている。そしてまた、地元医師会の皆さんたちもこの救急に対して時間を割きながら、救急車を受け入れて対処されているではありませんか。私の身近な病院でも、本当に深夜でも救急病院ではありませんけれども、対応されているんですよ。これが今、地元の医師会の皆さんたちの思いではないのでしょうか。これが地域医療ではないのでしょうか。

私は、この救急医療の再開を言われるのは、まさに6月2日に公募をし、先ほど質疑でありました6月16日に応募を締め切る、わずかたった2週間、こんな応募のあり方があるのでしょうか。それも全国に公募すると申されておりますけれども、実態は民間移譲先にありきではないのでしょうか。何か特定の病院でもあるのではないかと勘繰られるような、この間のスケジュールではないのでしょうか。私は、今市長が述べられている救急再開したいと申されておりますが、それは本当に今地元の医師会の皆さん、そしてまた、南部医療圏の中で私はそれを今補って頑張っていたいただいております、そこに市長が心を感じなければ、今後新しい民間病院が市民病院にとってかわって役割を發揮するという事は、とても不可能ではないのでしょうか。

私は、改革ビジョンの中に言われております赤字の問題とか、それから、医師不足の解消の問題言われました。先ほども市長言われました。私は、全国的、一般的に医師不足が今申されているというのはありますけれども、我が武雄市民病院の問題につきましては、市長が昨年12月議会で25番議員の質問に対して、ここでボードを示して、高度救急医療が空白地域だというボードを示し、また、福岡和白病院に接触があるということを表明されました。そうした行為で現場の先生たちは不信感を抱いたのではないのでしょうか。まさに今、市民病院の先生たちが本当に医師不足というよりも、市長の姿勢で医師の皆さんたちを追い出しているのではないかと申し上げたい、そんな気持ちであります。

そういう意味では、私はこの市長の演告にもあります救急医療の再開、医師不足の解消な

ど、本当にそれが理由になっていないということを申し述べておきたいと思っておりますけれども、市長の見解を求めたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、武雄市民病院の医師不足についての認識を問われたものと理解をしておりますけれども、私は12月の議会、あるいは市民病院に御説明に行った際に、確かに私の言葉足らずの発言によって、市民病院のお医者さん、あるいはスタッフの皆さんに不快な思いをさせたといったことについては、これは市民病院の説明会でも陳謝をし、これは一般質問等でも私は申し述べた次第であります。

その中で、私といたしましては、全国的に見て、特定の名前を挙げるかどうかわかりませんが、市の近くの病院のお医者さんが途中でいなくなったりとか、あるいはさまざまな武雄よりも条件がいいところで医師の不足等が今後ますます、今の制度を前提とすると見られるという深い危機感に立っております。その上で私としては、これも議会で答弁をしたとおり、本来ならば、直営できちんとやることは私は筋だというふうに認識をしております。しかしながら、今、多額の借金を抱えた上で、それも大幅な善処の見通しのないままに、それを持続可能な医療体制として引き継いでいくことは、これも議会で答弁したとおり、それは私は難しいというふうに思い、今回、市民医療を残すために、あるいは市民病院が本来持つべき機能を維持し、継続するために、私は経営形態を変えるべきではないかということを経営者に指し示し、それが最終的には市民の福祉の維持向上につながるというふうに思っております。持続可能な医療体制の構築、そして、私は、これは演告で申し上げましたとおり、救急医療を一日でも早く再開したいという思いで、今回の条例提案に至っているところであります。私といたしましては、一日でも早い救急医療の再開、そして、持続可能な医療体制の構築に向けて、ぜひ江原議員に御理解を賜りたい。そして、今確かに医師会の皆さんたちに負担をかけております。近隣の病院にも負担をかけております。それは認識をしております。その上で、この負担を解消せしめるために、私は救急告示病院としてふさわしい病院にお越しいただき、一緒に負担を軽減し、そして、一緒に市民医療を構築できるような病院にぜひ来ていただきたいと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私は、この議案について質問することを非常にちゅうちょしております。なぜかという、先ほど私は議事進行の中で申し上げましたように、この議案の内容は市民病院を廃止して、民間に譲渡するほうが良いという条例の議案でございます。本来市民病院として、いわゆる

市民病院を残すか、あるいは廃止するか、そういうことを議案として出して、その上で、じゃあ、どういうふうにするかをきちんとすべきじゃないかと、そういう基本的なことを踏まえずして、枝葉末節とは言いませんよ、いわゆる方法についてのみ論ずれば、これは議会の本質に反すると私は思います。

そしてもう1つは、今市長がいみじくも、いや、議会の皆さん方には十分説明をして、その席で御理解いただいたものと思うと、全員協議会は議会にとってはとても大事なものだし、審議に準ずるようなという感じで発言されました。しかし、市長が今までおられた総務省、自治省の指導で、全員協議会が事前審査にならないようにしなさいという厳しい指導を受けているわけですよ。だから、2時間足らずで十分やったとかいうような理由にならんわけですよ。本来は、私たちは事前審査になっちゃいかんから、正式に議案に出るまでは質問というよりも、むしろ文言について確認をするだけしかしていないから2時間しかかかっていないわけですよ。そういうふうな問題をきちんとした上で——これは市長の認識が違うと思いますね。そういうことはあなたのほうの、もともと今までおられたところの本省のほうが私たち議会を指導しているわけですから。そういうことをやっちゃいかんということで。それは議長が承知していますよ、そのことは。そういうふうな感じで私は非常に意外だなという気がしておりました。

そこで本題に入ります。

実は、この問題が財政赤字、医師不足、それが出た原因になったものの中に、実は非常に重大な問題があるんですよ。私はあえて申し上げますけれども、今市民病院は本当に市民の命を預かる場所ですから、看護師さんも携帯電話じゃない通信の機器を持ってあるし、あるいはリアルタイムで電話が入ってそれを受け、そして対応する、すばらしいシステムを持っていらっしゃるんですが、その中で、実は私の質問通告にはっきり出しておきました。それはどういうことかという、11月17日にかかってきた電話の記録、それについてはっきりしてもらわないと、実は19年ですね、去年の11月17日の電話です。（「去年」と呼ぶ者あり）はい。（「13日やろう」と呼ぶ者あり）失礼しました、メモ間違いですね。11月13日。13日の電話がですね、実は今回の市民病院問題を揺るがすような大きな問題が一つあるんですよ。あえて申し上げます。（発言する者あり）

それは何かというと——いや、執行部は知っているわけですよ。それで、私はそのことについて申し上げたいのは、実は、病院の関係者の任命権者は市長ですから、その市長の発言、言動は市長に責任があるかどうかをあえてお聞きしたいと思います。

今質問の中にありましたように、ある病院から武雄の市民病院に11月13日1時30分ぐらいですから、時間は、私はメモがここにありませんけれども、その中で「あなたは新しい病院になったときの院長さん」、院長さんかどうか知りませんが、「なってもらう人だから、しっかり頑張ってください」という電話があったことが記録に残っているそうです。果

たして残っているかどうかですね、そのことをまずはっきりしてください。

そして、その関係の人が患者さんに「どんなになっても私は残って皆さんの面倒を見ます」と、うれしいことですよ。しかし、「この病院は間もなくなって、あそこの広いところに新しい病院ができて、そこに移るんですから」という話を患者の何人かにしてあるわけですよ。私は夢を語ってもらうのはいいんですけども、そういう形の中で患者を不安に陥れて、しかも、それが既定の路線のような格好の中で市民を惑わせて、市民病院のそういう患者や、それからお医者さんに対する信頼感を失わせるような、そういうふうな言動をとった者に対してきちんとせんから、こういうふうに医師不足の問題が重なってきたと、それが財政的な負担につながってきたと、私はそう思っているんですよ。

だから、市長の演告、説明の中にありましたように、財政問題、医師不足の問題では果たしてですよ、本当に——私はもっと悲しかったんですよ。看護師さんたちがもう涙流して、体震わせて泣いていました。なぜかというと、財政赤字の責任、病院がこうなった責任はあなたたちに半分あるんだと、看護師さんたちに「あなたたちも加害者ですよ」ということを言ったということを知りました。もしそれが本当であれば、本当に悲しいことですよ。私はあえて、もう皆さん方の批判を覚悟で申し上げているわけですが、まずその点についてお尋ねをします。それが1点。

第2点は、財政赤字の元凶が累積赤字6億円とか7億円とか言っておりますよ。しかし、財政赤字はですね、一般会計から一度だって繰り入れをしていない。そしてまた、建築するごとに借り入れたのは、市民の皆さんが高い水道料を払って積み立ててきた水道の積立金の中から借り入れをして利息を払って、水道のおかげで少しでも市民病院が利息を払わんで安く済むようになって、しっかり頑張っているんですよ。その赤字の原因は、何も赤字ということじゃなくて、文化会館だって1億円の、いわゆる文化に対する赤字とは言いませんよ、経費を払っている。

それからもう1つは、実は累積赤字の表を見せてもらいました。これは平野議員に数字上調べてもらって、私は財政赤字とか、いわゆるそういうふうな累積赤字についてはどうかということを松尾陽輔議員にお聞きして私勉強させてもらった。平成19年度には2,900万円の、いわゆる財政的な負担で済んでいると。負担というか、現金は出していませんよ。2,900万円というと、今度武雄市が人件費を含めてやろうとしているレモングラスの費用に匹敵するんですよ。レモングラスぐらいで市民の医療を守るための費用が負担できるなら、私はもっとやっぱり思い切ってやるべきじゃないかという気持ちを私は持っています。だから、そういうことが果たして、私が申し上げたことが事実かどうかをお尋ねしているわけです。それによって再質問いたします。

〔29番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

まず、最初言いますように、正々堂々と討論やりましょうと言っておりますので、自分の主張は討論の中で言ってもらっていいと思うんですね。

それと、今の質疑の中で、昨年11月13日、どこどこにおいて、ある人がある人ということでは全然わからんとですよ。そういう重大なことがあれば、堂々と名前を出されたらいかがですか。そして、やりましょうよ。それが事実かどうか。事実だったらやっぱり処分でもすべきですよ。冗談じゃないですよ、こういうのは。

先ほどから言いますように、いろんなうわさも飛びますよ。いろんな流れもありました。そういう中で、まず、今こういういろんな状況があります。最終的に賛成か反対かとなっていくと思うんですよ。全員協議会の話もありました。総務省が何と言っているか知りませんが、全員協議会は質疑だけじゃなくて自分の意見も言えると。自由に話せる場所じゃないんですか、全員協議会は。全員協議会で大いに意見を言いましょうと言うたじゃないですか。それと一緒に言ったんですよ、全員協議会というのは。それをいかにもね、いかにも議会が論議していないと言われたらやっぱりたまらんですよ。だから、いいじゃないですか。先ほど言われた昨年11月13日どこかで言われたというのを正式に出してもらいましょうや。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	14時20分
再	開	14時38分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

質疑の途中でございますけれども、議事の都合上3時まで暫時休憩をさせていただきます。

休	憩	14時38分
再	開	14時59分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

さきの議事進行については、本会議の中で個人名を出すのは好ましくないんじゃないかということで、このまま議事を進めさせていただきたいと思っております。御理解よろしくお願いたしたいと思っております。

執行部の答弁を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

谷口議員の御質問、御指摘に対しては、このようなことはあつてはならないと思っておりますし、

今後このようなことがないように十分注意、留意してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

質問を続けますけれども、実は財政的な理由、今回の問題がですね。財政的な理由で累積赤字があるから、どうしてもこのような状態の中で市民病院をしていくのは、市民に負担をこれ以上かけたくないといういろんなことがあって踏み切ったというような答弁でございますけれども、財政的な理由というのを具体的に、じゃあ、私はこの第1条に関係すると思います、この問題はですね。ですから、条例案の第1条の中で、そういうふうな形の中で、どうそれを説明されるか、市民の方々は何で急に市民病院がこうなったかというような気持ちの方が多し、事情をはっきり知りたいと。

そしてもう1つは、医師不足、医師不足ということで、先ほどの質問者も申されましたけれども、実は臨床制度問題で医師が何名か不足した時期が間違いなくありました。ところが、私たちは議員の立場でいろんな団体、いろんな事情を調査し、勉強をさせてもらいました。その中で、医師会と、なぜ医師会かということ、地域医療を預ってもらって、単に市民病院の支援だけの問題じゃなくて、休日急患センターだって何十人のお医者さんがローテーションを組んで、あれだけ頑張ってもらっている。子供たちの、いわゆる健康相談、あるいは、とにかく歯科から眼科からいろんな形で子供の保健の事業等についても、地元の医師会があってこそ、私たちの子供たちの健康を守れているわけですよ。

そういう状態の中で、医師会を含めまして、本当に地域の医療を預かる、そういう専門的な知見を有する方々の意見を聞いた上で、この問題についてはいろんな方針を出しなさいということですね、やはり専門家会議といいますか、武雄の有識者会議の中で諮問をされて、その諮問に対して有識者会議の皆さん方は会長さんを初め、そういう意見を付してお返しになっているわけですよ。そういう中で、現実の問題として、今度はいざ、この再建計画なりビジョンを打ち出したときに、基本的なことを打ち出すのにですね、その一番中核になって市民病院とともに頑張ってもらった医師会の方々に何ら意見を十分に聞こうとしていないと、何ら聞いていないと。そして、そういうような状況の中で判断をする一番——今になっていざどこに譲るか選考する過程の中で初めて学識経験者としてそういう方々を何名か入れてしていますというなら、それは本末転倒ですよ、順番を間違っています。だから、そういうことがあっちゃいかんから、そういう問題についてはどういう対処をした上で、このビジョンと条例案が出たかですね。第1条、第2条、第3条しかりでございます。そういう問題について、私はもう少し市民の方々が納得できるような説明をしてほしいと。私たちも納得できるような説明をしてほしいと思います。

次は、第3条です。第3条の件は、いわゆる市民病院事業の用に供されている資産はということで、土地とか建物とかという説明がありました。資産というのは、土地、建物だけじゃないわけですよ。135床というベッドの数、これは武雄市民の財産なんですよ。万一のときに、いざというときには患者を受け入れ、そして、本当に親身になって看病してもらう。そして、市民の中のほとんど高齢者の多くの方々は、実際に武雄市民の中で、あの医師会のデータ、武雄の市役所もそうですけれども、何ですかね、担当課にお聞きしますけれども、武雄市で昨年何名亡くなって、そのうち市民病院から診断書の来た患者さん、亡くなった方は何名いるか。医師会の調査では、武雄市で亡くなった方々の6割以上、10人に6人、あと2人は自宅と思います。そして、あと2人はほかの土地で亡くなったと思います。そういう状況下の中で、ほとんど私たちを含めた高齢者の方々のついの住みか、最期をみとってもらう場所は市民病院だということで、みんな気持ちの上では持っているわけですよ。そういう場所すらなくすような政策をとって、市民病院をなくすというのはいかな理由なのか、そういうことをお尋ねしたいと思います。

それから、次の点でございますけれども、本当に資産というならば、135床というベッドの数は、武雄市民の財産でもあるわけですよ。それをですよ、もし市民病院が廃院になったとき、病院のベッドそのものはもう既になくなるわけです。そして、新しい病院に、仮に民間にやったときは、民間の病院は改めて135床プラス何とか、マイナスか知りませんが、申請をしなきゃいかんわけですよ。それがすぐ救急病院として体制ができるかどうかということは非常に疑問だということもお聞きしておりますが、例えば、じゃあ、そういう形の中でどこかの病院が決まった、条件として救急医療をやってもらうということになったとき、例えば、6月に決めて、7月からそれを再開したとしたときに、7月1日から極端に言えば救急医療の指定、要するに今まで市民病院がやってきたことができるかどうかね、法律的に可能かどうか、技術的に可能かどうか、そして、今の医療体制の中で可能かどうかをはっきり具体的に示してほしいと思います。

それから次に、これは3回しかされませんので、まとめて言いますよ。

もう1つは、実はこんなに資産価値が落ちています。本当言うと、病院のベッド数も大きな市民の資産ですよ。同時に、中に入っている患者さん、もう市民病院に入院して、そして自分は看病してほしいと必死に願っている市民の、いわば商売でいえばお得意さんですね。本当ですよ、企業でいえば取引先は大事な資産なんですよ。そういう患者さんの信頼とか、そういうものが大きな資産価値としてあるから市民病院が大事にされてきたわけですよ。

ところが、その信頼関係を失わせ、そしてまた、同時にこういうふうに累積赤字プラス、8億円近くの赤字がまたふえてきたという試算とすれば、その責任はだれがとるかということです。お医者さんがいなくなる、どんどん引き揚げられていく、そういう状態をとった

のはだれなのかと、その責任がだれがとるのかと。しかし、その責任だけじゃなくて、今何とかして救急病院を復活したいと、その市民の願いは果たして民間に譲渡したことだけで解決できるだろうかということをもう一度考えんと、目の先のことだけを考えんでやっていく必要があるんじゃないかと思いますが、それについて、例えば、もう一度佐賀医大はあのとき民間に譲渡するという、ある方の発言を受けて、あるいは、ある議員連中がチラシをまいたことを受けて、こんなところにはやれんということでどんどん引き揚げていったという経過がある。それを聞きました。果たして事実かどうか、どなたのチラシか知りませんよ。しかし、そういうふうな考えの中で、そういう混乱を起こして、結果として武雄市のそういう医者との信頼関係を失わせたために救急医療ができなくなったという現実を考えたとき、じゃあ、そういったものに対する今後の対応はどうかということをお聞きをしておきたいと思います。これは第3条だけの関係じゃなくて、第4条の問題にも関係すると思います。

それから、第2条の問題でございますけれども、資産の譲渡等につきましては、もう既に約束されたかのように、もし救急病院を手伝ってもらえば、医者を派遣してもらえば、その病院に優先的にですね、例えば、次に市民病院の譲渡をするといわんばかりの条例に私は思えるんですけれども、そういうものに対して、具体的にこの間の全員協議会の中で話がありましたときに、ハードルを低くしてと。例えば、135床以上の治療した経験がある人にするというなら、そういう経験がない、例えば、極端に言えば、武雄市の医師会の方々が一緒になって、今市民病院を守ってもらっているような形の中で、仮に医師会立病院で申し込みがあったときは、個人では135床なんて病床を持った経験ある人はいないわけです。そうすると、例えば、武雄市内の医師会が何とかしてやろうと、仮にそういうふうな意見があったとしたときも、もう既にその条項だけで門前払いなんです。ああ、武雄のお医者さん関係ないですよというような関係の中で、例えば、進めていこうというような感じに受ける条例にしか私は思えません、その点のハードルですね。私はハードルをなるべく低くして、多くの方々が公募するならば、参加できるような、いわゆる公募の要件をするべきだと言ったら、件数的には50億円とか、そういう大きな病院をつかって、そこに、それが大きい病院をつくってくれる病院であれば、点数を高く上げますという答弁があったじゃないですか。本当にそういうことで市民の医療が守れるのだろうかという気がします。

そしてまた、ここに、これは市民病院が出した文書ですね、これ書いてありますもんね。至急連絡、5月21日、振り込め詐欺に御注意くださいという文書が回ってきています。本日、午前9時過ぎに市民病院長名を名乗る男から、職員の自宅に調剤事故で患者、子供が亡くなったそうであり、そして、親が怒っていると。だから、相手との示談をするため、金を用意してくれと電話が入ったと。家族が対応したが、電話口には病院長の役をする人、それから、患者の役をする人、職員の当事者の役をする人、3人が交互に電話に出て、新手の振り込め

詐欺ですね。市民病院を20日に——大事なことですよ、これ。そういうふうな反応がいきなり出てきて、示談のためにお金が必要だから何とかしてくれとあって、病院の職員の中に電話がかかっています。これは重大なこととして、実は、これは武雄市民病院管理の係から通達が行っているわけですよ。

こういうふうな社会現象まで引き起こすようなやり方で、市民病院のですよ、どういうふうな状況まで現出しているということを事実を踏まえて、今質問しましたことについて答弁をいただきたいと思います。

〔19番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）

今、谷口議員の質問を拝聴いたしておりましたけれども、その中で、「医師会の方々」やったですね。しかし、もう1つは「議員連中」なんです。我々は連中なんですか。余りにもふざけた質問の仕方だと思いますけれども、取り計らいをよろしくお願いします。（「暫時休憩」「議員連中で言うたらんよ」と呼ぶ者あり）連中で言うた、さっき。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行につきましては、発言される方は慎重なる配慮を持って対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。（「取り消してもらうてよ。おいどま連中や」と呼ぶ者あり）

〔22番「議事進行」〕

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）

不穏当な発言であるかどうかという問題ですが、判断はね。地方自治法の規則の中には、議会の品性、議員の品性とか、あるいは議会の権威をおとしめてはならないとか、いろいろ規則がありますので、そういう規則に照らして発言が穏当であるか不穏当であるかという判断を議長のほうでしていただければいいんじゃないですか。

○議長（杉原豊喜君）

先ほどの発言の中で「議員連中」という発言がございましたけれども、その「連中」の分については削除……。

〔30番「いや、それはおかしかもん。仲間やっけんが、連中は。医師会の先生方に連中で言ったらいろいろ言わるっかわからんばってん」〕

〔22番「議長に一方的に削除求めたらいかんよ」〕（「連中とは仲間のことでしょ」と呼ぶ者あり）

議会の品位を落とすような発言をしてはならないと、標準会議規則第102条の中にござい

ます。今後そういった発言には十分注意をして発言をお願いしたいと思います。

〔30番「品位を落としたと、品位落ちたとは思っていませんよ」〕

いや、これは会議規則の中でこういうふうにならなければならない。

〔30番「ああ、そういうことね」〕

はい。会議規則……。

〔27番「議事進行」〕

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）

言葉の使い方は文脈の中によってもまた変わるかと思いますが、私も今、谷口議員の発言を聞いておりました、実は、1月にこの病院問題でチラシを配布いたしております。私の受けた感じとしては、連中ということは極めて私に対しての当てつけ的な、そういう言葉のように受け取りました。ですから、言葉に関してはですね、その言葉だけを抜き取れば、何も問題はないかもしれませんが、しかし、文脈の中では明らかにその責任は私どもにあるかのごとく発言をされておりますので、この点についてはぜひ削除していただきたい、連中という言葉は削除するように要請をしたいと思います。（「議事進行」「ここで休憩してもらおうか」「一人じゃなかばいの。連中やけんが」「仲間や」「特定できん、あえて言わんやっただけたい」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

削除じゃなくして、先ほど申しましたように、議会の品位を落とすような発言をしてはならないと会議規則の中でございますので、これに準じて今後注意をお願いしたいと。（発言する者あり）

執行部の答弁を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

赤字関係につきましては、病院内部のこととありますので、これは基本的に担当部長に後でお答えをいたさせます。

まず、ビジョンの位置づけ、扱いにつきましては、私はこのように考えております。

特別委員会の黒岩委員長から、まず市の考えをビジョンとして示しなさいという真摯な我々に対する申し入れがございました。そして、私は、これは公式か非公式かは別にして、医師会に参りました。今後やはりこういうふうになっていますので、私の非は非と認めるとして、ぜひ手助けをしてほしいという要請に参りました。そのときに、医師会からありましたのは、ビジョンを市としてどういうふうにするんだという、これも真摯な御指摘がありました。それを踏まえて、私どもは平成16年、17年のコンサルの意見、あるいはそれ以降の、私になる前からありましたけれども、庁内の検討委員会、これもレベルをだんだん上げていって、最終的なビジョンとして落とし込んだところであります。何もこれが突然いきなり出

てきたわけではなくて、もともとの議論に議論を積み重ねた上で、あるいは行革審議会の意見でありますとか、そういったことを踏まえて私どもは策定をし、そして、全員協議会で御説明をし、記者会見をし、翌日の新聞報道等で御案内のとおりであります。ホームページにも出しております。今回広報にも出させていただこうと思っておりますけれども、そういったことで我々の考えを示させていただいたところでもあります。

その上で、私どもといたしましては、このビジョン、特にこの6項目にのっとなって、私はその武雄市に本当にふさわしい、市民に本当に喜んでいただける病院を選定委員会が公正、中立な立場で選んでいただく。その上で、先ほど答弁いたしましたとおり、その病院が決まった後は個別具体的な、今の例えば保健医療であるとか保健であるとか、さまざまな医師会に担っていただいているもの、御負担をかけているものがございます。そういう意味で、医師会、そしてその病院、あるいは我々は市としての責任もあります。そういう意味で、三者できちんとスクラムを組んで、市民医療を守っていくような体制を構築しなければいけないということで、そのビジョンということは、その最初の私たちの考え方を示したものであります。行革審議会から経営形態については、どっちにするか選ぶに当たって、医療専門家を入れなさいという御指摘もございました。私といたしましては、持続可能な医療をなすべきために経営形態というのは、私の考えは基本的には経営形態をどちらかに決める、すなわち地方独立行政法人に決めるか、あるいは民間にゆだねるか、民間とともにやっていくかということについては、これは我々が責任を持って判断すべきだというふうに思っております。その上で、医療専門家にぜひ入っていただきたいのは、そういった関係性の中で、個別具体の医療が実際提供するに当たってはさまざまな御意見、あるいは御指摘を賜ればありがたいというふうに思っております。

3点目でございます。市民病院がつの住みかになっているのではないかと、そういう機能も放棄するののかという御指摘であったと思います。私は全くそういったことは考えておりません。私は、さきに答弁をしたとおり、今の市民病院が担っていただいている機能は十分継続し、維持発展をするのが行政、政治を預かる我々の責任だというふうに思っております。その上で、私は持続可能な医療体制を構築するために、今さまざまな議論の積み重ねの中で決断をすべきだと、問題を先送りにせずに今決断をすべきだと認識をしております。

4番目であります。135床のベッドの関連であったかと思いますが、7月に救急申請ができるのかといったことであります。十全な形での救急、これはできません。これは私は記者会見でも全員協議会でも申し上げたとおり、段階的に今の水準に引き上げていきたいということを申し上げております。私は全協のときには個人的な見解、市長としてですけれども、やはり7月には最低でも二、三人は送ってほしいということを全協、あるいは記者会見の場で表明をした次第でありますし、段階的に――私が市長になったときは12人でございました、お医者さんが。その12人になれるように努力をしていきたいし、仮に非常勤であったに――

今、火曜日と金曜日に来ていただいております。常勤、非常勤合わせて十分な医療ができるように、私は今回決まるような病院、そして、それを公募の条件にきちんとつけているというふうに考えております。ですので、法律的に可能かといったことについては、これは法律の枠外であります。それともう1つが技術的に可能かという御質問に対しては、これは段階的に、やっぱり現実を踏まえてせざるを得ないということが私の答弁でございます。

次に、じゃあ、これだけ減っている責任はだれがとるのかということについてであったと思います。これにつきましては、結果的に私が市民病院で答弁をしたとおり、議会の場で言ったことが言葉足らずだったといったことについては陳謝をし、その関係の回復について誠心誠意努力したつもりでございます。足らなかったかもしれませんが、努力しているつもりでございます。その上で私の責任というのは、今これだけ減少している医療提供資源、医療資源を回復をする、段階的であっても回復をする。そして、次の世代にきちんとそれを持っていく、これが市長としての私の責任だというふうに思っております。その上で、私は赤字の問題は後で答弁をいたさせますけれども、そういうふうに根源的に回復不能なこと、今医療が置かれている関係は非常に厳しいものがあります。そういった中で、これは問題を先送りせずに今解決することが私の責任、そして、議会にそれを御理解求める、それを真摯に市民の皆さんたちに理解をしていただく、それが私の責任だというふうに思っております。

資産の譲渡について、条例が優先しているのではないか。すなわち、私の理解では建物を移転するところにポイントを高くするのが特典ではないかということについては、これについては条例というのは先ほど答弁したとおり、可能性があるものについてはきちんと制度上担保するというものでありますので、ここで何か色をつけるということは毛頭考えておりません。そういった意味で私は、これはまだ十分詰めたわけではないですけれども、医師会立病院が、じゃあ可能かといったことについて申し上げますと、私は可能だというふうに思っております。すなわち、私は個別小さな病院、135床に至らない病院が、例えば、法人を1つつくって、そこで135として出すのがいいのか、これは民法上の規定等があるかと思えますけれども、それはその困難を克服するような手だてというのは私はあり得ると思っております。そういう意味で、いきなり排除をするということは毛頭考えておりませんし、じゃあ、なぜ135床と書いたかといいますと、やはりそういう市民に安全・安心を持っていただくために、その135床以上のベッドをきちんと今まで運営してきたと、オペレートしてきたといったところが私は一つの目安になるのではないかと思います、135床以上のベッドというふうに公募で書かれているというふうに認識をしております。

振り込め詐欺の件に関しては、ちょっと済みません、私の理解不足かもしれませんが、私はこれは今回の件とは関係がないというふうに申し上げたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

谷口議員の累積赤字の問題についてでございますけれども、運営的経費であります第3条の収益的収支でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

平成19年度末での赤字の額でございますけれども、6億4,000万円という赤字であります。この原因でございますけれども、2年ごとに改定をされます診療報酬がずっとマイナス改定であったということが一つの原因かと思えます。それとあわせて、大学からの招聘でございますので、医師の回転が早いと。そこで常勤医師1名当たり1年間、大体診療報酬的に言いますと1億円から1億2,000万円ぐらいの収益ということでもありますけれども、ここが常勤医師の補充がなされずに非常勤になった場合にそういう収益が落ちますので、この分についてのマイナス、収益が伸びなかったということも主な原因ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「答弁漏れがあった」と呼ぶ者あり）

〔30番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

質問回数が限られていますので、3回目の質問は後でします。ですけれども、今2番目の質問の中でいたしましたように、いわゆる累積赤字の原因がですね、市民病院が今後市民に負担を大きくかけるんじゃないかということが本当に市民の間に先行して、そがん赤字なら大変ばいというような印象を与えているわけですけど、現実問題について、その赤字の原因は何も市民病院の職員の方とか先生方がつくったわけじゃないわけですよ。そこらを本当に病院の先生方というか、医療に従事した看護師さんたちが、あるいは事務方もそうですけれども、随分頑張ってもらって、本当に私たちのいわば聞いた範囲で、県の医療関係からもいろんところから聞いた範囲では、武雄の市民病院ぐらい理想的な、すばらしい病院経営が着実にいっているところはないという高い評価があったわけですよ。——いや、あったわけですよ。

そういうふうな問題をですね、やっぱり説明をした上で、なおかつこういふことで国の医療、いわゆる改革によって、単価の引き下げによって毎年1億円近く影響を受けているというような事実関係をもう少し説明した上で、なおかつ医師の確保の問題とかなんとかに言及するなら別ですけれども、何となく市民は、また医療の関係者は本当にわびしい気持ちでやっていると、そういうことについて私は含めて質問をしたつもりですけれども、そこらについての回答があっていませんので、議事進行でお願いをします。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行について、赤字の原因が市民の方に先行しているということですが、これに対しての答弁を求めます。伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

谷口議員の議事進行について、お答えをします。

確かに医師を初めとする現場スタッフの頑張りというのは、おっしゃるとおりだろうというふうに思います。

ただ、大学から医師を招聘しているわけですので、その医師の動向に赤字、黒字は左右をされるということも谷口議員には御理解いただいているところだろうというふうに思っています。昨今の赤字の最大の原因は医師不足であります。これについては、私どもも今年については医師の動向がまだはっきりしませんので、幾らというのは持ち合わせておりませんが、過去の例を見ましても、先ほど言いましたとおりで、医師が大体平均在職年数で1年ちょっと、短い方では数カ月、長い方では院長は開院以来、また、佐大からの招聘であれば8年ということでありまして、回転が物すごく早いということが大きな原因ということで先ほど答えをしたつもりでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

質疑をしたいと思います。

実は、これはこの前の勉強会との関係で質疑をしていきたいと思っておりますけれども、これは第66号の第3条のところですね。ここで、この第3条には市民病院事業の用に供される資産は、譲与——譲与だったら、ただでやってもよかと。それと時価よりも低い価格で譲渡する、譲り渡してもいいというような条例ですよ。このことで、私はそのときの勉強会の折に、その第67号議案の予算の中に、不動産鑑定が予算がついておりまして、安く売ったり、やったりするのをわざわざ鑑定する必要はないじゃないでしょうかということを行いました。そこで、そのときの答えが、いや、これは土地だけをそのままの値段でやって、ここの第3条でいうところは建物だけだと、土地はそのままの鑑定をして時価でやるんだというお話がございました。私はそこで申し入れをして、この第3条の中の資産ですね。その上に第1条の中には、資産は不動産及び動産となっておりますよね。だから、この第3条でいうところの資産は建物だけだという答弁をいただきました。それで、今回確かにその内規——内規というか、公募要領の中にもちゃんとそういうふうに土地は時価、建物は解体費用だけを引くということで、わざわざ要領まで出してあるわけですよ。それはわかりますよね。そこで私が聞きたいのは、上位法の話がきょうありましたけれども、条例を私たちは審議するわけ

ですよ。条例はそういうふうにならなくても資産はただでもよかですよと、安うしてもよかですよとして、結局この要領というのは、要領は議会の議決は経らなくてもどがんでも変えられると思うわけですよ。

もちろん条例から逸脱したらいかんですよ。逸脱しない範囲やったら私は変えられると思うわけですよ。そして、その結果はですよ、議員の議決が必要ですけども、要綱自体は私は議会の議決などなしに変えられると思いますけど、この点はいかがなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

要綱について変えるかもしれないんじゃないかという御指摘かと思いますが、この本要領については変えることは考えておりません。

〔20番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

ちょっと待って。こっちを。

○角企画部長（続）

再度答弁させていただきます。

御指摘のとおり要綱は議決事項ではございませんので、変えることもございません。（発言する者あり）失礼しました。訂正いたします。変えることも可能かとは思いますが。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

先ほど市長の答弁を聞きながら、第2条の地域医療の確保についての答弁だと思いますが、市長は昨年11月1日に行政問題専門審議会に諮問をされました。それに基づいて12月20日に答申をされました。ビジョンが突然出たものではないと先ほど答弁されました。そういう意味では、市民にとってはまさに突然こういうビジョンが発表されたと思わざるを得ないので。ですから、新聞報道でしか市民はわかりません。そういう意味では、市長が自分の執行権で自分でつくった行政問題専門審議会にその議論をしていただいて、その行政問題専門審議会の皆さんが、医療問題に専門的な知見を有した方々を含む地域医療専門審議会を立ち上げるべきと答申をされているわけです。これを不問にしていることに対して、市民も、あるいは関係者もおかしいんじゃないかというふうに述べているわけです。そういう意味で、市長は別の判断で、議会の市民病院問題調査特別委員会が御議論をしていただいているから、それにゆだねているということをこの間表明されております。しかし、議会の特別委員会というのは、市民病院問題調査特別委員会、いわゆる調査研究する、いわゆる執行権ではあり

ません。そういう意味では混同されているのではないのでしょうか。私は、今市民の思いにこたえるためには、この執行権者として市長が諮問した専門審議会の答申をどのように受けておられるか正確に御答弁いただきたい、まず1点です。

もう1点は、先ほど言われました。この市民病院問題を解決するためには、移譲先を早く決めなければならない。だから、6月2日に公募をするんだと言われます。でも、公募したことによって、お医者さんが、これは5月20日の全員協議会でも言われました。7月に二、三人、10月に1人とか、いわゆるそういう質問に対して答えられました。今私は答弁を聞いていて、救急はすぐできないと明確に言われました。そして、二、三人送ってほしいと言いました。これはもう何か移譲先が決まっているんですか。（発言する者あり）これは言葉のニュアンスですけれども、私の耳には、もう何か移譲先があるのかなど。実は5月20日の日の全員協議会で、私は最後に質疑をいたしました。市長に対して、市長の見通し、移譲先の見通しはあるんですかと聞きました。市長は明確に移譲先の見通しはございますと答弁されました。これとの関係はいかがでしょうか。明確に答えていただきたいと思います。

以上2点です。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

2点私から答弁をさせていただきたいと思います。

まず、行政問題専門審議会の位置づけでございます。これにつきましては、基本的に私が委嘱をした行政に対して、専門的知見を有する者で構成される合議団体であります。そういった中では、議論をしていただくといったことで、私の、いわば一つの知恵袋というふうに認識しております。その上で、今回の市民病院の関係で申し上げますれば、私は諮問も答申もしておりません。あくまでも経営形態のあり方について御意見を求めているものでありますし、その意見について私は最終的な決定権者で執行権を有するものでありますので、その意見について私がそんたくをするという立場にあります。しかし、それを無視するということは毛頭考えておりません。

経営形態について、その場では結論が出なかったといったことについて、私はそれは2つ考えがあって、1つは執行権の範囲内でまず考えなさいということ。それと、そのためには医療の専門審議会を別途立ち上げて、そこで御議論しなさいという2つを受けとめました。私は先ほど答弁をしたとおり、これは私の判断でありますけれども、あくまでも持続可能な医療をどちらの——地方独立行政法人がいいのか、あるいは民営がいいのか、さすれば直営がいいのかといった全体の経営のあり方については、それは私は行政の責任だというふうに思っております。そういう意味で、私は特別委員会からそういう御指摘があったものと判断しております。その上で特別委員会と審議会を混乱しているのではないかということをお

っしやられまして、私は何ら混乱しておりません。あくまでも私は市民を右代表する議会、その中で医療を審議するという特別委員会という非常に私は重く受けとめております。そういった意味で私はその間、特別委員会の御議論に真摯に耳を傾けてきたつもりでありますし、最終的な黒岩特別委員長の見解を踏まえたものであるというふうに認識しております。

そして、公募先は決まっているのかということでもありますけど、何ら決まっておりません。それはどういうことかという、これから公募をして、第三者を中心とする選定委員会、これは次の議案になるかもしれませんが、選定委員会で議論をしていただくと。そういう中で決まったものについては、私が受けとめ、それを提案として議会の御議決を賜るという中立公正なシステム、あるいは機能をそこにつくりたいというふうに思っております。もとより特定の者の恣意が入らないようなことで公募をし、選定委員会にかけると。したがって、メンバーに私が入ることもありません。そういう意味で、じゃあ、移譲先の見通しはあるかといったことについては、これはこの議会で申し上げるのが適当かどうかわかりませんが、記者会見等でも申し上げたとおり、幾つか話が来ておりますので、そういう意味で、私はこの公募を見ていただいて、ぜひ公募に応じていただき、選定を受けていただきたいということを認識しております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

28番富永議員

○28番（富永起雄君）〔登壇〕

きょうの佐賀新聞の論説のほうでちょっと聞きたいと思います。その中で、市民病院の民間移譲ということで、佐賀新聞にですね、多分記者さんもおんさっと思っんですよね。その中で、昔、私も新聞記事をとられて質問の中で逆手とられたことがありますけど、新聞記事は半分、大体聞き取りで合うとけば載せるもんねということやったですもんね。ということで、まずちょっと話をして、市長さんに聞きたいと思います。

その中で、医師会は市が水面下で福岡市の福岡和白病院など複数の病院と接触していたことも不快感を示していると、最初から結論ありきではないかとの疑問をぬぐい切れないということと、それから、また最後のほうにちょっと市民にとっても病院や武雄市内の医者との信頼関係が必要だということで、市と医師会との対立に最も困惑しているのは市民であると、こう書いてあります。その点をちょっと市長にお聞きしたいと思います。

そして、一緒に南部医療圏の問題ですね。最初は民間、民間で、どんどんどんどんやってこられた、10年前からうちもやっておりましたよということで、私も大分勉強をしてきたんですよね。それがちょっと当てが外れましたけど、はっきり言いました。もうからんやっとなということでですね。その中で、やっぱり一方だけ聞いたらいかんということで、医師会のほうから呼びかけのあったけんですね、私も同席をさせてもらって医師会の先生方とも

話をしました。ここの中で聞きました。

ということは、この南部医療圏の中で、今3,500床ぐらいあるらしかですね。大体医療圏というのは3,070床らしかです。それで、135は市民病院ですよ。ということで、135床を民間に移譲された場合、谷口議員からも言われたとおり、市民病院をなくして民間に移譲ということは新規に申し込みを、ベッド数ですよ——をすることになりますけど、そのときの135床は本当にできる確約があったのか、そのときは政治決着か何かあるとじゃなかねとか医師の先生は言いんさったばってん、その辺の135床は守られるのか、約200ぐらい個人病院もなからんば、採算はとれんと私は思いますけどね、最低の135床は本当に確約できるのか。

それと、この第66号議案、資料の1をきょう朝見せてもらいました。全協のときに要綱を見せてくれるということだったけど、まだそれは見せられんということで議会に出しますということが出て、私も今初めて知りましたけど、医療の件でちょっとこの中で1番目に病院群輪番制ということがあんまりちょっとわからんとばってん、これ、ちょっと私だけの考えは、市内の病院の輪番制で緊急、2次救急を備えることかなと私もちょっと考えをしたけど、この医療の条件の中では、やはりこうやって市内の病院と、また救急告示医療機関の武雄の受ける病院が来られたときに、やはり信頼関係がないと、なかなか輪番制でですね、その輪番制というのは私わかりませんが、新しく民間が、病院ができて、その中のお医者さんの輪番制なのか、地元の病院との信頼関係、いろんな関係のあるとの取り込むということをするね、ちょっとわかりませんが、それもちょっと聞きたいと思います。

それと救急ですね、今4月にですね——今度は事務長にちょっと質問します。

勉強会るときやったかな、ちょっと聞きましたよね。4月から救急がなくなったということで、苦情とか不平とか、何か来ておりませんかということで、あんまり来とらんどたということでしたが、はっきりした返事を聞きたいと思います。

それと、今度は新しく今谷口議員も質問の中にありましたけど、この救急ですよ。結局、告示をするということで、本当に新しか病院がぼんと来て、救急体制を告示すると。結局それもやはり県とか、何か医療、それから南部医療圏とかなんかもあると思うんですよ。そがんとが厚生省に行くかわからんですよ、私もはっきりわかりませんがね、お医者さんの立場でないけん。その中で、どういう場合に、何カ月ぐらいかかるか、市長の答弁の中も、すぐは何かでけんけん段階を踏んでいくという話がありましたけど、その辺ですよ、結局。そうやってすぐでけんようだったら、やはり2カ月、3カ月あったらですね——今度は市長よかですか。済みません、ころころ変わって。二、三カ月かかるあれがあったら、ここにも書いてあったとおり、病院の先生方もゆっくり話をして、話のわかれば民間にも反対じゃありませんと、これも書いてあるですもんね。私も民間には反対ではない、早過ぎると、じっくり話す期間をとってもらいたいんですよ。それをちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと何点か質問者の御指名がありましたので、私で答えるべきものからお答えいたしたいと思います。

まず、135床のベッドについて確約があるのかという、これは重要な御質問だというふうに認識をしております。これにつきましては、平成19年7月20日付の厚生労働省医政局長から各都道府県知事にあてて、医療計画についてという題名の中で、ベッド数のことが触れられております。これちょっと重要ですので、済みません、長くなりますけど読み上げたいと思います。

この(4)のところに、「病院または診療所の開設者に変更があった場合でも、その前後で病床の種別ごとの病床数が増加されないときには勧告は行わないこと。また、病院または診療所が移転する場合であっても、その前後でその病院または診療所が存在する2次医療圏内の療養病床及び一般病床の数並びに都道府県内の精神病床、結核病床、または感染症病床の数が増加されないときは勧告は行わないこと」となっておりますので、これは医療審議会等での、私はこれが一つの根拠となりますので、135床というのは経営形態が変わったにしても、先ほどのこれを満たした場合には、きちんと継承をできるというふうに認識をしております。何も政治的決着とかの以前の問題で、これは行政的決着が図られるというふうに認識をしております。

本日の新聞で、御指摘がありました医師会は「市が水面下で福岡市の福岡和白病院など複数の病院と接触していたことにも不快感を示しと、最初から結論ありきだったんじゃないかという疑問をぬぐい切れないでいる」といったことがありますけれども、これについては、この議会で再三御答弁させていただいておりますけれども、私の思いとするならば、まず、複数の病院からいろんな形で私のところにアプローチがあるのは事実であります。そういった意味で、私はふさわしい病院にぜひ来ていただきたいという思いは市長として思っておりますし、ただ、その選定の過程においては、私は今回の選定委員会がきちんと責任を持って決めるといったことに関して申し上げますと、医師会のお気持ちもわかりますが、今後、選定委員会の中できちんと、やっぱり選定委員会が選んでほしいという強い希望、期待を抱いております。もとより医師会の皆さんたちがこういう不快な思いをされるといったことについては、私もこれは謝りたいというふうに思っております。

その上で、私は最後のところで触れられましたけれども、病院や医師との信頼関係が必要だと、市と医師会の対立に最も困惑しているのは市民であるといったことについては、私は市の最高責任者でありますので、今後医師会と関係調整ができるように、そして、選定過程、あるいは選定後においても、医師会の皆さんたちから十分議論して、私は私の考えを申し上

げて、より市民にとって、より協同体ができるような仕組み、仕掛けをちゃんと考えたいというふうに認識をしております。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

私のほうからは、御質問の部分の3点について御答弁差し上げたいと思います。

まず、病院輪番制でございますけれども、この病院輪番制というのは休日医療の当番制でございます。現在、武雄市民病院においても、この輪番制、2次医療における休日の当番の輪番制に入っておりますので、これを新たな病院を引き継いでいただくということでございます。

それと、4月1日から救急の受け入れ休止並びに午後の外来休診に対する問い合わせの件数でございますけれども、今日まで62件あっています。このうち救急に対しては33件であります。ほとんどの問い合わせにつきましては、4月の中旬に問い合わせがありました。内容的には救急の休止の理由並びに午後の外来の休止の理由というのが主なものでございます。

それから、救急医療の病院についてでありますけれども、これにつきましては、専門の医師の配置、救急車が入る通路、進入路、専門のベッド、人工呼吸器等々の専門機器はあるかどうかということが救急医療の基本的なものであります。

現在、武雄市民病院については、こういう部分については既に現病院のほうから受けておりますので、現病院であれば県知事のほうに認可し、告知することになるかと思っております。また、これが建てかえる部分がもしあるとすれば、それはそれでそういう要件を有するものということになるのではないかなというふうに思っているところです。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

まず、条例の第2条についてですけれども、先ほど23番議員からも出ましたけれども、第2条の中の長期にわたる地域医療の確保及び職員の引き継ぎの観点からという中で、今回、けさ示された公募要領の中で、実はその第10項に、第2項の移譲の条件の中の丸10項、移譲決定後、病院引き継ぎまでの間について、市が求める救急医療を再開するため、必要な医師を派遣することというくだりがあります。先ほど市長からこの救急再開につきましては、段階的に今の状況に引き上げていきたいと、医師確保をしていきたいということで、7月並びに10月も以前全協で申されました。

実は、この予定として計画されている7月以降の中で、必要な医師を派遣するとありますが、救急の場合の対応について、医師数、医者の方含めて、スタッフの一定の基準があると

思うわけですが、作業の対応に対して。その場合、現行7名、さらには何名か減るかもしれませんが、7名の常勤医師がいらっしゃると。その方々と、予定として提案されている7月以降、新たに民間に契約された病院からの医師の方々、そういう方々の協力体といえますか、共同作業といえますか、そういう状況で作業をされるだろうというふうに思いますが、そういう場合に、ここにあるように必要な医師を派遣するとありますけれども、市民の方々は、ここで契約して民間に移譲されれば、十分な救急体制ができるのではないかという想定もされると思います。そういう意味で、この救急の体制をする場合の一定の医師の数について、基準についてありましたらお示してください。

2つ目に、第4条の関係です。第4条の関係で、先ほども何点か質問ありましたが、武雄市の公益法人等の職員の派遣に関する条例についてというのが昨年3月に制定され、それに基づいて、今回、それを踏まえてありますけれども、2点その分で、その昨年の条例の中には、いわゆる今回、第4条では触れられていない分があるわけですね。というのは、2行目の当分の間というのがありますね。なぜ今回、新たに条例として、当分の間派遣するというのが起こされたのか。その関連での第4条の2つ目に、市職員を派遣というのがあります。この市職員の派遣についても、先ほど22番議員からも午前中質問ありましたけれども、その範囲です。今回、この職員の派遣の範囲が市職員全体に及ぼすものなのか、もちろん医療職除いて。または、引き継ぎのための当時のそのときの担当者あたりが対象になるのか、当分の間がありますので、その関連で当分の間の扱いの状況と市職員の派遣の範囲につきまして、新たに質問します。

以上です。

〔29番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

先ほども言いましたように、非常に枝葉の話といえますか、中心とは言えませんけれども、今いみじくも5番議員おっしゃったことは、22番議員が聞かれたそのとおりですよ。同じことの繰り返しをやられるのであれば、ちゃんと議長そこ整理してくださいよ。ただ、いたずらに時間を延ばす戦術なのか知らないけど、やはりちゃんと紳士的にやりましょう。議事進行をお願いします。（「議長は発言の制止はできんよ」と呼ぶ者あり）だから整理ば言いよつと。（「暫時休憩してよかたいの」「進行、進行」「ちょっと休憩しようか」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ここで4時15分まで暫時休憩をいたします。

休 憩 16時 1 分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの議事進行についてでございますけれども、明らかに議員先ほど質問をされましたけどというような例を挙げられますと重複という形になっていきます。そこら付近は今後議員の御判断で質問をお願いしたいと思います。

執行部からの答弁を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

お尋ねの1点目の救急告示病院に足り得る数字の御質問があったかと思っておりますけれども、本件に関しましては、当時の厚生省、昭和39年2月22日付の厚生省令第8号、救急病院等を定める省令の中で、数字等は記載されておられません。その中で、4つ基準がございますけれども、1つだけ申し上げますと、「救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること。」という基準等々がございます。その中で、この1から4を総合勘案した上で病院長が判断をし、私に判断を仰ぐということになりますので、救急告示病院の再開については、このような手続が進められるというふうに認識をしております。

ただ、一般的に申し上げまして救急告示病院と、私は一部救急再開というのもあり得るといふふうに認識をしておりますので、それは実態に応じてどういう医療体制ができるかといったことについて、それは病院長とよく協議をしながら、適切に判断をしてみたいと、かように考えております。

2点目の職員の派遣の範囲について、これはその前に、当分の間とはどういう意味かということでございますけれども、基本的に内閣法制局によると、当分の間ということについて言うと、法令上不確定な期限をあらわす場合には当分の間という文言を用います。その上で、今回の観光協会に職員を派遣している例は、これも当分の間になっておりますけれども、これは不確定、ちょっと1年になるのか、2年になるのか、その時点では判断しかねるといったものについては当分の間とすると。それともう1つは、今回の場合、答弁いたしましたとおり、引き継ぎにどれぐらいの時間を要するか、今の段階で正確な数字を出すことはできない。ただ、一、二カ月というふうに思っておりますけれども、今のところ不確定な期限ということになりますので、当分の間というふうに文言上記載をさせていただいております。

最後に、職員の派遣の範囲でございますけれども、さまざまな職種がありますけれども、私どもといたしましては、当該病院の事務セクションに在住する職員を円滑な事務の引き継ぎのために行っていただくといったことを今のところ想定しております。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

質疑をさせていただきます。きょうは一般質問的なボリュームのある質疑になっておりますけれども、私も少しは膨らませて言いたいと思います。

第1番目に、今、私も民営化をはなから反対はしていない部分があります。何が一番いいのかというのをやはり十分に検討してやっていかんばいかんと。ただ、思うのは、あの時点で武雄市民病院がそんなに大赤字だったのかなということについては、ちょっと疑問に思っております。市長が言われる6億円の赤字も、もともとの設備を払いながらの、一番最初に武雄市が市民病院にするときの20年計画を出した中の、17年度までは赤字は6億円になっておったわけですね。だから、予定どおりの赤字であったわけですよ。それは今度の病院を50億円で建てかえても、10年ぐらいは赤字ですよ。それは向こうから今後の計画書を出されても、10年前に黒字になるような建物はไม่มีですよ、はっきり言ってですね。だから、その辺がちょっと違うなど。そして、我々もその途中途中に、結局今国が3分の1ですかね、お金を出してくれるときに機械をたくさん買って、ここで赤字をつくっても、そのほうが国から補てんがあるからいいんじゃないかという議論もしていたわけですね。だから、そこを何もかも一緒くたにされるといのはちょっと疑問に思うわけなんですよ。

実際、今度の19年度も予定どおりにいけば黒字だったし、この20年度予算も市長が出されたですけども、黒字ですよ。だとなれば、17、18ですよ、その2年分だけが脳神経外科の絡みで予定どおりいかんやっただけの話ですよ。だから、これを続けながら、10億の借金をもうちょっと払っていったところで民営化でも、独立行政法人にでもすれば、大分、市は助かっておるわけなんです。それをここで切って、結局、借金は別に払わんといかんと。これは売ったけどという話ですよ。そして、その途中はがたがたになっておるのが今の現状じゃないですかね。だから、本当に赤字と言われる予定以外の赤字は幾らだったのかをまずお聞きしたいと思います。

それと、第2点は、やっぱり慎重に議論していかんといかんと思うわけですよ。ずっと前々からしていると言いつつですけども、ビジョンはほんな先月、今月ですかね、二十何日に出たばかりなんです。それをまだ市民の人は知らないですよ、はっきり言えば。それなのに、もうここで議決してもう募集をするというわけでしょう。だから、私も医師会の方が言われるのも当然かなと。1カ月ぐらい十分に議論して、そこで結論が出たことについては協力するという話だからですよ、本当に3次医療と——3次医療というか、嬉野は3次、武雄は2次、そのまの病院は1次と連携していくなれば、1カ月ぐらい話し合っているんじゃないかなということですよ、第2点目は。

いや、一日でも早くと言われるですけども、1日、これを1カ月早くしたって、7月には3人とか何人といって、余り変わらないんですよ。そしてまた、3人来られたら、佐大の人はその分来られたらということで引き揚げられるから、総体的に人数は変わらないと思うんですよ。だから、結局その1カ月を慌ててするよりも、十分に、お互いに話し合

って決定してスタートしたほうが、これから永続的にと考えるならば、そういう道をとっていただけないかということが第2点目です。（発言する者あり）いや、それをお聞きします。

第3点目のことは、2回ぐらいに分けていきたいと思いますが、先ほどこの議案の部分にのっとったところでは、建物の金額は、結局後で調査すると言われるわけでしょう。そしたら、今土地よりも建物代が多分高いですね。大きな負担になるわけですよ。そしたら、それをわからないで応募する人がおるかなと思うわけですよ。わからない数字のほうが何億とあるのにですよ。だから、それは最初に何億と出して、土地何億、建物何億これです。買いますかと言わんと、途中でそんなに高かったら、私たちはできませんよというふうに言われてキャンセルされたらどがんもされんですよ。まずはこの3点についてお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

宮本議員の1点目の御質問だと思います。何が予定で、何があれかちよつとはっきりわからんままの答弁になるかもわかりませんが、多分計画時、要は移譲の計画時からの話だろうというふうに思っています。移譲時の計画からしますと、一番大きな狂いというのは、交付税の1床当たりの病床に対する交付税措置の金額の違いだろうというふうに思っています。一番当初の見込みとしては、1床当たり70万円、それが現在は40万円ということになりますので、これぐらいが当初からの見込みの違いかなというふうに思っているところであります。この総額については現在持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

2点目の20日にビジョンを出したばかりで、あと時間をかけて医師会等とか議論して結論を出すべきではないかということでしたけれども、私どもとしては、市長が申し上げましたとおり、昨年来、議論を重ねてきたわけでございます。で、議会の指摘を受けてビジョンを作成いたしました。それでこういう結論に達したわけですが、これを、先ほど言いましたように、このまま市長が申し上げましたように、このまま直営でやっていくということは困難と判断しております。したがって、民間移譲するとすれば、一刻も早く市民の医療を守るために早くすべきだと思っておりますので、この手続を踏みたいと思っております。

医師会の皆様とは、市長が申しましたように、今後私ども、それから新しい医療機関、それから医師会の皆様、いろいろ意見交換する場を設けたいと思っておりますので、その中で十分理解を求めていきたいと思っております。

それから、3点目ですけれども、建物については金額が高いので、その分あらかじめ明示

すべきではないかという御質問でしたけれども、建物については、移譲日があと2年後でございませう。建物については、いろいろな事情により資産価値が変わる可能性があります、あと2年間で。2年後に時価を評定して、その時価の中から解体費を引いて売却額を出して、その内容で契約は結びたいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

1件目の赤字の件は、北方のほうから来られて、今度部長になられているもので、過去のあれはわからないかもしれませんが、やはり市民にそこはどの何の赤字が何なのかというのをちゃんと説明をしないといかんと思うわけですよ、はっきり言ってですね。だから、そこも市民の中で十分にせんといかんというふうに思います。そして、医師会とは後で話すということですね。そういう考え方が今日をしているとじゃなかですかね。後で決着がついた後にお願いすると。嫌々ながらも従わんといかんということになつとるとじゃなかですかね。こういうのはずっと最初からあるボタンのかけ違えがずっとかけ違え、かけ違えになってきているんじゃないかなというふうに思うわけなんですよ。

だから、私は1カ月という、そう長い時間でもないですよ、武雄市が当面するいろんなことを決断するに当たってですね。だから、私はあくまでも地域連携を考えるならば、募集をする前、決定する前に1カ月なり話し合っ、そこで解決、収集がつかんやったら収集つかんでもいいですけども、まだ話し合う前からもうこれで行きますと。後は連携しますと言ったって、それはひとりよがりの判断じゃないかなというふうに思います。

それで、もし一日も早い救急再開をしたいなら、岡山の吉備病院というのは、新しくつくるのも視野に入れて、古い病院の段階から移譲して、結局、こっちの市側の経営負担をなくすというふうなことをしてあるわけですよ。でも、このままいったら何人か送られても、結局、最終的な赤字は武雄市が払うわけなんです。だから、そういうことであるならば、もう吉備病院みたいに、後の計画は後の計画で出させていいから、もうこの時点で救急ができる形で募集したほうがいいんじゃないですか。というのが第1点です。

それと、結局、医師会なり、市民の方が心配しているのは何かと言えば、私がちょっと新聞に書いておりましたけれども、インターネットで国の行政アドバイザーの長、何とかさんという人がおって、各地で病院改革をされていますよ。でもまずは独立行政法人でやってみなさいと。それでだめやったら、次は民間委託ですかね、ずっと自分の市の権利を保持した形を持ちながら採算とのすり合わせをしてあるわけなんです。だから、結局すり合わせをしてあるわけだから、その辺の、何でそういうことをするかというと、民間にやった場合に、結局、大きな建物代を払うために不採算な地域的な金にならない医療をおろそかにして、そ

の金単価が高い入院の方を多く入れたような形になって、入院できませんよというふうになるんじゃないかなという心配から、そういう順番のすり合わせになっていると思うわけなんですよね。だから、もし不採算の部分で、結局、今度民間移譲したところができないときにはどうなるのかですね、もう一回市が買い戻してやるのかですね。その辺について、第2点目を聞きたいと思います。

3点目は、募集期間の短さです。募集が結局2日から16日ですかね。そしたら、結局この間のコンピューターのと時の話みたいで、時間がないから応募したくても応募できないというような格好になるわけなんですよね。そしたら、市長の言う本当にいい病院、自分から、みずからその選択肢を縮めることになるっじゃないですかね。多分、このくらいの応募時間で内部で検討できるような、ふだんどこかに進出してやろう、進出してやろうというふうにいるところはそんなことはあるかもしれんけれども、普通の病院が、そしたら助けようかなというふうにいるところはそんなに簡単に経営決定ができないんじゃないですかね。だから、ある程度全国公募をするというなら時間をとって、やっぱり1社しか来んやっぱいというふうにならんように、ちゃんとある程度の時間を、どのくらいだったら出せるのかをちゃんと調べてやるべきじゃないかなと。

以上の3点についてお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

この形で救急を探したほうがいいのではないかという御指摘がありましたけれども、私はこれは極めて乱暴な御意見だというふうに思っております。と申しますのも、これは病院というのは社会的な公器であるというふうに思っております。したがって、きちんと選定委員会で選んで、それが、それは短いという議論はあるかもしれませんが、それはやはり公正中立な委員会で選んで、それで社会的な機能を担って、中長期的に担っていただく方をきちんと選ぶということが大事だというふうに認識しております。そういう意味で、私は現実的可能な案として、何も7月とか8月にはもう22年の2月以降のことだけを考えているのではなくて、その当該病院が段階的に医者を派遣していただくように要請をすると。そして、それを公募要領にきちんと記載をしているという認識でおります。

次に、まず独法でやってみて、次に民間病院がいいんだ、これは一つの意見だとは思ってはおります。しかし、私とすれば、独立行政法人を私も制度設計にかかわったことがありますけれども、基本的には非常に私は中途半端な制度だと思っております。責任も基本的には、その責任の度合いに応じて、独法の法人があるのか、あるいは市の最高責任者である私であるのか、いろいろ非常に、私は否定的な見方をしております。そういう意味で、私は民間病院がきちんと医療を担っていただくということがあれば、それはきちんと担っていただ

くということが、私は市民にとっていい医療はどちらが提供できるかといったことに関して申し上げますれば、私は民間病院のほうがふさわしいのではないかというふうに認識をし、今回の公募あるいは条例制定等に当たっている次第でございます。

そして、次の、ちょっとこれは重複するかもしれませんが、単価の高い医療を当該民間病院はするのではないかという御指摘がありましたけれども、これは基本的に選定委員会の前に公募を出して、この6つのビジョンをきちんとやるということ、そして、再三申し上げますとおり、今の市民病院の持つ機能をきちんと維持をし、それを承継し、発展させていくといったことからすれば、それはないものだ。今回のこの選定についても、こうやって議会でさまざまな御指摘、御議論がなされておりますし、非常に透明性の高いところで御議論もされています。そういった意味で、私はその病院がそういうふう選ばれていって、そして、そういうふうな患者さんであるとか、市民の皆さんであるとか、あるいは地域医療を担っていただく皆さんであるとか、そういった目がきちんと行き届く、その中で、私はそういうことはあり得ないというふうに思っております。

最後に、募集期間の短さであります。2日からやって16日までで来なかったらどうするんだということについて、または1社しかなかったらどうするんだといった場合について、これは私は事務方としてかかわったことがありますけれども、指定管理者のときにあるんですけども、こういった事例がございました。資料をあと2日あればきちんと出すといったこと、これを事前に公募期間に告知をされたものについては一定延ばしたということがありますので、それは実際公募を行いながら見ていきたいというふうに思っております。

そういったことで、公募期間等については、結果的に本当にいい病院を選んでいただく、選びたいということから、それについては、私は柔軟に考えてもいいのではないかというふうに思っております。いずれにしても、公募の状況をよく見たいというふうに認識をしております。

○議長（杉原豊喜君）

13番前田議員

○13番（前田法弘君）〔登壇〕

種々たくさん質問がありましたので、私もかなり重複をしておりました。ですが、もう1つ2つ、私として聞いておきたいことがございましたので、この場に立ちました。

といいますのは、この条例案がありますけれども、特別措置、どうもその「特別措置」という言葉に私はひっかかるところがあるんです。イラク特措法とか、道路財源特措法すっばらこっばら、そういうところにどうもひっかかりがあるもので、特別措置法というものが、なぜそういうふうな文言をつけなくてはいけないかという——これは物すごく簡単な問題かもわかりませんが。

それと、この条例が通りますと、きょういただきましたこの公募要領の中にありますこと

については、このままずっともう進んでいくわけでありませう。

そこで、公募要領の中で1つどうしても、今、宮本議員もおっしゃいましたけれども、期間が短過ぎると。6月2日から6月16日で、その下にあります現地案内が6月5日、申し込み締め切りが6月4日というのが、6月5日に現地案内をしてしまったらそれ以降はどうなるのか。そして、質疑の受付は6月6日、これも6月6日以降はどうなるのか。郵送により提出する場合は6月6日までに必着のことという言葉があります。ですから、16日、先ほど市長答弁の中で、そこは若干時間を持ってよろしいということでございますが、ここまでこれをはっきり書けば、要するに、このところもそういうふうな判断でおられるのかということ。

それと――まだありますけれども、審査のことについては選考委員会を設ける。選考委員会は、じゃあ何人、どういう方たちを選定されるのか。

「選考委員会は、審査基準に基づき」云々書いてございます。審査基準というのが一番後ろのページにありますけれども、要するに、この中に経営点検表がありまして、1から7まで、「医師監査の結果、知事から改善勧告を受けたことがある」、これに「有・無」云々、あと「過去に重加算税」……、ずっとあるわけですがけれども、これらのことに「有」もしくは「無」、「有」に丸がついたとしたときに、これがどういう評価を受けるのか。

そして、その上にあります「次の現状（過去3年間）について報告すること」。3カ年をさかのぼったときにそれがあった場合、それをどういうふうに――ですから、なぜ3年間なのかということでもあります。

それからもう1つ、先ほど市長のほうから救急医療の再開についての答弁がございました。この際、病院長がいらっしゃいますので、現場の声として、救急医療に医師を何名充足すれば救急医療が再開できるのか、このことについてもあわせてお尋ねをしておきます。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

まず、特別措置ということに対する御質問でございます。

今回の条例は、武雄市の財産の譲与や減額譲渡の規定を定めた「武雄市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」の中で、その対象を地方公共団体、その他の公共団体とし、その用途も公共用などに限定しているため、今回のケースに適用できないことから定めた、今回の市民病院の財産の譲渡等に限定した条例であることから、これを明確にタイトルであらわしたものでございます。

2点目の現地案内につきましては御指摘のとおりでございますが、そういう要望があれば、その後も柔軟に対応したいというふうに考えております。

3年間ということでございますが、財政分析等の提出についても同じように3年間を義務

づけております。そういうことから、同じように3年間を対象として、それについては選考委員会の方が、その評価については総合的に判断していただくものと考えております。

引き続き答弁させていただきます。

様式の記載の中で、「有・無」の記載による審査の判断でございますが、総合的に審査委員の方が判断して点数をつけられるという形になろうかと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。（発言する者あり）樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

先ほど、当武雄市民病院における救急医療に必要な医師数についてお問い合わせがありましたが、我々の病院では、つい昨年度までは12名でやっておりました。しかし、それでも佐賀大学や各方面からの応援医師が多くかかわった上でやっておりました。したがって、私の希望としては、12名は欲しいというのが現時点の回答でございます。

○議長（杉原豊喜君）

13番前田議員

○13番（前田法弘君）〔登壇〕

この経営点検表、それを総合的に判断するということではありますが、この中に書いてある「医師会に加入しているか」、また「外部監査を受けているか」とか、「医療関係法令について重大な違反事実がある」、これは「有・無」の「有」につければ重大なことだと思いますけれども、そういうことも含めて、あってもそれを可とする総合的な判断になるのでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私から御答弁申し上げたいと思います。

この経営点検表と次の様式3の経営提案表というのは、性格を全く異にするものだというふうに思っております。

まず、この経営点検表で、今、私の見解は、この中に1つでもあると、あるいはあった場合のその概要にもよりますけれども、これはとても任せられないというものについて、ありというふうに認識をしておりますので、ここに該当する場合というのは、基本的に様式3の経営提案表まで入れないという認識をしております。ここに、「有」のところに2つも3つもあるようなところについては、それはもう武雄市民病院を引き継ぐ病院としてはふさわしくないというふうに認識をしておりますので、これについて私どもがそれを審査するわけじゃありませんので、申告をしてこれを書いていただくということになろうかというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

13番前田議員

○13番（前田法弘君）〔登壇〕

市長、今、審査する場にはいないとおっしゃいましたが、審査するわけでしょう。もちろん、市長は選定委員に入られないわけだから、どなたかが委員としてされるでしょう。けど、その選定委員の中で——いや、これを出せと、これは自己申告ですよ。そして、自己申告して、そのことについて選定委員会では調査はされないんですかということ。

それと、さっき選定委員は何人でというのがありましたよね。そのことも、またあわせてお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

選定委員会につきましては、その審査内容について私がどうこう申し上げることはございません。したがって、今、私が思っているのは、選定委員会の形、骨柄だけ申し上げますと、基本的に経営点検表に、例えば、この1のところ、「知事から改善勧告を受けたことがある」が「有」といった場合については、それは選定委員の中から、これはちょっと調べなさいと——事務局は選定委員会の場合は必ずつくろうと思っておりますので、事務局に調べなさいといったものについては、きちんとそれは調べようというふうに思っておりますし、仮にこれが「無」であったとしても、どうも聞いたことがあるとか、あるいは本当に調べてくれといったことについては、これはきちんと調べようというふうに思っておりますので、そういう意味では選定委員会の中で、これが本当に真実かどうか、事実かどうかについて御疑念、御議論を持たれるときには、事務局がその調査権を行使して調べると。

もう1つ、事務局がみずから調べる場合もあろうかというふうに思っておりますので、それは真実を、事実を求める上で、そういった調査というのは、私は行われてしかるべきだというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

選考委員の数の件でございますが、次の議案の中で思っておりますが、最大8名ということ考えております。

○議長（杉原豊喜君）

本日の会議時間は、あらかじめこれを延長いたします。

ほかに質疑ございませんか。4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

2点だけ確認と質問をさせていただきます。

市民病院移譲先公募要領ということで、けさ方私の手元に来たものですから、ちょっと休憩中に目を通していただきました。その中で、20番議員も言われておりましたけれども、その中で、要領は変更もあり得るといふ答弁が先ほどございましたね。（発言する者あり）あり得るといふ答弁がありました。

そこで、明記してある4項の(2)移譲の条件は、今後とも担保をされると考えていいのかわかるか。特に移譲の条件ですね。「地域に開かれた医療を目指し、佐賀県南部保健医療圏内及び武雄市内の医療機関との連携を特に密にすること」、あるいは「高齢化社会に対応するため後方支援医療の機能及び終末期医療の機能を目指すこと」ということで、ビジョンも掲げていただいております、条件としてですね。さらには、「引き続き移譲後の病院に勤務を希望する職員については、全員を採用すること。」と。それから、「移譲後も在院希望の入院患者を引き継ぐこと。」というので、そういうふうな条件が明記されております。非常に大事な条件ですので、改めてこれは確実に担保されるのか、確認でお尋ねをさせていただきます。

それともう1点、午前中の質疑のときに関連でお話をお聞きしておけばよかったんですけども、地域医療の確保、提供は、先ほど質疑をされていたと思いますけれども、その中で、医師会との協議を申し上げたところでございます。そういった状況の中で、専門協議会を立ち上げていくというふうな市長の答弁でございましたけれども、その時期がいつごろなのかどうか。選定をされていかれる、あるいは決定されていかれると並行して協議会も進行されていかれるのかどうか、2点についてお尋ねをさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

2点、非常に重要な御質問でありますので、私からお答えしたいと思います。

武雄市民病院移譲先公募要領の中で、移譲の条件があります。これについては、すべて移譲をする予定の病院には守っていただく。「オア」ではなくて「アンド」で守っていただくということはこの場でも明言をしたいというふうに思っております。

2点目の、さきの答弁でありました協議会につきましては、現段階ではこのように考えております。まず選定委員会の中に医療関係者に入っていただくということ、その中で決まって、そんなに時間を置かずして、私としては7月か8月、夏にはこの協議会を立ち上げたいというふうに思っております。そういった意味で、私は2つこの場で御議論を賜りたいのは、まず22年の2月までに、これは緊急避難的と申し上げるかもしれませんが、実際今ある市民病院でどういう医療をするか、提供できるかということの御議論、それともう1つが、2年もあつという間にたちますので、22年2月以降にどういうふうな医療を提供するのかと、

していただけるのかというのは、その病院にしっかり考えていただくということ、これはもちろん、その改革ビジョンの6項目がありますけれども、きちんと具体的に考えていただくこと、それと、再三御答弁いたしましたとおり、医療関係者、医師会、そして私ども、そして当該病院が、3者がきちんとスクラムを組んで信頼関係を保ちつつ、市民に安全・安心の医療をきちんと我々3者が提供していただくというようなことで考えておりますし、その関係醸成については、私どもも一生懸命頑張りたいと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

最後に1回ありますので、質問をさせていただきます。

1つは、職員さんの処遇問題ですね。これは国立から市民病院になるときにも詳細な提案が出されて、現給保障とか、退職金問題でいろいろあったと思うんですけども、ちゃんと示されたと思うんですよ。でも、今回は引き継ぐとなっておりますけれども、同一賃金、同一労働かもわからないしですね。ポストの処遇もわからないし、全くちょっとわからないんですよ。だから、その辺を国立病院から市民病院にしたときみたいにある程度整理してやらんと、結局とりあえず雇ったけど、過酷でだれもついていけないやっただということでもまたちょっとおかしい話になりますので、その辺についての一定の考え方ですね。

もう1点は、救急を早く再開したいために話し合いの時間も削ってするという、先ほど同じような話なんですけれども、そしたら、何も2年間待つ必要はないんですよ。すぐに救急をせんといかんわけなんです。だから、可及的速やかにできる救急のできる病院ということで募集をせんと、もう2年はあつという間で、市長からあっているのかもしれませんが、病気にかかったもんから出した時間なんですよ。

だから、そこをやっぱり岡山の吉備病院みたいに、その時点でもって、あと解体して別につくろうが、そこで続けようが、またそれはそこの判断でいいわけだからですよ。募集の時点で、もう話し合いの時間もなく急ぐようだったらそこまではるか、そこまでしないなら話し合いの時間をつくるようにしてください。それに対するお考えをお聞きます。

それと、先ほど言ったのもちゃんと答えてなかったですけども、不採算部門だから民間ではできないんじゃないだろうかと思われていると。だから、それをせんときには罰則規定みたいなやつがあるのか、それとももう一回市が買い戻すようになるのか、もうあきらめるのかですよ、そこを答えてください。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

私のほうからお答えいたします。

まず1点目、職員さんの雇用の引き継ぎの件ですけれども、応募条件に引き継ぎをうたっております。基本的にはこれを守らせたいと思っております。ただ、処遇につきましては、相手先がどういうお考えを持っておられるのか、どういう給与体系を持っておられるのかわかりません。決定後、相手方と真摯な議論をして、さらに職員の皆様方からも意見を聴取して、可能な限り最大限努力をして皆様方の処遇が適切に対処されるように努力いたします。

2点目、2年を待たずに移譲すべきじゃないかということでございますが、先ほど午前中からの議論にありますように、国との契約の中に10年間の縛りがありますので、この10年間の縛り契約を守っていきたいと思っております。

それから、先ほど6項目を守れなかった場合にどうするかということですが、条件にはっきり明示しておりますので、これを守らせるように最大限努力いたします。

以上でございます。

〔6番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）

先ほど2番目、10年間の国との縛りがあるからできないと言われましたけれども、別にこれは用途指定であって、経営指定じゃないですよ。だから、経営者がだれに変わろうと病院のように用途をすれば、何もあれには関係ないはずなんですけれども、そこがちょっと認識が間違っているんじゃないですか。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

議事進行で、先ほどの答弁の漏れの分でしょう。

〔6番「そうです」〕

大田副市長に答弁させます。

○大田副市長〔登壇〕

その点につきましては、私どもはそういう解釈をとっておりません。経営形態を変えてはいけないと国との契約のほうに明示してあると解釈しております。

〔6番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）

先ほど午前中じゃなかったですかね、谷口議員のときもあつたように、甲と乙が、乙が武雄市ですけれども、甲が厚生省ですかね、今は違うかもしれませんが、そこをお願いして話がつけばいいということじゃないんですか。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

議事進行は、審議している議案に対して、私の議事の進め方をお願いするのが議事進行です。（発言する者あり）先ほどの補足説明として大田副市長に答弁させます。大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

何度も申し上げますように、契約上、10年間病院として武雄市が経営することになっておりますので、その契約どおり、直営で10年間やっていきたいと考えております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。（「まだ残っとるよ。ゆっくり待って」と呼ぶ者あり）

28番富永議員

○28番（富永起雄君）〔登壇〕

2回目になりますけど、1回目で市長に聞いたことでまだ答弁がですね、ちょっと私、まだ聞いとらんでおるなと思うんですけど、医師会との話し合いをしてもらいたかたですよ。その中の返事というのは全部決まってからやったけん、もう前にする気持ちはありんされんかなということ、もう一回ちょっと聞きたいと思います。

それと、このいただいた「第66号議案関連資料2」ですね、その中の5ページ、さっき市長の答弁の中であったと思いますけど、そこがいつちよんわからんやったばってん、5番の一番上ですよ、「医療監視の結果、知事から改善勧告を受けたことがある」という、病院なんか、やっぱりこんなのは経営点検表の中に入っておりますけど——過去3年間ですね、あると書いてこんな公募の募集に来んさあですかね。その辺をちょっと聞きたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

先ほど答弁したつもりでございましたけれども、医師会との関係については新聞等にもありましたように、ここで陳謝をした次第であります。皆さんたちが本当に不快な思いをされてということに関して言うと、それは陳謝を率直にしたいと思っております。

その上で、やはり医師会と今度の新たな病院、そして私どもという3つは、本当に責任を持たなければいけない、地域医療に対して責任を持たなければいけないという立場から、その関係醸成に向けて私は精いっぱいのことをしていきたいということを、さきの答弁でもお答えしたつもりでありますし、これは私の決意としてまた申し述べたいというふうに思っております。やはり一番、私どもと医師会、あるいは今度の新しい病院かもしれませんが、そこに溝が生じることになって、だれが一番損するかといったことについては、それは市民そのもの、市民その一人一人、あるいは患者その一人一人でありますので、そういったことにならないように誠心誠意努力をしまいたいというふうに思っております。ぜひ御

理解を賜ればありがたいと思っております。

それともう1つ、これもまた関連して私がお答えしますけれども、重大な違反に「有」をつけるところが来るかと。私は来ないと思います。それは来ないと思いますけれども、ただ、それが客観的事実としてあるかどうかについては、それはきちんと我々としては、こういったことも社会的責任を持つ病院としてちゃんと出しているという姿勢でもありますので、これに応じてきちんと書いていただくということでございますので、これも御理解を賜ればありがたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑、30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

質問回数3回目をさせていただきます。

よほど議事進行で申し上げたいと思ったんですけれども、きちんとした答弁があるだろうと思って期待をしておったんですが、確かに今、市民病院を民間に譲渡することについてのいろんな細目とか条件とかについては、いろんな質疑があっておりますけれども、私が一番最初申し上げたように、基本的に今度の条例は市民病院をなくすという条例なわけですよ、基本的には。そしたら、基本である市民病院を廃止する条例を出して、その廃止は2年後、何月何日にするんだという条例を出して、市民が広くそれに対する認識と同時に、議会もそのことを論議した上で、じゃあ、なくした後どうするかということについては、一般公募してこうするんだという議案が出るなら私は理解できるわけですが、現在出ていますから審議はしています。しかし、そういう基本的な、本当に市長が市民病院では今後市民の医療が守れんから廃止するんだという考えであれば、条例の廃止案を議会になぜ出さんのかという回答をまだいただいております。

そうすることによって、市民が自分たちの市民病院がなくなるんだという危機感、それからまた同時に、議会は議会でそれについて、果たしてそれが妥当かどうか、そしてまた、市民病院を残すためにはどういう方法があるのかということについて真剣な論議が、議会でももちろん、今もあっておりますけれども、あるでしょうし、同時に、そのためには今まで武雄の市民病院を厚生省から、国立療養所から移管を受けるときは2年間論議をしたわけですよ。私も委員長として2年間やらせてもらいました。そういう状況の中で、随分と市民の方々の意見を聞く機会を持ったり、あるいは、方法としては公聴会を開くとか、特別委員会に付託されて議員全員で特別委員会を設置してやったわけですから、この後また論議があるでしょうけれども、例えば委員会付託についても、やはりいろんな角度から論議をして、十分に審議をした上で結論を出したということが私は大事だと思うんですよ。

ですから、今後どういうことになりますかね、良識ある議員の皆さん方、一緒になって、そういう問題を一緒にやろうと思うわけですが、問題は、市民病院を廃止するという

ことについて、しっかりあなたが、市長がそういうふうなことについて条例案を出して、本当に論議の対象としてそれを論議せんと、この今論議している議案については先に進まんような気がしてどうしようもないわけです。ですから、その点についての考え方をお願いします。

それからもう1点、先ほど佐賀新聞の論説を取り上げて質問がありましたけれども、この中で病院の名前が出ていますね、何とか白病院という病院ですかね。そういう病院が来ることすら、ここで論議をされているということを実は書いてありました。そして、そのことが仮に、それはその病院がいい悪いの問題を言っているわけじゃございません。問題は、例えば民間移譲をするにしても、本当にそのことについて市民のコンセンサス、あるいは市と医師会、あるいは関係する方々の論議が十分に行われているかどうかというものが今回の騒動の原因ではないかと。もっと市民と対話して、市民のそういう気持ち、地域医療を守るそういう気持ちをきちんと聞いた形の中でやるべきじゃないかと。よその人から指摘されて議会もがっかりですよ、本当。私たちはもっと、いろんな立場を超えてその論議をすべきだと。私たちは超党派で、本当に党派にこだわらんで、医師会なりいろんな有識者の声を聞いて回りました。勉強させてもらった。そういうふうなことをするにしても、きちっと基本になるものは、市民病院は廃止するとかしないとかということ、きちっと前向きに——それが前向きとは思いませんけれども、きちっと出してもらって、それを論議する機会を持って、それから後の、枝葉末節とは言いませんけれども、枝葉の対応策を論じるべきじゃないかというのが私の考えとして、それについての回答をまずきちっとしてほしいと思います。

それから、先ほど事務長を通じて財政の問題について説明がありましたけれども、ちょっと私はまだまだ市民の方々に理解できない問題があるような気がします。それはなぜかと言いますと——これはもう当然最後の質問ですからよく聞いてください。

赤字続きだから、市民の負担が将来もふえるからという前提のもとに、今回の譲渡の問題が出ていますけれども、そのこと自体が本当に、私は数字に余り強くありませんので、平野議員に徹夜して書いてもらった資料ですけれども、とにかく平成11年から12年、13年、15年ずうっと、本当に分析した数字を見ました。そして、数字の一部については、松尾陽輔議員にいろいろとお尋ねをして、そして——失礼しました、財政に詳しい方にお聞きしてお尋ねしましたところが、この問題については、これが財政的な赤字と言えるかどうかですね、その問題を私はもう一度考え直さなきゃいかんじゃないかと。本当に医師を初め病院の関係者が一生懸命頑張って、本当にもう九州でも指折りの市民病院になろうとしたりしたんですよ。それが、ある発言、ある問題によって急速にその信頼関係を失って、本当にどうしようもない赤字の病院になってしまったと。しかし今、再生する機会がないのかというと、必ずしも私はないとは思いません。救急病院で医者を確保できないと、だから民間から呼ぶんだというのは、私は短絡過ぎるんじゃないかと思っています。もしここで市長が、やはり私は市民病院

で行きますということを宣言すれば、多久の市民病院だってお医者さんが来たじゃないですか。宣言したんですよ、多久の市長が私は市民病院で行きますと。

そしてまたもう1つ、小城市民病院も、先ほど小城市議員さん方が傍聴に来ていましたよ。私たちの市長は地域医療を守るために市民病院で行きますと言ったら、お医者さんが来たと言いましたよ。そういう状況の中で、いろんな対応策を努力してみた上でこういう廃止条例ができたとすれば、私はそれについての論議を十分にできると思うけれども、その点についてももう一度お考えを聞きたいと思います。

それから次に、財政問題については本当に、これからあの時点でわずかに——わずかとは言いませんね、19年度の上半期では2,900万円程度の、黒字とは言わなくてもその程度の負担で済むという状況の試算が出て、数字が出ているわけですね。それについては病院側が出している数字ですから当然だと思いますよ。

そういう状況の中で、この2,900万円というのが市民生活に大きな影響を与えるような、武雄市が破産するような金額であるかどうかですね。先ほど言いました。レモングラスも、イノシシもいいですよ。だけど、そういう予算に、要は人件費を含めてですけれども、それとあんまり変わらん程度の予算で市民の健康と命を守れるならば、市民病院が維持できるならば、私はこれは許容の範囲だと。市民の方がみんな理解してわかってもらう予算の範囲内だと。それが赤字と言うならば、それはおかしい。それは市民の福祉的な予算と考えれば非常に喜ばれる予算であって、文化会館に1億円ぐらいの投資をしていますけれども、それは文化も一つの市民の財産だという考え方をすれば、市民の健康と命を守るためにはその程度の許容はあってしかるべきじゃないかと、そういう気持ちで私は市長にお尋ねしましたけれども、それでも市民病院を廃止するとおっしゃるならば条例を出しなさいと。そして、本当に大きく市民全部の中で論議をしたいということで私は申し上げていますので、その点についてももう一度、御回答をお願いしたいと思います。明確に。

次に、まだあるんですよ。赤字見込み額が7億9,867万円になってくると——平成20年度見込みですね。これは税込みベースでございますけれども、この資料が今度出されております。これは恐らく市民病院側から出た資料でしょうけれども、私のところにあるのはですね。そしたら、その赤字についてはどうして払うか。銀行借入金等で対処すると。今までは、いわゆる一般会計の中から繰り出しはしていないわけですよ、赤字、赤字と言いながらも。それは累積赤字といっても、固定資産税の問題とか、あるいは償却の費用とか、いろいろな問題で、そういうことで実際に現金ベースでお支払いをしているわけじゃないですから、市民の税金をそれにいきなり使われたということと意味合いが違います。だから、いわば市民の許容範囲の中で私たちが市民病院を武雄に誘致するとき1億円までは、本当にこれは市民の健康のためだからいいと、10年はやむを得んということで、しかし、五、六年以内には黒字に転ずるように努力しましょうということで、現実にもう7年目には黒字になろうとしたと

いう経過があるわけですから、それを壊しておいて、今いきなり市民病院をなくすというのは乱暴だと私は思います。そういう意味での考え方をもう一回聞きたい。

そしてもう1点、これは非常に大事ですけれども、この公募要領を私見ていますと、先ほど話しましたように、とにかく2日に公募を開始して、2日開始というのは、あしたあさっては土曜日曜ですから、きょう決まったら明日と同じですよ、現実。翌日と同じです。営業年日からすればですね。そういうことにして16日間で、わずか2週間足らずで、十何日の間に公募をして締め切るんだと。

先ほどから議論がっておりますように、わずか1週間か2週間で、じゃあ、例えばこの間の説明であったように、50億円もの建物をつくるのにお金がかかるだろうと。50億円ぐらい投資して、そして大きな病院をつくりかえてもらうような、そういう病院にはいい点数をポイントとしてあげにゃいかんという話まで、この間の説明ではあっとったわけですよ。もし50億円ぐらい投資してできない人には、それじゃやれんのかという話になります。しかし、よく考えてみても、わずか1週間か2週間で全国公募して、そして二、三日後には説明会までですと。そういうわずかな期間内で日本じゅうから集まってきて、50億円、100億円投資するような病院を引き受けるというところが目の前にあるでしょうか。一生懸命計算をした上で、そして採算を計算してやれるというまでには、企業としての病院の経営者だって、そこにはある程度の時間と、そして研究の資料が要るわけですよ。その機会も与えんとすれば、何か特定の人が予定されているんじゃないかというような危惧をする方もないではありません。私もその一人であります。

そういう状況の中で、本当に市民の医療を守るためにはどうするかという、そういうことをやっぱり明確にして、そして十分な論議を、まだ今からが論議ですから、そういうふうにしていく必要があると私は思います。

そういう意味で、例えば、医師会との関係をうまくしてというのは、これは失礼なことですよ。医師会との関係を良好に保てなかったのは、むしろ私は市のほうじゃないかと思います。ですから、医師会の方々が、今は市民の医療を守るために一生懸命努力してもらっていること、そして、努力するだけじゃなくて、本当に地域医療を守るためには医師会の意見も聞きなさいといって専門委員会が指摘をしているのに一度も聞かなかった、そういう状況の中で、この譲渡案が決まったということの中に、私は非常に残念な思いをするわけでございます。そういう意味から、ぜひひとつその点についての、もう一度市の考え方をお聞きしたいと思います。

あと3項目ありますよ。もう1つはですね、次の問題です。実は、本当にお医者さんが来ないかどうかという問題について、その人の説明が本当に全体の中での説明かどうかについては私はよく承知しておりませんが、市のトップが本当に武雄市のために、それをぜひ市民病院として残したいというならば、恐らく佐賀医大もそれについては何らかの色を示

すんじゃないかろうかということも聞きました。

現実に、例の医療制度改革なり研修医の問題があったとき、ここに病院長が来ていらっしゃるから、私は病院長と一緒に佐賀医大まで行って、今、県の医療統括監になられた十時先生ともお会いをして、そして、何とかして市民病院にお医者さんをとということをお願いに行った一人でございます。それぐらいの努力をみんなしてきたんですよ。だけど、問題は結局、医大の立場としては市民病院じゃない、民間に譲渡するという意向が出たときに佐賀医大が信頼関係を失った、それからの院長の苦労は並大抵じゃなかったと私は思いますよ。しかし、それでも現実問題としては非常につらいうわさも聞きました。もう既に50億円かける病院候補地、業者まで決まっている、ゼネコンが決まっているという話を聞いて、まさかと私は思っております。しかし、具体的にそういう話はもうここですべき問題じゃないと思いますけれども、そういうふうなうわさになるような状況の中で、こういうものを審議せにゃいかんということ非常に悲しく思います。

以上のことでございますので、とにかく今申し上げた7つの問題については、きちっとした御回答をお願いしたいと思います。（「発言に責任持ちなさいよ」と呼ぶ者あり）責任持っているから発言しているよ。黙って聞きなさい。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず私が大枠を答えた上で、詳細な部分は担当部長から漏れがあれば答えさせたいと思います。

まず、市民病院廃止条例をなぜ出さないかということについては、基本的に私はこう思っております。もし市民病院を廃止すると、そのまま市民医療は引き継がないということであるとすれば、私はちゅうちょなく市民病院の廃止条例案を提案した次第であります。しかし、私どもといたしましては、再三御答弁申し上げますとおり、市民病院機能をそのまま継承し、維持をし、発展をさせるという観点からすると、市民病院廃止条例案というのは全く性格を異にするものだというふうに思っております。制度論的に私はそのように確信をしております。

2点目の個別具体的な病院名が出ましたけれども、私はこれは一般質問で聞かれたことであり、それは誠実に答えたところであります。複数の病院があるといったことについて誠実に答えて、その上で私は後の答弁にもかかわりますけれども、ある特定の社が、特定の者がそういうふうに決める、いわゆる企業誘致等の決め方ではなくして、公正中立な選定委員会が公募要領にのっとり、あるいはビジョンにのっとり決めるというふうに遮断をしております。したがって、その選定委員会で決められた候補病院、これがまた私がそのまま議会に提案をしようと思っております。そういう意味で言うと、議会の議決を最終的には経

ることになりますので、二重三重にそういった特定の者の恣意の行為、行動が反映されるということはないものだというふうに深く認識をしております。

続きまして、もし市民病院を直営のまま私が佐賀大学の医学部に要請をすればお医者さんが来たのじゃないかということについては、確かに短期的にはそうだったかもしれませんが。私も何度となく佐賀大学の医学部には参りました。そういった意味で、ぜひドクターを派遣していただきたいと、良好な関係を築きたいというのは、1週間に二度三度行ったこともございます。そういったことで、私はもしそうであれば、短期的にはそうなったかもしれませんが、議員御案内のとおり、今新臨床制度が始まって、医局中心の医師の派遣の形態が大きく揺らいでおります。そういった観点からすると、5年、10年先、本当にこの状態を続けるのがいいのかどうか、これは判断を迫られる、これは問題を先送りせずに、今きちんと責任を持って決断をする時期に差しかかっているのではないかというふうに思っております。

次の赤字については、詳細が必要ならば後で御説明いたしますけれども、累積欠損額は御案内のとおり6億4,000万円でございます。その中で、内部留保資金で補てんしたことを考えますと、現金残高が2億700万円となっております。この金額から一般会計からの借入金残高1億1,700万円と、起債残高が12億1,200万円を差し引いた11億2,200万円が19年度末の赤字額でございます。これは私は極めて大きいものだ。これは見方によると思います。しかし、私としては、財政を最終的にあずかる身としては非常に大きい額だと思っております。これが市民負担にのしかかるというのは看過し得ない状況下にある。これが5年、10年たったときに、根源的に直営のまま復活できるのであれば、私は直営の道をとっていたかもしれない。しかし、これができないからこそ、私は今回ふさわしい民間の病院にきちんと担っていただく方向性が、結果的に市民にとって、市民の医療の維持向上のためにふさわしいではないかと、ふさわしいのではないかとの思いで、今回の条例案等の提案に至っている次第でございます。何とぞ御理解を賜ればありがたいと思っております。

それと、これはさきの質問に関連いたしますけれども、50億円だとか、ゼネコンのうわさが出ているといったことについても、これも先ほど答弁したとおり、特定の社が、これは内部であっても外部であっても、そういったことがないように選定委員会を決める、これは委員を非公表にしようと思っております。そういった意味で、最終的にはその結果等については、行政手続法にのっとりきちんと出していこうと思っておりますけれども、委員の皆さんたちに有形無形のプレッシャーとか特定の圧力がかからないような保全の策もきちんと考えたいというふうに思っております。これについては、どれかは別にして、きちんと議会にも報告をし、御相談を申し上げたい、かように考えております。

医師会との関係については、責任の大部分は私にあるというふうに先ほど何度も陳謝をした次第であります。この決意をもって、私は今後医師会との関係、あるいは当該病院との三者の関係についてはきちんと築いていきたい、市民が本当に喜んでいただくような医療体制、

地域医療を担っていただくように考えておりますし、私は医師会に責任はあるとは思っておりません。そういった答弁はしておりません。私に責任があるというふうに思っております。

〔29番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

何度でも繰り返しますが、やはりこういう大問題ですので、大分我慢しています。本来の議案審議というのは質疑なんですよね。今谷口議員の質問も市長の答弁もお互いの主張のやり合いですよね。そういう状態に入っておりますので、5分ほど休憩していただいて、10分かな、休憩をお願いします。

〔22番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）

私、市長答弁を聞いていまして、新しい事実を答弁されましたよね。19年度末赤字残高11億2,000万円かな。私、初めて聞いた話ですよ。もう1つは、19年末の赤字は2,900万円だという資料をいただいております。こんなにも認識が違う状態ではね、だから、そうなんですよ。こんなに数字の違う論議をされながら、我々の認識を一致させるというのは無理ですよ。必要なのは、今武雄市民病院の置かれている客観的な事実を賛否は別にして、客観的な事実を共有できるかどうか、そのためには資料が必要ですので、市長が答弁された19年度末の赤字残高の根拠、そして、私どもに示された19年末の2,900万円の赤字、この差がどうして出てくるのか。休憩中に作業せろというのは無理な話かもわかりませんが、ぜひそれを出していただきたいと思います。

〔29番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

結局、質疑じゃなくて、意見がお互い出ていますので、いろんな赤字のとり方がありますね。私は赤字のとり方は医業損益なんです。私はちゃんと執行部からもらった資料、皆さんももらっていらっしゃるでしょう。そのとり方は、例えば、水道から借りた内部資金、いろいろありますが、その人その人でとり方は違うと思うんですよ、どれが赤字だというのは。だから、それが私は主張だと言っているんです。皆さんが、自分のほうにいいようにとっておられると。私は単純に民間と比べてときには医業損益だと思いますので、医業損益についてちゃんと調べて、私が12、13、14、15、16、17、18、ちゃんと後で言いますが、持

っていますよね。皆さん資料はもらったわけでしょう。もらっていないんですか、6億幾らも全部。だから、それのとり方が全部違うんじゃないですか。だから、意見になってきているから、意見じゃなくて、もう意見になってきているから、質疑じゃなくて。質疑類はもう昼前にとうに超えているじゃないのかと。だから、ここは一番どうするかを休憩して、10分ほど休憩と言ったんですよ。

○議長（杉原豊喜君）

5時50分まで暫時休憩をいたします。

休	憩	17時35分
再	開	17時53分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの議事進行について資料の提出を求められましたけれども、議事進行については、何回も申しておりますけれども、議事の進行上の問題について議長に対して取り計らいとか、希望を述べるものの発言であるということでございますけれども、先ほどのは市長の答弁について数字的に説明をということでございますので、資料をお配りさせていただきたいと思っております。

〔資料配付〕

資料は行き届いたでしょうか。これは平成19年度の決算見込み分ということでございますけれども、簡単に執行部から説明を執行部に求めたいと思っております。伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

先ほどの市長の御答弁に対して、貸借対照表の中でなぞって御説明を申し上げます。

ページ数が下のほうに5ページ、6ページというふうになっておりますので、そのページ数のところで御説明をしますと、先ほど市長答弁の中で、まず累積欠損金6億4,000万円という数字がまず出てまいったと思います。これについては、6ページの7. 剰余金の(2)欠損金のイの未処理欠損金、これを1,000万円単位までの四捨五入をしまして、6億4,000万円ということで御説明をしたものでございます。

次に、現金残高2億700万円の根拠でございますけれども、5ページの中ほどに2の流動資産の(1)現金預金、この合計額が3億700万円程度でございます。これから6ページの5. 流動負債、(2)の未払金、合計額9,100万円、それから、その下の段の預り金939万6,000円を合わせました1億円程度について差し引いた実質現金が2億700万円でございます。

この金額から6ページの一番上の、これは一般会計からの借入金の残高でございますけれども、19年度末で1億1,720万円でございます。それと起債残額、これは同じく6ページの6番、資本金の(2)借入資本金、ここの企業債、これが残高でございます。12億1,248万1,710円から差し引いた金額が、実質的に先ほどお答えしました11億2,200万円程度ということに

なるわけでございます。

確かに、先ほどの議事進行の御指摘のとおりでございます。3条の運営的経費の中では、当年度赤字については2,900万円程度、それから、運営的経費の累積欠損金につきましては、先ほどの冒頭で御説明いたしましたとおり、未処理欠損金としてここに記載しています6億4,000万円でございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案の所管常任委員会への付託については、議会運営委員長の報告のとおりであります。よって、起立により採決いたします。（「議長、意見は言われんと」と呼ぶ者あり）議会運営委員会の答申により、採決を行いたいと思います。（発言する者あり）

よって、起立により採決をいたします。

所管の常任委員会の付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第66号議案については、所管の常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

〔22番「議長、議事進行」〕

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）

議運の委員長は全会一致を見ませんでしたという報告ですよね。したがって、本会議で議決に付すということでしょう。通常の議会運営や議事運営からいきますと、採決に付す前に討論があるはずですよ。ですから、何で常任委員会付託に反対したのか。常任委員会に付託を省略していいと判断するのか、意見の表明は議長の権限で許されるはずですよ。そこはどうか理解されておるんですか。

○議長（杉原豊喜君）

あくまでも討論は議案に対しての討論ということで認識しております。ですから、今回は議会運営委員会の中でも議論していただきましたとおり、本会議において皆さんに採決をとってくれということでしたので、本会議の中で採決をしたところでございます。

○22番（平野邦夫君）（続）

委員会付託の要否については議運で論議しましたよね。というのは、会期が1日という前提があったでしょう。一緒に決めましたよね。そうすると、委員会付託というのは、いわば

本会議での質疑は3回しかできないということが決まりでありますので、会議規則でありますので、そうしますと、ここでいろんな皆さん方の意見、質疑の中で、新たな疑問が生じてくる、先ほど3条予算と4条予算の、決算の中身の認識を今資料を出してもらってわかったわけでしょう。そういうふうに疑問だとか、認識は高まっていくんですよ。ですから、私は委員会に付託すべきだと。武雄市民病院問題調査特別委員会もある、あるいは市民病院を扱う総務常任委員会もある。ですから、委員会付託の要否について反対の意見、賛成の意見、それを求めて採決に付す、これが普通の議事運営じゃないですか。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

本来なら議会運営委員会の中で、どうしても意見の一致を見ないときには、本来なら全会一致が原則ですよね。それでも全会一致を見ないなら、議会運営委員会の中で採決をとると。最終的には採決をとるとなっておりますけれども、議会運営委員会の答申で本会議に諮って採決をとるということでしたので、しておりました。討論につきましては、提案された議案に対しての討論を求めるべきというように明記されておりますので、私は討論はここで求めておりません。

〔30番「議長、議事進行」〕

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

もし定められているというなら、その根拠はどこに書いてあるんですか。それを示してください。私は、とにかく採決はいいんですよ。採決はそういうことでよろしいけれども、なぜ委員会付託を省略して、その日に強行に——強行とは言わんけれども、一気にやらにゃいかんかと。十分委員会での論議をしてもらって、今までは私の経験、38年来いろいろ見せてもらっていますよ。しかし、そういう形の採決はなかったですね。要するに、採決はいいけれども、問題はなぜ委員会付託がいけないのかという議論をしたほうがいいのかというなら委員会付託を賛成するとか、反対するとか、それから始めていって、そして、なおかつ採決されたときは従いますよ、それは。ですけど、本当に1日しかない議会の場合は、そういうところについては、もっと論議を深めるような、議長はもう一生懸命配慮をしてもらっていますから、感謝していますけれども、そこらのことについて、もう一度その根拠法令を示した上で納得させてください。

○議長（杉原豊喜君）

先ほども申しましたように、討論は議題に対する自己の賛否の意見表明ということになっております。

〔30番「どれに書いてある」〕

会議規則に書いてあります、ここに。（「何条の何て言わんけん」と呼ぶ者あり）何条と

いうのがちょっと……。 (発言する者あり)

暫時休憩をいたします。

休 憩 18時 4 分

再 開 18時10分

○議長 (杉原豊喜君)

休憩前に引き続き再開をいたします。

第66号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番 (平野邦夫君) [登壇]

第66号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例に反対の立場から討論をいたします。

提案されているこの条例は、武雄市民病院を民間に移譲するという内容であります。武雄市民病院は、平成12年2月1日から国立武雄病院を約7年にわたる市民的討論を経て、武雄市が譲渡を受け開設され、約8年が経過いたしました。当時の国立病院の職員を28人以上採用することを条件に1億2,824万5,000円、ここに消費税が加わるわけですが、合計1億3,049万3,000円で購入した契約があります。

1986年、当時の厚生省が、国立病院・療養所の統廃合再編計画という行革の対象として、3分の1を切り捨てる対象施設の一つとして国立武雄病院が指定されました。以来、国立病院を存続させ機能の充実を国に求めていこうという主張と、国立にこだわらず市がこれを引き受けようという主張の中で、市当局、あるいは議会、市民、市民団体が時間をかけて審議をし、議論をし、それぞれが苦渋の選択をして、今日、武雄市民病院という地域医療の中核センターとしての役割を發揮するまでになってきたわけであります。そのためには、医療スタッフの努力と、地域医療のもう一方の担い手として武雄杵島地区医師会の皆さんとの連携も深まり、市民の命と健康を守るとりとして市民病院が育ってきました。これが今、壊されている、あるいは壊されようとしている。この原因は一体何なのか。

市長も認めておられますけれども、公式には昨年11月、市長が武雄市民病院の経営形態を独立行政法人化、もしくは民間移譲という方針。しかし、本音は、今日の議論を通じてわかったのは、民間移譲であったことが今日明らかになりました。12月議会で市長が福岡の和白病院との接触を認めたこと、医療関係者の間でも動揺が生じ、怒りが広がり、市民の間でも市長の方針に対する怒り、不安が広がってきております。

全国的にも、市長が民間移譲の方針を出した地域では医師の大量退職が相次いでおります。北海道の江別市、あるいは栃木県の佐野市民病院、大阪阪南市民病院、京都の舞鶴市民病院、たくさん出てきております。武雄市もこの例外ではない、そう思います。29名の医師など、あるいは13名の医師が一度に退職する、そういう市民病院も一部にあります。

もともと武雄市民病院は、昨年10月までは、民間移譲の方針が出されるまでは、これは

市長も樋高院長も認めましたけれども、12名のそれまでの医師体制を13名、あるいは14名体制にするという計画でした。これは3月の本会議で認められたところです。このことは、ことし3月議会で明らかになったことであります。ことしの3月で9名体制になり、4月から救急の休止と午後の外来診察の休止、さらに6月からは医師の退職がふえる、あるいは10月からはさらに少なくなっていくんじゃないかと、そういう話も聞いております。この事態を生じたのは、市長の民間移譲の方針がさらに具体化されてきたことにあります。市長の責任は極めて重大と指摘せざるを得ません。

この混乱を逆手にとって、あえて言うならば逆手にとって、客観的には市長の方針が医師の退職につながっていることは明らかであるにもかかわらず、一般的な医師不足、これを理由に民間に移譲し、医師を派遣してもらい、そういう提案される内容であります。まさに本末転倒であります。市長は混乱の責任の一部を認めたものの、今、市長が決意すべきは方針、すなわち民間への移譲という市長の方針を撤回することです。その上で、佐賀大学関係者や武雄杵島地区医師会との関係回復がまず前提にあるべきではないでしょうか。

平成12年1月25日に交わした当時の武雄市長と契約担当官九州地方医務局長との国有財産譲渡及び売買契約書では、その18条で、平成12年2月1日から10年間は指定用途の変更はできない。すなわち、市の直営で市民病院を運営しなければならないことは、この間の議論でも明らかになっておるところであります。10年とは平成22年、2010年1月31日までであります。あと2年間は直営で市の責任で運営する。にもかかわらず、どうして今、民間移譲の条例を決めなきゃならないのか。どうしてそんなに急がなきゃならないのか。普通に抱く疑問であります。開設から10年間は用途指定の変更解除は厳しく規制しています。

また、21条では、先ほどの議案質疑で指摘しましたけれども、10年間、毎年3月31日に譲渡及び売買物件について権利の設定、または所有権の移転等を行ってはいけない。行っていない事実及び利用状況の事実を証明する登記簿謄本や、その他の資料を添えて、譲渡及び売買物件の利用状況を国に報告しなきゃならない、そう義務づけられております。これは国はしていない。したがって、武雄市も報告しなかった。そんなに契約というのはあいまいなものでしょうか。

28日の勉強会では、提案されている条例の第3条に沿って、6月議会で財産の処分に関する議案を追加上程するという話です。これに対する納得させる答弁はありませんでした。ということは、移譲先病院との契約の案件も6月議会に出されることだと思いますけれども、そうであれば、今回の市の方針、武雄市民病院改革ビジョン、今の条例案、市長が考える今後の日程等々、そういった課題を示して、全市民的な討論、議会との時間をかけた慎重な審議が必要ではないでしょうか。議会でこの条例が、結果はわかりませんが、その後、医師会との話し合いの場とか、あるいは市民との意見交換の場を設ける、そう市長は言いますが、物事を決めてから、そして市民の意見を聞く。20日の全協のときには、

市民の意見を真摯に受けとめる、そう言いながら物事は決めてしまう。これもまさに本末転倒と言わざるを得ません。

議案質疑を通じて、移譲先公募要領では、決定された民間の病院が病院としての用途に適さない場合、現在の病院を解体する費用、時価からこれを差し引くと明記しています。まさに至れり尽くせりの要領であります。

平成11年から平成19年の間に、25億3,600万円を投資して病院機能を充実させてきました。毎年約1億円のお金を、この間、借金がふえてはいますけれども、病院の用途に供しない場合、これを解体することも認める。市民の財産である市民病院を市民みんなで守っていく、その先頭に立つべき市長が、時価よりも安い低い価格で譲渡し、または無償で、もしくは安い価格で貸し付ける。こういうことが許されるはずはない、そう指摘をいたします。

公的病院の役割を維持するために、市民的病院としての役割は変わらない。質疑で何度も答弁されました。公私混同ではないですか。それは、不採算部門と言われる結核医療とか、民間の医療機関では取り組みにくい救急、あるいは特殊医療、感染症、最近特に心配されている新型インフルエンザに対応できる医療など、こういった公的病院としての自治体病院、市民病院としての役割は明確であります。ですから、財政面では国、地方からの支援、国は地方交付税で措置しておりますけれども、武雄市は運営経費には一銭も出していない。自治体会計からの負担金、一般的には繰り入れをしておりますけれども、武雄市はしていない、この事実も明らかであります。

武雄市民病院へは、国からは、年々減らされているとはいえ、18年度7,700万円の負担金が交付されております。これは、移譲された民間へは交付されません。民間の病院は引き下げられる診療報酬、これだけが収入の、もちろんその他の医業外収益もありますけれども、国からの財政的支援はありません。市民病院は赤字だとよく宣伝されています。この赤字の主要な原因は、国の医療改革によるものが大ですけれども、1つは5年間の間に診療報酬6.8%の引き下げ、この引き下げによる武雄市民病院への影響額は約3億円。民間の病院の経営はそれこそ死活問題、そう指摘もされております。

市長は、市民的病院として公的役割の部分も担ってもらおうと言いますけれども、国の医療法改正政策の中で、民間が不採算部門を引き受けられるのか、経営上どうなのか、大いに疑問のあるところでもあります。財政的に経営が赤字でも、そうした負担は地域医療を提供するための必要な経費として考えられるべきであります。公営企業の中で赤字を出している事業に一般会計から繰り出している例はたくさんあります。これは武雄市の例で言いますと、水道事業には1億7,632万円、高料金対策分として一般会計から繰り出されている。この8割は国から交付されてきますけれども、2割は一般財源として補てんしている。あるいは下水道事業、これは3億9,000万円が繰り出されております。最も無駄なのは工業用水道事業、毎年5,700万円が一般会計から繰り出されております。

そういうふうを考えていきますと、市民が必要とする施策、水道、下水道、工水は異論のあるところでありますけれども、そこには一般会計から手当てがされている。市民病院には赤字が出て一般会計から繰り入れはしない。赤字が原因だから、赤字が膨らむから、だから民間に移譲する。これでは行政の公正さは保てない、そう指摘をするものであります。

18年度決算で繰越決算、累積赤字6億900万円、19年度は先ほど指摘をされました。中身を見ますと、現金預金が2億269万6,000円、前年から734万3,000円ふえている。未収金、これは支払機構から2カ月おくれで入ってくるお金が2億7,257万9,000円ある。そうしますと、4億7,510万円の現金ベース、差し引きしますと1億3,000万円。しかし、減価償却費など現金を伴わないものもありますので、いわば院長が指摘をした18年度決算は黒字とも言えるんだと。これに加えて、19年度はみんなで黒字にしようということで、皆さん努力をして、8カ月間は毎月決算で見ますと黒字で推移をしてきました。最終的には2,900万円の赤字、先ほど伊藤市民病院事務長が説明したとおりであります。いわば、他の事業との関係で見ますと許容範囲ではないでしょうか。

そういうふうに見ていきますと、もちろん公費が使われるわけですから、効率や、あるいは節約が求められるのは当然です。国民の命と健康に直接かかわる事業に対して採算性を基準にした議論は適切ではない、そう指摘をするものであります。市長が今回提案されている民間移譲、民間への売却、まさに最悪の選択だと言わざるを得ません。

総務省が示した公立病院ガイドライン、あなたの先輩が書いたんでしようけれども、これに私は賛成しませんけれども、そこに示されているのは経営の効率化、これは現場の皆さん方の努力で経営改善診断を行い、努力をされているところであります。2つ目は公立病院の再編ネットワーク、3つ目には経営形態の見直し、この3つがガイドラインの指標として出されております。最後の経営形態の見直しについては、さらに公営企業法の全適、指定管理者制度の採用、地方独立行政法人化、あるいは民間移譲。最後に民間移譲ですよ。以上の経営形態の中で、独立行政法人、あるいは公営企業法の全適など、この議会でもそんなに論議した経緯はありません。そうしますと、果たして市長が考える独立行政法人化、もしくは民間移譲、まさに民間移譲が最初にある、そう指摘をするものであります。

今日の事態が生じる前、すなわち昨年10月20日に、市長は医療関係者に民間移譲の考えを示されております。要するに、今の事態が生じる以前から市長の頭の中では民間移譲が検討されていたと。それが周りに話をされている。こういうことを聞きますと、先ほど言いましたように、最初から民間移譲ありきだと。そういった意味で、先ほど言いました最悪の選択だと指摘をするものであります。

最後に、ことし4月から実施されている県の第5次保健医療計画では、南部医療圏は367床のベッドが過剰である。この367床が削減されて2,070床と上限を決定されました。2010年1月31日までは市民病院として135床の病院を運営し、一方で民間に移譲された病院が、移

転新築可能な病院もその選択の中に入ってくるわけですが、武雄市内に新たに病院建設が可能なのか。新築移転可能な病院がもし決まるとすれば、病院建設が果たして可能なのかと。市民病院を運営しながら、一方で新しい病院が許可申請を出す。時間がかかりますよね。そういったことを考えていきますと、果たしてこれが可能なのかという新たな疑問も生じているところであります。

いずれにしても、武雄市内から公的病院がなくなり、本来、公的役割と市内の医療機関との地域連携が壊されかねない今回の民間移譲は、まさにそういう心配を生み出すものではないでしょうか。市民の命と健康を守るとりてとして市民病院の公的役割を守り、市民の財産としての病院を守るために、市長の民間移譲の方針を潔く撤回すべきだと、そう指摘するものであります。議会を初め市民の間で大いに討論していく、このことを強く要求するものであります。

以上の問題点を指摘して、第66号議案に対する反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

私は賛成討論をいたします。

ただ、皆さん方におわびしなきゃならないのは、二、三日前から風邪を引きまして、大変声が割れておりますので、聞き苦しいと思いますけれども、ひとつよろしく願います。

第66号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例について、私は賛成をいたします。

この条例で、第4条は、市長は市民病院の移譲を受けて病院を経営する移譲先団体に対し、当該移譲を円滑に行うため、当分の間、職員を派遣することができるとなっております。

私がここで問題にしたいのはこれでございますけれども、武雄市民病院を存続させる会準備会のビラに書かれている内容についてであります。

市民病院の民間移譲は、先ほど議員も言われましたように、法律の縛りで平成22年2月1日までは移譲できないことは、ベテラン議員の平野議員も十分知られていたことと思います。それを曲解して、これは職員を放り出す内容で大変な内容ですと、そのように書かれています。このことで看護師さんたちは今すぐにも移譲先の病院へ放り出されるのではないかと心配されたり、全国公募ですので、北は北海道から南は沖縄まで行かなければならないかと大変な不安にかられたということでもあります。それこそ大変な内容だと思います。市民の皆さんが大変不安がっています。心配しています。物事を曲解せず、自分に都合のいいように事実を曲げず、不安を広げることなく、正々堂々たる討論を求めたいと思います。まず、こ

のことに對して反論を求めたいと思いますが、先ほど平野議員が討論されておりますので、江原議員でも結構でございます。

後の第67号議案とも関連いたしますので、ここで一緒に討論したいと思いますが、私は、今ここに至っては市民病院は民営化することしかないと考えております。私の民営化への賛否の判断基準は、現時点において財政問題、医師確保問題、救急医療の早期再開問題、看護師初め病院職員さんへの安定的な職場確保、つまり人員削減をしない方法はどのようにしたら一番いいのかということは今までずっと模索してまいりました。市民病院問題特別委員会として統一した意見を出すことができなかつたことは大変残念に思っております。存続か、民営かを性急にしないで、市民病院を存続させる方法があるなら積極的に取り入れていきたかつたのにと考えております。現状において看護師の削減をしない、財政的に問題がない、さらには救急医療の早期再開ができる、規模を縮小せず市民病院をそのまま存続できる方法があるなら、だれもがその道を選ぶと思います。

しかし、これまで旧武雄市の執行部や議会がさまざまな問題に對して何ら対処されてこなかつた現時点で、私は存続は不可能だと思います。存続しなければならないのは医療の継続であり、救急医療や看護師初め病院職員の安定的な職場確保だと思います。現時点でそのようなことを考えれば、残された道は、私は実力を持った病院、地域支援病院として活躍できる病院の誘致が必要だと思います。決して診療拒否をしない、救急車受け入れを拒否しない、そんな病院があれば、北は北海道から南は沖縄まで広い視野を持って公募すべきだと思います。

繰り返しますが、たとえ黒字にならなくても、収支がとんとんで、病院職員を削減せず、医師確保も順調にできる方法があれば私も存続に賛成します。しかし、現時点ではそれは不可能で、財政問題、先ほど言いました医師確保問題、救急医療の早期再開問題、看護師初め病院職員の安定的雇用問題は、私は民営化することが最良の道だと思います。存続を主張される議員の皆さん方には、この問題をどう対処するのか、ぜひとも具体的な討論を求めたいと思います。

それでは、民営化に賛成の理由を討論いたします。

やはり一つは財政問題からであります。武雄市を歴史的に見ますと、昭和58年3月の行政改革に関する第5次臨時行政調査会の国立病院・療養所については、全国視野に立った高度先駆的医療や地域医療を担う中核施設として機能を明確にし、その整理統合を行うとの答申を受け、昭和61年を初年度に10年間で国立病院・療養所再編成について、239施設ある国立病院・療養所のうち40カ所を統廃合、34カ所を移譲することにより、最終的に165の施設にするとの計画が発表されました。これによりますと、嬉野、武雄は統廃合施設として発表されていたようであります。統廃合を行う施設の選定基準としては、近隣に同種の機能を持った相当規模の病院がある中で、病床数などから見ても国立医療機関としての機能を果たすこ

とが困難な施設や、近隣に国立病院・療養所があり、統合したほうがより機能強化が図れる施設を統合の対象とされたものであります。言いかえますと、武雄療養所は嬉野国立病院があるから廃止の対象だったわけであります。私は当時、国立病院存続には賛成し署名をしました。しかし、旧武雄市が経営するには赤字になるのは必至だったので賛成しませんでした。しかし、風のうわさはありますが、詳しくはわかりませんが、大変厳しい状況にありながらも、もろもろの事情で武雄市民病院として存続されることに決定されました。

さらに、当時の議事録を見てみますと、当時、執行部の説明では、6年後からは黒字になると議会や武雄市民に説明されておりました。このことは、私のさきの3月の一般質問でも指摘しましたが、全く作為的としか思えない根拠のないものだったと思います。赤字しかないのになぜ引き受けたのか。黒字になる要素が全くなかったと思います。当時から武雄、山内、北方の1市2町と一緒に武雄地区休日急患センターを運営していましたので、北方町にも市民病院経営の参加の呼びかけが非公式に打診されましたが、赤字にしかないとの理由で一蹴されております。山内町も参加されておられません。入らなかったとして、北方、山内の公的医療が取り組めていなかったとは思いませんし、住民の皆さんからもそういう苦情は聞こえておりません。

当時、私に多久から通われている看護師さんから相談がありましたので、いみじくも悪い予感が当たったとは言いませんけれども、私は、武雄市民病院は10年も続かないかもしれない、年とってからの再就職は難しくなるので、たとえ通勤距離が遠くなくても嬉野国立病院を選んだらと言いました。失礼なことかわかりませんが、そのように言いました。旧武雄市は自信を持って取り組まれたかもしれないかもしれませんが、はた目にはそのようにしか映っていなかったのであります。もちろん、看護師さんやお医者さんの大変な努力があったことは私も認めます。

しかし、資料によりますと、市民病院開設時に25億円以上の投資をしながら、医業損益、医業収入に対して出ですけど、医業損益は平成12年、1億1,887万4,000円、平成13年、2億3,492万4,000円、平成14年、1億2,130万円、平成15年、1億6,200万円、平成16年、1億8,768万4,000円、平成17年、1億5,713万7,000円、平成18年、1億1,258万2,000円と、毎年1億円以上もの赤字を累積している事実があるじゃないですか。開設以来、平成18年までの7年間での医業損益は実に11億4,760万3,000円にも上ります。このことは全議員が資料で見ているじゃないですか。

このように、だれが見ても許容の範囲を大きく超える赤字が続いております。これを放置せず、さまざまな施策を講じてこなければならなかったことは、だれの目にも明らかだと思います。このような赤字を放置せず、何らかの対策をすべきだったというのは、だれの目に見ても明らかだと思います。それをせずに、このまま市民病院を存続とするならば、赤字に対しての考えはどうなるのか。このまま赤字を続けていいのか。目をそむけずに現実を直視

すべきだと思います。あえて、げすな言葉を使いますが、今までさんざんぼろぞうきんみたいにしていながら、さわった途端破れた、壊れたとしたら、だれの責任だというのか。さわった者の責任だと転嫁されるのか。財政問題を考えるのは執行部だけでなく議会の責任でもあります。このような財政事情を放置すれば、例えば悪うございますけれども、北海道の夕張市ではありませんが、武雄市の台所を直撃するのは火を見るより明らかであります。毎年1億円以上の赤字を続けてよいと主張されるのか、このことに対して具体的な討論を求めます。

御承知のとおり、福岡県は5つの県立病院を整理し事実上ゼロになりました。新聞報道によりますと、医業収益は伸びないのに、職員給与は収支と関係なく右肩上がり続けたため、民間病院と比べれば3割以上も高く経営を圧迫。収益に対する職員給与の割合は9割にも上り、県からの繰入金も5つの病院で毎年約40億円に達している。人員整理も進まず、民間なら倒産だと。民間では当たり前のコスト意識が軽視されていたと新聞に報道されておりました。

私は、このことで福岡県の医療が大きく低下したとは聞いておりませんし、思っておりません。市民病院をなくすことで公的医療が大きく後退するとすれば、それはどのような部門なのか、なぜ後退するのか、このことに対しても討論を求めます。もちろん、終末期医療などへの配慮は、市民病院があってもなくても当然充実しなければならないことは論をまたないわけであります。市民病院を持たない鹿島市や鳥栖市を初めとし、県内のほかの自治体は公的な医療が取り組めていないなどの話は聞こえておりません。これだけ赤字が続けば、武雄市の屋台骨を揺るがしかねないと思っております。これが民営化すべきとの1つ目の理由であります。

2つ目は医師不足の現状についてであります。

この問題は大変根が深いものがあります。確かに、新臨床研修医制度の制定で大学病院に頼っている多くの自治体は医師不足問題を抱えております。これまで私は、医師不足は新臨床研修医制度のせいだと嘆いておりました。お医者さんさえ確保できれば、今の市民病院もあらゆる合理化、あらゆる方法を考えることで存続できると考えていたからであります。新臨床研修医制度の影響だとしても、なぜ医師不足になったのか。テレビや新聞報道、さらには視察研修などによって、さまざまな状況を見てまいりましたが、結論は、自治体の医師不足は、劣悪な環境下にあり医師にとって魅力がなく、やりがいのある仕事が見つからないとの理由のようであります。

先日、テレビでも放映されておりましたが、医師や研修医の大半は、自治体病院は劣悪な環境下にあり行きたくない、魅力がないし拘束時間も長い、しかも賃金の割には労働が過酷であるなど酷評されておりました。このような現実を旧武雄市は直視してこられたのか、施策を講じてこられたのか。これまでの旧武雄市の病院経営に問題はなかったのか。本当に責

任はなかったのか。私はそうは思いません。新臨床研修制度の対策などを考えるべきだったんです。そういう対策は何もせず、医師不足は制度改正のせいだと責任転嫁してきただけだと思います。

私はさまざまな先進地を視察してみて、これまで市民病院経営は大きな問題があったと思います。これまでの取り組みを考えれば、病院経営に対しての旧武雄市執行部の責任は逃れられない責務があったと思いますし、それを放置してきた旧武雄市議会にも大きな責任があると私は思います。そもそも赤字である国立病院を引き受けて市民病院にしたのですから、病院経営者である市の執行部は、特にこの国の動きに対して敏感に対応しなければなりません。そうでなく対処してきたとするならば討論を求めます。

平成12年に武雄市民病院として発足したときには、既に政府は病院形態改革の青写真をつくっており、平成16年度から新臨床研修医制度を実施すると言っていたのですから、当然研修医制度改革に対して、病院経営者として医師が働きたくなくなるような、医師が集まるような、そういう環境づくりに何らかの手を打たなければならなかったのであります。言いかえまして、新臨床研修医制度が始まれば医局に医師が集まらなくなり、医局に頼っている病院は医師不足になるのは明白だったはずであります。医療界を根底から変えていくこの制度にどう対応してきたかが問われております。そして、対応の仕方によっては医師確保ができていたと思います。新制度の後も積極的にこの新制度を活用することで医師が確実に確保できたと思えば、市民病院の経営形態も大きく変わってきたはずであります。それを放置してきた旧武雄市の執行部と議会の責任は大きなものがあり、今後も必ず問われると思います。

先日、私たち新政とクラブは沖縄県の中頭病院へ研修に行ってきました。中頭病院は設立理事全員が研修医制度の卒業生や研修指導医だったという大変に珍しく、新臨床研修医制度に正面から取り組まれておりました。そして、その結果ですが、給料が安いにもかかわらず、北は北海道から沖縄まで文字どおり全国から研修希望者が殺到しているという大変すばらしい病院だったのであります。魅力ある働きがいのある病院へは医者は集まるということはこの目で見てきました。そして何よりも、病院長初め職員に活気があり、久しぶりにすばらしい感覚を覚えたところでもあります。

中頭病院は平成14年2月、新臨床研修医制度が始まる2年前でございますけれども、平成14年2月には既に講習会を開催して、新しく変わる新臨床研修医制度に備えて対応されていたり、平成14年9月には第1回沖縄県臨床研修院長会議が開催されています。世の中を先取りするやる気と熱意が根本になれば、どんな事業も経営は成り立ちません。このような病院が誘致できたらと本当に心底思いました。短時間の研修でしたが、帰り際に同僚の谷口議員は「今までの話を聞いて武雄市民病院は存続できますか」と質問されましたけれども、宮里院長は、「具体的には資料を見なければ言えませんが」と遠慮がちに、しかし、はっきりと「病院づくりは国立病院から移譲を受けたときから直ちに取り組むべき問題でしたし、

特に今度の制度改正で大きく変わるので、制度改正の最初から真剣に取り組んでこなければならぬ問題でした」とはっきりと言われました。そして、「はっきり言って存続は難しいでしょう」とつけ加えられました。また、研修の最後に宮里院長が言われました言葉に、「本来医者には自由であるし、どこの病院へも行くことができますので、魅力ある病院、自分をスキルアップできる病院でなければ医師は集まりません。また、刻一刻と進歩する医療界においては、常に政府の動きなどを把握し対応していかなければ取り残されてしまうと思います」のこの言葉が印象に残っております。中頭病院での教えは、医師不足ではなく医師をとどめることができなかつたということでもあります。

嬉野医療センターでも、平成15年4月には地域医療研修センターがオープンしています。旧武雄市はなぜ取り組まれなかつたのか不思議に思います。確かに当時の武雄市議会の中でも、病院を引き受ける前ですけれども、大坪元議長さんなどは、患者が来なくなるような病院づくりをしなければならない、魅力ある病院にしなければならないと力説されておりました。議会も一緒になって努力するのは当然のことだと私は思います。しかし、それは引き受ける前までの話であり、指摘はほごにされ、その後の武雄市民病院に対する旧執行部の姿勢は成り行き任せ、行き当たりばったり、まさに武士の商法そのものだったと思いますし、何ら手当てがされておられません。

これまで武雄市議会の議事録を見ましても、病院の経営改善を提言されている様子はいかたがえません。私は3月議会の一般質問でも指摘しましたが、旧武雄市の執行部は財政的問題や魅力ある病院づくりに何ら努力をせず、財政悪化や医師不足を招くなど今日の状態をつくった責任は逃れられないものがあると思っておりますし、3月議会で指摘しております。魅力ある病院づくり、それは一朝一夕でできるものではありません。長年の取り組みが必要だと思います。最低5年や10年くらいはかかると思います。もっとかかるかもしれません。それを簡単に6年後からは黒字になるなど甘い考えじゃなく、でたらめな分析、積算根拠でなく、今まで執行部は血のにじむような努力をしなければならなかつたはずだと思います。お医者さんや看護師さんに報いるためには、執行部は血のにじむような努力をしなければならなかつたと思います。ただでさえ難しい市民病院を、しかも廃止されようとした国立病院を立て直すのですから、並大抵の努力ではできないことは十二分にわかつていたと思います。努力された痕跡が全く見当たりません。

市民病院を旧武雄市で経営すると聞いたとき、北方町は市で経営すれば赤字になるのは必ずであると経営参加を断りましたが、そのことは決して忘れるべきではなかつたと思います。繰り返しますが、今日の状況は、医師不足の原因は医師をとどめることができなかつた、魅力ある病院をつくることができなかつたと反省すべきだと思いますし、反省からしか出発はありません。魅力ある病院づくりを全くせず、どうしようもないくらいの赤字を積み重ねてきて、民営化を打ち出したから医師が引き揚げられたとは全くの責任転嫁、論外だと私は思

います。もしそれが違うとするならば討論を求めます。

聞くところによりますと、病院内は魅力ある職場づくりどころか、派閥が存在していたとも聞きます。ある医者は、私は少し知り合いですけれども、職場が殺伐としていたが、患者さんのため市民病院をやめずに我慢していた。しかし、救急医療もなくなり魅力がなくなったので、職場を後にしたとも聞いています。財政問題を検討したからやめていかれたとするのは、お医者さんにとって大変失礼な言い方だと私は思います。間違いだと思えます。さらにそれは筋違いだと思えます。実際に常勤医の推移を調べてみますと、平成16年——新臨床研修医制度が始まった年ですね。平成16年には16人おられたのに、平成18年には5人の医師が引き揚げられております。このことは、平成16年7月16日の福祉生活委員会で問題になっております。もちろん平成18年には民営化の話は出ていなかったはずであります。これをどう説明されるでしょうか。このことに対しても討論を求めます。

私ごとですが、昨年11月1日、佐賀大学医学部において母子ともに危ない、母子が危ない、直ちに切開をと言われ、大変なショックを覚えました。しかし、産婦人科の先生方の献身的な働きで、うちの娘と、早産はしましたが、孫の命が助かりました。孫は酸欠状態で生まれはしましたが、毎日にこにこ笑っております。孫のその姿を見れば、まさに医は仁術、そのように思いました。1つの自治体が、武雄市が財政問題を検討したぐらいで、たとえ民営化するにしても、報復手段として医師を引き揚げるなどの行為は絶対なされないものと私は確信をいたしております。それは、げすの勘ぐりだと言われても仕方のないことだと思います。もしこれが違うとするならば実名を上げて主張していただきたいと思えます。もちろん、民営化のめどがつき必要としないなら、どこも医師不足の現実の中ですので、引き揚げられるかもしれません。

先日、佐賀新聞に「地域医療を担う」との見出しで、木本雅夫医学部長の佐賀大学医学部の教育や研究の現状、課題についてが掲載されておりました。それによりますと、医師不足や医師の地域偏在に対しては、「職業選択の自由もあり、教育レベルでの進路の働き掛けは難しい」。研修先が自由に選べる新臨床研修医制度の影響は、附属病院では初期研修を受けるのは通常50%だったのが、制度導入後は22%まで落ち込んだと。新臨床研修医制度の影響を言われておりました。

また、同じ大学医学部の内科学講座主任の長澤教授は、大学が引き揚げをかけているのではなく、あくまで現場レベルでの事情と説明されております。魅力ある病院をつくったか、つくらないかが問われているわけであります。

繰り返しますが、医師不足は大学病院側の引き揚げが少しはあるかもしれませんが、根本的には、医師にとって魅力ある市民病院を旧武雄市が作ることはできなかった、劣悪な環境を改善できなかった。その結果、医師が減り、さらに拍車をかけ減り続けているものと思えます。魅力ある病院をつくっておれば、魅力ある病院によって医師は必ず確保できたと思

いますし、財政問題も必ず解決できたと思います。医師さえ確実に確保できれば、市民病院は存続できたはずと私は思います。このことに対しても討論を求めます。

新臨床研修医制度に何ら対処してこられなかった。医師をとどめることができなかった。これにより財政もさらに悪化させるという悪循環を今していると思います。市民病院発足時から、魅力ある病院づくりに真剣に取り組まねばならなかったと思います。今となつては、この段階になつては、やはり民営化しかないと思います。今回、北方町や山内町が合併して新しい武雄市が発足するのです。新しい武雄市は1市2町の均衡ある発展を考えるべきであります。大きな改革が必要だと思ひます。

3点目として、武雄市民病院を存続してもらいたいとの多くの署名があります。これも私は3月議会の一般質問でも申し上げましたが、市民の存続してほしいとの考えの中には、聞いてみますと、救急医療を早期に再開してほしいとか、職場がどうなるのか不安で、このまま存続してほしいとか、または近くて便利だから病院を残してほしいなど、さまざまな考えがあると思ひます。市民病院として引き受けるときの武雄市民の希望としては、73.3%の方が救急病院をつくってほしいと望まれておりました。

私は、市民病院を存続してほしいと言われる大半の人は、救急医療を再開してほしい、救急医療を続けてほしいとの願いだと思ひます。最近では、不思議なことに議員の中にも、当初救急医療が必要だと言われた方の中にも、救急医療は嬉野医療センターがあるから必要ないなどの言葉がありますが、とんでもない話だと思ひます。人の命は地球より重たいと思ひます。人命を何とと思っているのか、人格さえ疑いたくなります。

武雄消防署のデータでは、救急車の搬送時間ですが、確実に10分以上は遅くなったと聞いております。では、どうすれば一刻も早く将来的に安定した救急医療を再開することができるのか。今のままの状態を放置していいのか。緊急の課題だと思ひます。私は、一日も早く安定した救急医療を再開させるためには、やはり病院経営の実力と経験を持った総合病院を誘致することだと思ひます。現段階では民営化するしかないと思ひます。救急医療体制が必要ないとされるなら、ぜひとも討論を求めます。

4つ目は立地条件の問題であります。

武雄市民病院は、前身が結核隔離病棟ということで大変静かなところにあります。静かなところと聞こえはいいですけれども、不便なところにあります。武雄市民の中核施設病院としては立地条件が悪過ぎます。アクセス道路の整備など言われておりますが、開設以来、今日まで40億円近くの財源をつぎ込むぐらいなら、国立病院の施設などを使わずに武雄市のど真ん中に総合病院をつくったほうがよっぽど良かったと私は思ひます。それで近代的な経営感覚を持ってすれば、補助金をもらっている武雄市民病院が、補助金をもらわず医療収益だけで経営しているほかの民間病院に負けることはなく、存続できるし、自由に医療ができると思ひます。

最後に討論をまとめますが、せっかく国立病院の移譲を受け市民病院をつくられたのに、愛情を注がず、魅力ある病院づくりもせず、医師不足や財政悪化を招いてきた。旧武雄市の執行部と議会には逃れられない責任があると思います。市民病院は市民のための病院と言うならば、健全経営ができるように、こうなる前に、このような状態になる前に、旧武雄市と執行部と議会が愛情を注いでつくってくるべきだったと思います。しかし、今となつては、武雄市の財政立て直しをするためには病院を民営化するしかないと思いますし、最良の道だと思えます。もし民営化せず、このまま存続したほうがよいと言われるならば、医師確保の問題、財政問題、救急医療の早期再開問題、看護師初め病院職員の職場確保問題、人員削減をしないこの問題をどのようにして解決するのか、どのような方法があるのか、具体的に筋道を立てて討論すべきです。討論を求めます。

毎年1億円以上の赤字を垂れ流ししながら、ただ存続せろや、これもまた前に一般質問でも紹介しましたが、先日、テレビでも放映されていましたが、阪南市立病院みたいに存続はしたものの、医師不足のため看護師の退職勧奨や病院規模を縮小する、これでは無責任極まりないと思います。ぜひとも反論を求めたいと思います。

以上のような観点からして、今日抱えるこのような問題を解決する上で、自治体でなく民間に運営をゆだねるなど、経営形態見直し、また現在の赤字体制を早急に改善されるためにも民間への委託が最良の道だと考え、賛成するものであります。

存続すべきとする全議員に反論を求めます。もし私の主張に反論もせず、ただ反対とされるのであれば、私は市民の代表として到底認めることはできません。反対討論者には討論の場にふさわしい熱意ある討論を求め、賛成討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

私は、第66号議案に反対の討論を申し上げる次第です。

この質疑を通して市長が答弁をされましたが、多くの市民の皆さんと一緒にじゃないでしょうか。きょうのある新聞にもありますように、これだけ市民の意見を聞かずに、しゃにむに民間移譲ありき、私の質問に対してもまさに移譲先が決定しているかのような答弁をされております。まさに民間移譲先にありき、移譲先、先にありきの市長の言動は、多くの市民が心に響かなかつたのではないのでしょうか。市民医療をと言われておりますけれども、市民が参加して決められない今回の議案、これまでのいきさつではないのでしょうか。質疑でも言いましたけれども、行政問題専門審議会の意見にも聞く耳を持たずに、まさに足げにしている姿ではないのでしょうか。こうした姿から、今、市民の医療を本当にどうして守っていくのかということをお互い市民の皆さんが真剣になって考えているときではないのでしょうか。私は、これこそ新武雄市の暮らしを守り、暮らしを豊かにし、暮らしやすい武雄市をつくって

いく上で大きな時期ではないかと考えております。

そういう意味で、市民病院が新武雄市の医療を守り、市民の健康を守る、その中核医療の施設として、この8年間、文字どおり地域の医師会の皆さんたちと一緒にあって取り組んできたこの歴史を考えて、今、私は一人の市議会議員として本当に真剣になって議論していく、先ほど申しましたように大きな今日ではないかと考えております。

先ほどの賛成討論にありました。自治体の本来の役割というのは地方自治法の目的にあります、市民の皆さん、滞在者の安全と福祉を保持することであります。ここにこそ首長としてのリーダーシップが必要ではないでしょうか。自治体が責任を持って地域の医師会の皆さんと、まさに連携プレーを持って市民の皆さんの命と健康を守っていく、今こそそうしたリーダーが求められているのではないかと私は確信をしているものであります。

これまで私は隣町山内町の議員として、本当にそうした立場で自治体病院が存在しておれば、そうした病院を核にした町民の命と健康を守っていく、今、全国に自治体病院が約1,000を超えております。ある町の中でも、私も以前、東北のある村にも行きましたが、そうした小さな村でも町でも、自治体病院を核にして市民の命と保健と健康を守っていく、そうしたすばらしい町が幾つかありました。そういうことを考えますと、今、武雄に市民病院があるというのは、市民の共有財産として、まさに私たちの宝ではないでしょうか。この宝を宝と見るかどうか、それともポイするかどうか、私はリーダーに問われておるし、議会の議員に問われているのではないかと訴えるものであります。

それでは、私は反対の討論の第一に、先ほど申しましたように、この問題に対する臨時議会を招集して、わずか1日で移譲先を決めていく、選定を議決していくということに対する市民の不安と市長の独断専行を多数の市民が批判しているのではないのでしょうか。どうして移譲先だけをまず決めて、そのことが市民の不信を大きくしているのではないかと思う次第であります。

民間移譲するための根拠として3つ言われております。1つは、すぐにでも救急を再開する。2つ目には医師不足。3つ目には赤字であることを申されております。私はこの市民病院問題を、今日本当に真剣になって対処しているところでありますけれども、この間、地元の医師会の先生方と懇談する中、あるいは、そうした皆さん方に耳を傾けながら、みずから勉強する課題として、この救急再開をと市長は言われておりますけれども、先ほど質疑でも言いました。4月1日から休止となりました。この4月の間、どのような形で救急対応がされてきたのでしょうか。まさに執行部も南部医療圏の中での医療関係者に協力をお願いされました。そういう中で、嬉野医療センターに半数近く搬送され、残る患者さんの中では地元医師会の皆さん方が、まさに深夜にもかかわらずみんな協力されている。これが紛れもない確立されてきた地域医療ではないのでしょうか。

2つ目の医師不足を言われておりますけれども、全国的、また一般的な医師不足に転嫁す

べきではないと思う次第です。武雄市の場合は、市民病院を民間に移譲するという方針が医師の皆さんの相次ぐ退職を生んでいるのではないのでしょうか。実際、退職したある医師の方は「もう二度と武雄になんか来ん」と吐き捨てて去っておられるという話を聞いて、本当に残念でなりません。市長はよく武雄市のPRと言われますが、市民病院問題では医師の方を追い出している姿はまことに残念至極であります。

3つ目に、赤字の問題が言われております。私は先ほど言いましたように、国立病院が存続してその地域医療を一緒になって果たしていくのは、それは当然です。しかし、そういう中で国の考えもありましたでしょう。しかし、憲法25条に規定されておりますように、本当に国民が安心して最低限度の生活を営めることができる、そうした施策と同時に、国が責任を持って取り組まなければならない問題をかなぐり捨てたことに対して、あのとき私も反対の運動に協力をした一人であります。

そういう中で、国立から市民病院に移譲されて、この8年間取り組まれてまいりました。平成17年にコンサルタントを入れて、いろいろありましたそうですけれども、それに伴い努力をされたことが、今、平成19年度の決算に2,900万円の赤字に縮小しているというのは紛れもないその努力の結果ではないのでしょうか。本当に現場の皆さんと、そして市の執行部、議会が連携プレー、地域医師会の皆さんと連携プレーをとって、本当に市民の命を守る中核施設として市民病院を文字どおり市民の力で盛り立てていくことのスタートにきょうの日をしようではありませんか。政治の最大の仕事は、市民の命と健康を守る役割ではないでしょうか。

最後に、民間への移譲を急ぐのではなく、自治体病院の院長でつくる倫理綱領を申し上げたいと思います。

「地域の医療機関や行政と連携を図りながら、公平公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持増進を図り地域の発展に貢献する」、本当にすばらしい倫理綱領ではないのでしょうか。私は、自治体病院の長の皆さんでつくっている倫理綱領に照らしてみても、この間の市民病院の院長の姿はどうだったか検証しようではありませんか。そういう意味で、本当に責任を素通りするのではなく検証しながら、市民の力で、そして地元医師会の先生の皆さんと力を合わせて、武雄市民病院が再生の道を図るべきだと考えております。市民の共有財産を一度失ったものは返ってくることはありません。市民病院があつてよかったと思うように全力を挙げて存続のため、市民の皆さんと力を合わせて頑張る決意を申し上げ、第66号議案に反対の討論を申し上げさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

10番吉川議員

○10番（吉川里已君）〔登壇〕

第66号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例つきまして、賛成

の立場で討論いたします。

実は私の知人Aさんの30代の息子さんが、昨年、車を運転中に容体が悪くなり、武雄から嬉野の病院に搬送をされましたが、脳卒中による意識不明の状態が長く続き、現在も後遺症で福岡の病院で治療中であります。御両親は福岡に毎日看病に通われており、武雄に救急救命の病院があつたらこんなことにはならなかったのではないかと嘆いておられます。脳卒中などで倒れた場合は、そのまま死に至る危険性が非常に高いわけであり、こういった脳卒中、また心筋梗塞は、30分以内に治療に当たらなければならないことが原則だと言われております。ステント方式などの最新医療技術を取り入れていく時代の中で、いつときも早い処置ができていればこんな事態にはならなかったのではないかと多くの皆さんが思われております。このように、今の武雄市民を取り巻く医療環境は非常に厳しいものがあります。

平成16年度始まった新医師臨床研修制度においては、泌尿器科など十分に医師がいないことが問題であります。したがって、脳外科を初めとする多くの診療科において過度な負担が医師、看護師の皆さんにのしかかっているのとあります。市民病院の先生や看護師の皆さんは皆頑張っておられますが、そういう医師を支える体制になっていないのであります。武雄市のような小さなまちの公立病院である限り、この問題を解決することは不可能であります。このままでは、ますます医師不足や看護師不足が深刻化し、充実した医療ができなくなります。これでは腰を据えた医療ができません。昨年、看護師を6名採用しようとしたところ、何と応募者がゼロだったのであります。これも公立病院である限り人件費などが硬直的に決められているため、この問題を解決することは不可能であります。

次に、市民の負担となります財政問題であります。

市民病院は開設以来、残念ながら一度として黒字になったことはなく、累積赤字は何と6億円、毎年平均しても7,000万円の赤字を出しています。先ほど黒岩議員が言われた医業外収益を含めればもっともっと高くなる、11億円に上るわけであり、これはすべて市民の私たちの肩にのしかかってくるお金であります。公立病院である限り抜本的財政赤字の解決にはならないわけであり、

それから、市民病院の立地環境であります。もともと結核療養所であった関係から非常に奥まったところにあり、病院は狭く風通しが悪いなど、入院患者さんにとっていい環境とは決して言えない状況にあるとともに、交通も不便で、また敷地の拡張などはとても無理なことから、移転し立地を考えなければ今後の経営改善は望めません。しかし、武雄市には財政的な余裕が全くないことから、公立病院である限り立地環境の抜本的解決は不可能であります。確かに、市民病院の医師、看護師、医療従事者の皆さんは日夜頑張っておられますが、どんなに個々人が頑張っておられても、社会的環境、医療環境がますます厳しいことから抜本的な成果は望めず、従事者の皆さんがとても気の毒であります。そのほか市民病院をめぐる状況は、いろいろ上げれば切りがないわけであり、私、吉川は市民の医療を

受ける権利を守る意味から、そして巨額の財政負担を今後回避する意味からも、執行部が提案します高度医療が望める民間での運営が最適であると考えます。

全国にある民間病院の中でも、患者さんたちの評価が高い病院はたくさんあります。今回、全国公募によってそういった病院が武雄市に来てもらったら、もっともっと市民医療が充実し、よくなると思うのは、私吉川一人だけではないでしょう。高齢化が進展するこの武雄市においても、ますます脳疾患、心臓疾患がふえてまいります。命を失いかねません。大きな後遺症を残すことにもなります。家族や友人、あるいは地域のことを考えてみた場合、これほど不安なことはありません。このような病院が進出をしてくることで、医療の切り捨てにならずに、むしろ医療の向上になるわけであります。24時間の救急救命センターとなることも期待することができます。

また、本当に市民病院があつた場所でのいいのでしょうか。恐らく民間であれば、新規に病院を建て直すと思いますけれども、その際は一般的に言って、先ほどからも話があるように50億円程度の投資が期待をできます。また、新たな市の収入として固定資産税の増収も見込めます。さらに、快適な医療を受けることにつながりますし、地域経済の活性化、看護師等の雇用の確保にもつながります。

以上のようなことから、民間病院が進出することで市民の皆さんの医療福祉の維持向上と、私が常々申し上げている武雄市の厳しい財政状況、台所事情の大幅な負担軽減につながっていくことを御理解いただきたいと思います。

今回、民営化をするに当たっては、今、頑張っておられる市民病院の看護師の皆さんの雇用継続を第一優先課題として取り扱うこと、地域医療として医師会との連携を強化すること、この2点を市執行部に強く求めるとともに、今こそが市民医療を守るために民営化の決断のときだということを強く訴え、第66号議案の賛成討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

私は、第66号議案に反対の立場で討論いたします。

改めて、今日状況の中で自治体公立病院の果たすべき役割等々を見るべき状況だろうと思っています。先ほどから今回の病院経営について、赤字論、さらには医師不足論、救急体制の確立、職員の雇用等も討論され、民間移譲の提案もされました。

私は今回の討論に当たって、これまで旧武雄市議会でさまざまな質問なり討論がされたことの議事録も拝読させていただきました。その中で大変すばらしい教訓になるような議事録がありますので、この場をかりまして、あえて先輩議員のお名前を紹介させていただきながら、私の教訓にさせてもらいたいと思います。

合併前の2005年、平成17年3月議会で、先輩高木議員から当時の平成16年9月の病院で、

脳神経外科の先生を引き揚げざるを得ないという状況、こういう状況の中で市長に対し、この状況をどう扱うのか、そして医師確保のためには関係する佐賀医大等との対応をどうやっていくのかということを質問し、そして一定の執行部の答弁を得られながら、大変難しい問題だけれども、やはり市長が先頭を切ってぜひ強力な陳情を働きかけていただきたいと強い要望も出されました。

もう1つ、これも大変すばらしい教訓ですので御披露させていただきますが、お二人の方から、実はこの議事録の中で大分県の中津市に視察に行かれた報告がございました。これもすばらしい報告ですので、ぜひ先輩に対してはお名前を紹介させていただきますが、牟田議員と平野議員でした。大分県の中津市において、これは武雄市と同じであり、先日、中津市民病院というところを視察に行っていました。これは全国でもNHK特集に組まれたほど、億以上の黒字経営の市民病院であります。武雄市民病院と同じく、平成12年に同じような形で国立病院から中津市民病院へと引き継がれていった病院であります。武雄とどこが違うのか。これは当然ベッド数が250床あるし、ここが決定的な違いだと思うと。それと、外来患者が多いと。そしたら、中津は個人病院は少ないのかと。そういうことはない。中津というところは全国平均の倍以上の個人病院が多いと。そういう中でも、これがなぜよくなっているのかと言え、外来者の50%以上が中津市民病院に紹介状を持ってきているということです。これが地域との連携というところを強調されておりましたと。地域との連携がとれて、紹介状が五十数%に迫る勢いで病院に来ていただくと。これが地域との連携で、一つの赤字経営脱却の理由でもあるらしいですという地域の連携を報告されました。

そういう状況の中で、さらには一つの例として、中津市民病院が小児科の関係で大変実績を上げられていると。その場合に、小児科の医師の方々の人件費についても、これは一つの例として人件費の3分の1は広域圏で見ていると。もちろん、いろんな課題もあったし討論もされたでしょうと。しかし、そういう討論の中で、やっぱり難しい問題だけれども——最後です。広域圏で持っているということは、そこまでやってリーダーシップを発揮した市長の手腕を評価されていました。お二人ともそういうふうな状況で、地域医療の課題として医療の開業医と行政の自治体病院との連携を深めていくと。そういう中で頑張っている状況も示されています。

また、先ほどありましたけれども、5月21日、佐賀新聞の報道で、佐賀市議会の市立病院調査特別委員会が開催され、徳島県病院事業管理者の塩谷泰一氏ですかね、お名前間違ったら大変ですけども——の医師を招いて自治体病院の経営に関する講演を聞いたと。塩谷氏は、経営悪化で、当時、自治省から廃止勧告を受けた香川県の坂出市立病院の院長として再建した実績があり、現在は徳島県立の3病院のトップとして経営に当たっていると。塩谷氏は、自治体病院をめぐる議論の大半が赤字経営だけを問題にしていることに疑問を投げかけ、税投入分の満足を提供できれば赤字でも胸を張っていいと述べた。さらに、病院長と首長に

は職員の働く意欲を引き出す責任があると指摘し、職場や地域との一体感を持てば意欲は上がると訴えた。先ほど29番議員も本当にこのところを訴えられました。そういう意味では、改めてトップのリーダーシップが問われているのではないかと私は思います。

今回、市長として、この問題につきましては率直に言って赤字論、医師不足、救急体制の問題、雇用の確保等でなかなか難しい面がありますけれども、しかし、こういうふうに自治体病院として頑張っている状況も全国にはあります。結局、先ほど全協でも説明がありました。自治体病院から民営化されたところも視察をされていますけれども、こういうふうに一生涯懸命頑張って工夫をされ、そして頑張っておられる自治体病院もあるわけです。もう自治体病院はだめだ、だめだというふうな状況に私は聞こえてなりません。市長のリーダーシップです。

市長のブログに書いてありました。この一部にサラリーマン川柳のことが書いてありました。部下の空気を読めない上司はだめだと。今、武雄市民の方々から市民病院で残してくれという多くの声も出ています。私はこの声も無視はできないと思います。そういう意味では、リーダーとして、本当に市民の方々がどういうふうな声、どういうふうな要望を持っておられるのか、ここら付近は大変大事にすべきだと思っています。そういう意味で、そういうふうな状況で市民の方々が自治体病院として市民病院を存続してくれと、こういう強い要望があることも事実です。そういうふうな空気もぜひ読んでいただきたいし、市民の目線でやっぱり自治体病院を残すという強いリーダーシップを発揮することが私は任務だろうと思っています。

そういう意味で今回、民間譲渡をするような第66号議案につきましては反対の立場で討論いたします。良識ある議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

第66号議案に対して賛成の立場で討論を申し上げます。

先ほど反対討論の中で私の名前がございました。確かに市民病院問題というのは、ずっと前からいろんな論議を醸し出し、それこそ国立療養所移譲のときから多くの問題を含んでおりました。私自身、当時、国立療養所から武雄市民病院になることに賛成しなかった者の一人でございます。その大きな理由は、まず、いろんな話が出ていますけれども、本当に公立で10年、15年持つことができるのか、こういうことを言っておりました。そしてまた、市民が一番求めているものは何か。これは私なりにやっぱり救急医療だと、救急医療を求めているんじゃないかと。そのために公立でやって本当に大丈夫なのかと、こういうことを言っておりました。

先ほど中津市民病院の話が出ましたけれども、確かにあそこはすばらしい病院であります。市民病院で黒字、それも大きな黒字を出されておりました。確かに勉強に行かせていただきましたし、その勉強をもとに市民病院をこういうふうに変えてくれと強く熱く執行部に当時求めておりました。中津市民病院と現武雄市民病院の大きな違い、もちろんベッド数も違います。ベッド数も違いますけれども、一番大きな違いは、その当時の市長さんはお医者さんでした。医師の確保というものは、当時話を聞いたときには、医師の確保はどうですかと質問した時点では、私はいろんなところに知り合いがいますと。何々大学からとどこどこ市民病院から派遣をいただいておりますので、それは苦勞したことがございませんと、そういう話をしておられました。今現在、武雄市民病院で大きな問題になっているのは医師不足といえますか、先ほど29番議員がおっしゃった部分で、医師を引きとめることができなかったというところであると思います。

中津市民病院のことを今言いましたけれども、当時から地域医療、そして自治体病院というのは大きな話題になっておりました。ところが、去年、皆さんも十分御案内のとおりだと思うんですけれども、夕張ショックからさらにその大きな波が広がりました。その後、NHK特集しかり、いろんな特集で地域医療、自治体病院の特集が組まれております。これは全国的な問題であります。武雄市が一生懸命頑張る、そしてカンフル剤を打っていく、そして何とかこれを乗り切るというのもあるでしょうけれども、大きな流れが今、日本を包んでいると思っております。

例えば、専売品であった酒、米、これは免許制度がなくなり大きな変革を求められました。地方の小売店とかいろんな商店、大店法の改正により大きな変化が求められました。医療も大きな波がここ1年で来ていますし、自治体も大きな波が来ていると思います。自治体は昨年、夕張ショックの後、連結赤字指標を出せというふうな形で出ております。そういうふうな財政面という形も大きくクローズアップされてきました。

そして、一番テレビを見ていて、うーんと思うのは救急車のたらい回しであります。これも多分1年ほど前から急にクローズアップされてきたと思います。テレビで多分私が見て記憶しているのは大阪かどこかだった——ちょっと間違えているかもしれませんが、そこから始まっているんなニュースが取り上げて、ああ、こんなにあっているんだというふうには私は思いました。

そういう中で、今現在の状況を客観的に見えています。今現在の状況です。今現在の状況は、これも皆さん御承知のとおり、救急指定を取り消しております。午後の診療も取り消しております。去年の武雄市民病院の救急車の受け入れは743件だったですかね、それぐらいありました。それが今はなかなか受け入れられないと。私が心配するのは、よその地域医療で見えています。これも先ほど、ほかの討論でありましたけれども、救急車の実働が実際10分ぐらいおこなっていると。そういう中で、ほかの病院も今までどおり受け入れていたのに、また武

雄のその700人を、いいですよ、どうぞと本当に受け入れられるのか。やっぱり不安になります。実際行って何カ所か回ったという話も聞いております。武雄の市民にそういうことがないように努力するのが執行部の務めだと私は思っております。

よく質問の中で、きょうの質問の中で、なぜそんなに急いでいるんだと。執行部は救急医療の早期実現のためと言います。私自身、いろんな市民の方々、そしていろんなお便り、メール、そういう中で、これは私が受けた感触です。市民は市民病院の救急医療廃止を不安がられていると。何かあったから医師が少なくなったこと、何かあって執行部に不信感を抱いているとかそういう理由じゃなくて、多くの市民の方、私が受けている市民の方々の不安は、救急医療が行われれないということにすごい不安を抱いていらっしゃると思います。

先ほど言いました。去年は748回、1日2回ですよ。例えば、何できょう議決するのかと。きょう議決する。もっと話し合っただけで先に延ばしていいんじゃないかと。例えば、これが1カ月ずれたとします。1カ月ずれたら1日2回の搬送、データの的にその間60回の救急車の出動があります。そこで万一、夏ぐらいには何人、秋には何人、できるだけ早く救急医療を確立させたいと。1カ月おくれれば、タイムスケジュールは1カ月延びるわけですね。その間の、1カ月の間の60回のときに万一間に合わなかった、もし万一どうかあった人に責任はとれないと。そういう人がないためにも一日でも早く確立させていただきたいし、一日でも早くこの議案を通して救急医療の体制の確立を行ってほしい。

そういう中で先ほど話が出ています。財政、職員さんの問題、そして救急。これも私が受けた感じですが。多くの市民の方々は財政のことは余り頭にないのかもしれない。職員さんの心配も確かにされるかもしれないけど、一番は救急だと思っております。佐賀新聞に書いてあったということで、先ほど私も読ませていただきましたけれども、医師会さんと役所のほうがいろいろあって、市民がおざなりになってしまうというふうな形になりますけど、我々議会は市民がどういうふうに感じているのかと。やっぱり救急医療の体制を一日でも早くという気持ちだと思っております。救急車は去年1年間、武雄市民病院だけで748回、武雄市民病院が受け入ただけで748回、救急車の実働は5,533回なんですね。それだけ救急車は動いております。それだけ杵藤広域圏の救急車は実働していると。そんなに多くの救急患者がいらっやって、武雄にそういう中核医療があればこれにこしたところがないどころか、武雄市民は安心して病気になるという言い方も変ですね、安心できると思います。

今、テレビでもう1つ、トップ画面で出る中国の四川大地震、大震災ですね。平時のときでさえ、何にもないときでさえ、こうやって救急車をどうにかやると。もし万一、有事——有事というのは大地震とか、いろんなことがあったときに、じゃあ武雄になくても近くにあるからいいじゃないかといったときに、やっぱり何かあったときにも、武雄にあれば市民の命、そして生命、財産を守ることがよりできると思います。

今の客観的状況で言いましたけれども、いろんな責任論はあるかもしれませんが、我々

が今考えなくてはいけないのは、救急医療を早期に実現させていただいて、そして、それが今までよりもよりいい状況だとすると、それは受け入れたほうが市民のためになると私は思います。

議員各位の御賛同を切にお願いしまして、私の賛成討論を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

討論させていただきます。

きょうは皆さん討論が長くて、ちょっと驚いているんですけども、結局はもう多分、私の考えですけども、もうある決まった方は同じ結論しか出せないと思うんですよ。

そこで、ここに出るのはおのおのがどういうふうに自分の所信を持って賛成、反対の結論を出すかということですよ。私も本来を言えば、先ほどから言いますように2,000万円ぐらいの赤字だったら、前は5,000万円ぐらいで、それこそ工業用水の赤字よりも少なかったらですね、先ほど牟田副議長言われるように、救急を優先してあったと思うんですよ。だれも今までそこら辺を市民の人はよくわからんで、経済的なことは言わんやったと言うかもしれんですけども、それでよかったんですよ、はっきり言えば。そして、借金を少しずつ払っていけばそれでよかったです。ある程度払ったところで、また考えてもよかったんですよ。でも、ボタンのかけ違いからこういうことになってしまったから、もうその選択肢が大いに狭められておると。それも私も認識するところですよ。

でも、結局ここで地域連携をするという医師会の方が歩み寄って1カ月間、話をさせてくれと。それまで拒否するかなと。せつかくボタンのかけ違いがここで正常化されようとするのを、それまで拒否して何で突っ走るのかなと。そこが私はわからないんですよ。それもありますし、市民の方もこの全体の状況をよくわかっておられないんですよ。まだわかっておられないんですよ。最近少し騒ぎになって新聞を見たとか、そういう状況なんですよ。だから、ここが単なる一般病院、企業の経営者会議だったらいいと思うんですよ。しかし、ここは市民から選ばれて税金の使い方を吟味して、それを皆さんにお伝えして、そしてやっていく場なんですよ。たまたま企業ということですけども。だから、そこの辺は単にここがいいから、これだから、こうだからというふうなことじゃなくて、今はこうなんですよと、こういう問題とこういう問題がありますよと。だから、私はこうしたいと思いますけど、皆さんどうですかと。ああ、そうですかと。しかし、私はこっちの道を選びますよと。そういうふうな形になるのがこの議会じゃないんですかね。だから、もうこれしかない、一日も早くと。それは本当に一日も早くが本当に意味ある一日も早くだったら、私も反対しないこともないんですよ。でも、3名ぐらいとか、何でそこで10名やらんかとか、5名やらん

かとか、そういうふうには言わないんですかね。そこがまた私からすれば、ちょっと言えば準備不足というんですかね、思うわけなんですよね。調整不足というんですかね。

だから、そういうふうなことも考えて、ここで今これを通すよりも、私は市民に1カ月説明し、医師会と1カ月話し合うことがより重要だと思って、反対いたします。

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

第66号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

私は今、反対の討論を聞いておりましたけれども、初めからどっちやろかにゃ、どっちやろかにゃと考えながら、これは賛成じゃろかにゃ、反対じゃろかと心配しながら聞いておりましたけれども、最後に反対ということですので、私は賛成の討論をしたいと思います。

いずれにしても、私はこういうふうにがさつな人間ですので、標準語を使い切ることがなかなかできないと思いますので、その辺は佐賀弁ということで御了承をいただきたいと、まづもってお願いをしておきます。

私は今、市民病院の累積赤字は6億2,000万円ですか。しかし、下手すれば今年度だけで、単年度で——6億5,000万円ですか、赤字が出ると。この6億5,000万円を市民1人当たりで計算ばすっぎ、1人当たり1万2,000円の負担になるわけですよ。そこで、よう考えたぎ、私の家族は8人おるわけ、山口家に。8人おって負担が9万6,000円なんですよ。こがんことのあってよかですか。今、市民の皆さん方がここに傍聴に来とんさあですよ。おのおのこれが出るわけですよ。ということは、一日も早うどがんなつとんせんばいかんということでしょうが。

○議長（杉原豊喜君）

私語を慎んでください。

○19番（山口昌宏君）（続）

そういうことで、一日も早く赤字をなるべく少なくするような体制をとらんばいかんということでしょうが、これは。そうするには何をしたら一番いいのか。そいぎ、今の黒岩議員しかり、賛成討論者はみんなしかりですけれども、どがんなつとんせんばいかんと。そいぎにゃ民間移譲しかなかろうもんで。そして、お医者さんば呼んできて赤字を1円でも100円でも少なくするのが行政の務めと私は思うわけですよ。

そしてもう1点は、市民病院の先生たちに署名をとられたときの内容を見よったとですけども、それはほとんどが、私に言わせれば救急医療の存続じゃなからうかと思うわけですよ。そいぎ、救急医療の存続をするには、ある一定のお医者さんがいなければいけないということでしょう。さっき、院長の答弁の中にも、最低12人おらんことには救急医療再開は難

しいと。それに一步でも近づくためには、現状では無理だという話なんですよ。そしたら、これは失礼な言い方かも知れませんが、反対をされる皆さん方にお聞きしたいのは、例えば医師確保をこうしますよと、例えば年間に6億5,000万円単年度赤字が出ると。その単年度赤字の解消方法はこうしますよというビジョンを持って反対をしていただければ、私もああ、そがんかなと、ああ、そいぎにやこれで市民病院も立っていくのかなと思いますけれども、その点についてのビジョンも何もなし、ただ反対では、市民の皆さん方を説得するにも、行政を説得するにも弱いんじゃないかと思うわけですよ。

そういう中で、この市民病院は今後民営化よりほかにないと私は思い、賛成の討論といたします。終わります。

○議長（杉原豊喜君）

13番前田議員

○13番（前田法弘君）〔登壇〕

第66号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例に反対という立場でお話をさせていただきます。長い時間、御質問、またいろいろ論議をされ、お疲れとは思いますが、私のお話も聞いてください。

私も、確かにこの医師不足という問題につきましては、制度上仕方のないことかなということは思っております。しかし、この新医師臨床研修制度ですか、これが確かに市民病院を苦しめ始めた一つの原因であると思います。しかし、これほどまで急激な医師の減というのは、そればかりが原因ではないというふうに考えるわけであります。

きのう、新幹線による効果をもたらすための講演会が文化会館でありました。議員さん方も何名かお見えでございました。その新幹線の大会の中で、もちろん私も新幹線には推進をしている人間でございますので、たくさんの方が小ホールにお見えでございました。たくさんの方といいましても、詰めて座れば半分ぐらいかなというふうな感触は持ちましたが、確かにいろんな意味での熱気がありましたし、武雄市の職員の課長さん方の顔もたくさん見受けました。市挙げての熱烈な運動がこれから展開されるんだなということも確信いたしました。

その中で、関西大学の副学長さんが、ほぼ1時間程度の講演をされました。その後は、高校生による意見発表でございました。2人の高校生が意見発表をなされておりました。兩名ともしっかりした意見を持った方たちであります。ちゃんとした理論の組み立てもでき、そして、それを検証しながら進めておられました。その中で発言されたのが、「住みよいまちから住みたいまちへ」というタイトルであったかと思えます。当初、自分は新幹線に反対の考えを持っていたと。それは偏った知識と偏った報道にあったものではないかと思うが、決まったことは決まったことだ。それに向かってどうすれば武雄のまちが発展していくか、そのことについてとうとうと述べておられました。その中に、これからは新幹線を利用する方

がふえてくる。そして、ベッドタウン化計画を自分は推し進めていきたい。もちろん、その計画には条件整備が必要なわけで、まず、その住みやすいまち、これには地価が安いのが条件となってくるだろう。そして住みたいまち、これは教育、そして福祉、交通網を含めたところでの条件が整備されなくてはいけない。このことを現状と比較してまた論じておられました。住みたいまちというのは地価が安い、これはもう十分、今、都市圏からすれば満たしている。これにもっと地代等に補助金をふやせば、入り込み人口がふえてくるのではないかと。

もう1つ、住みたいまち、住みやすいまちというものにはもう条件が整備されていると思う。それが住みたいまちへと変わっていく。その中には緑がたくさんある、そういうまちである必要がある。景観条例等も整備され、そういう意味では確かにいろんな条件が整備されてきた。

もう1つ、福祉という面では幼児教育、そして病児保育というものも当然必要になってくる。高齢者の住みたいまち全国2位に嬉野市が選ばれた。なぜ嬉野なのか。温泉がある。これは全く同じ条件である。やはり高齢者が選んだ理由は、そこに医療の充実があるからだ。その条件が可能なところだから嬉野を選んだのではないだろうか。

今、武雄のまちも公立病院が1つある。その病院の充実こそが一つの条件になるんじゃないか。それは公立病院であろうが、民間の誘致病院であろうが、どちらでもよいが、その前に、十分市民と、そして医療関係者と話し合っただけで医療の充実を図るべきだという意見でありました。

私もそれを聞きよりまして、確かにそれが条件の一つだな、これから武雄のまちが発展していくためには、よりよく、より大きく、また新幹線を利用していくためには、活用していくためには、その条件が十分かなわなければ入り込み人口も逆にストロー現象で出ていくこともあるでしょう。であれば、今までずっと、何時間ですか、この問題について意見が交わされてまいりました。そして、医師会からも要望書が出されています。この要望書についても、まだまだ市長は考えを一緒になって話をしていただきたい、医師会との話をしてくださいということを何度も申し上げてきておりました。そして、ある先生のブログには、12月に一般有識者による審議会で、医療に専門的知見を有するメンバーを入れて慎重に検討するという答申が出されているながら、なぜそういうことをやっていただけないかという訴えが、もちろんこの要望書の中にも出ておるわけでありまして。もう5カ月がたちました。確かに時間がないと言われます。時間がないが、5カ月間こうなってきたということは大変に遺憾なことでありまして。

公募の目的というところに、「武雄市民病院は、市内唯一の救急告示病院として、また、地域の中核的医療機関として地域医療を担ってきました」云々ございます。しかし、医師の減少が続き、「平成20年4月からは常勤医師9名体制となり救急搬送受入れや午後の診療の休止を余儀なくされる深刻な経営状況に陥っています」。先ほど冒頭申しました新医師臨床

研修制度、そればかりじゃないと先ほど言いました。急減したのは、やはり市長のその姿勢にあったのではないのでしょうか。

そして、その次の段でございます「一方で地域医療の中核的医療機関として市民病院に寄せる市民の期待は高く」、市民病院に寄せる市民の期待は高いのであります。つまり、これは私的に解釈させていただけるなら、市民の必要な病院が要ということでございます。であればなおのこと、市民の皆さんと話し合う機会も必要だったのではないですか。

5月20日にビジョンが提示され、きょうは5月30日、10日であります。10日間で市民にこの説明ができたとは思えません。どうかいま一つお考えいただいて、そして、この時間をもう一つ戻してもらいたい。確かに、12名の先生がいなければ救急医療は回復できないでしょう。それでは、きょうこの議案が決まり、6月2日に公募が始まり、そして救急が再開できる時期が果たしていつになるのか、それすらまだ不明であります。であれば、ここでいま一つ皆さんにもう一度お考えいただいて、市長にもひとつ謙虚になっていただいて、市民病院問題について強行していただきたくないのであります。この民間移譲に対して、市民病院、公立病院でなければならない、民間病院でなければならないというのではありません。この公の病院でも、民間の病院でも、このことをもうしばらく時間をいただいて、その間、医師会の先生方とも、また市民の皆さんとも、もう一度考えていただけませんか。そのことを議員の皆さんにお願いをして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

ここで、8時25分まで暫時休憩をいたします。

休	憩	20時13分
再	開	20時26分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

討論を続けます。20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

第66号議案に賛成の立場で討論をしたいと思っております。

私も今回、何も用意しておりませんので、思い思い話をしたいと思っております。

確かに今、この時点で、私は庶民的な感覚で話をしたいと思っておりますけれども、今、市民病院がこうなった以上、もうやまごた病院に私は医者来んと思っております。もう来んでしょう。でも、その責任は今の樋渡市長にあると思っております、はっきり言って。確かに研修医制度はあったかもわかりませんが、この急進的に医者不足になった責任は市長にあると思っておりますが、今この時点で市長の責任を問う時期ではないと思っております。そこで、ここに至っては、救急医療を一日も早く再開する近道としては、民営化しかないのではないかと思います。

これをもって、私の賛成の討論といたします。（発言する者あり）それは民営化が失敗し

たときですよ。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私は、本議案に対し反対の立場で討論いたします。

ここに、本当に涙が出るようなメモがあります。「やっとまひの手が、字が書けるようになりました。川島先生がおられたおかげで、本当によくなりました。先生がおられんということになるのかと思うと、とても不安です。」市民病院の先生に対する、患者さんの本当に心の思いを込めた手紙でございます。

私は、武雄市民病院を一生懸命守ってきた先生方に対する患者の思いは、すべての市民病院に関係した市民の思いだと思います。院長初め懸命に頑張って市民病院を立て直し、いよいよ黒字になろうとする寸前にあのようなアクシデント、まさに天災。私は天災とは思いません。これは天災か人災かといえば、私はまさに人災——だれを人災かとはあえて申しません。しかし、私が申し上げたいのは、今論議の中であったのは、賛成者のほとんどが言わずの、ただ一つ、救急医療を急いでやらにゃいかんからだと、そういうことだけです。

しかしですよ、救急の医療を否定する者はだれもおりません。しかし、果たして今、きょうあす早急にばたばたして決めた救急医療で、民間の救急医療が本当の救急医療だろうかということも考えてみる必要があります。ただ単に、今救急だけを望むんじゃなくて、市民が書いた救急医療に対する医師会のアンケートに対する答えは、市民病院として救急医療を残してくれという願いなんです。私はそういう理解をいたしております。

その立場に立って私はですね、今まで討論をされました。先ほど黒岩議員が討論で答えてくれとおっしゃいましたから、あえて一つ一つ反論をするということではいけないと思いますが、まず取り上げていきたいのは、実は看護師、医師不足の問題でございます。

看護師さんの問題につきましては、募集をしても人が集まらなかったと。そういう病院でいいのかという論争をされました。しかし、あのとき募集をしたときに私は病院へ行きました。本当に看護師さんがそういう形で、どういう募集をして集まらんのか。本当に今必要な人数は何名ですかということまで、病院の看護師長さんその他、多くの方にお会いして聞きました。ところが、看護師さんは充足しています、今の体制でやれますよと。募集をして来ないからといって、ばたばた慌てるような状態ではございませんという答えでした。私は、それは病院を経営する立場とすれば、いろいろ意見の違いはあると思いますが、現場における看護師長さん、あるいは多くの方々が一生懸命、必死になって訴えられる姿を見ましたときに、本当に市民病院は市民のそういう願いを込めた病院なんだということを強く感じたわけです。そして医師不足の問題につきましても、私たちは単に、いわゆる新聞とかいろんな記事、あるいは風潮の中で、研修医制度によって確かに医師が不足している、そういう

論議をされます。そして、お医者さんが集まらんからこういう状態になったんだと言われます。しかし、お医者さんを――私たちは本当に現場の声を聞きたいということで医師会に行き、そしてまた、武雄市民の医療の現場をしっかりと預っていただいている先生方の意見等、本当に客観的な立場のいろんな意見を聞きました。

武雄市内の開業医の先生がおっしゃるんですよ。武雄市民病院は九州じゅうで一番将来性があり、本当に見込みのある、期待される病院である。患者のこと、経営の、いわゆる財政のこと、そしてまた、市民の満足度からいたしますと、いろんな意見があつたにしても、本当に県内の公立病院の中では一番評価の高い病院であると。そしてまた、九州でもこれくらい頑張っている病院はないということまで、はっきりおっしゃいました。開業医の先生方から、今の市民病院であれば、本当に医師会としても連携をして一生懸命やっっていける、そういうお言葉までいただきました。私はうれしかった。私は、国立武雄療養所を国がなくして嬉野に統合しようとした。そして、武雄から地域の医療の大きな拠点がなくなろうとしたときに、その当時いろんな異論が先ほど出ましたけれども、少なくとも、そのときは武雄の市民病院として地域医療を何とか残してもらいたい、そういう願いで私も病院の誘致のための、武雄市にいわゆる移譲を受けるための特別委員長もお引き受けいたしまして、一生懸命やりました。先ほど武雄市民病院問題の特別委員長の黒岩議員から、本当に委員長としての御苦労をなさって、いろいろ論議をしてもらった、その立場での討論をなさいましたけれども、私は、本当に同じ会派で、しかも一生懸命頑張ってやっているわけですよ。しかし、その違いは何かというと、私は旧武雄市において、旧武雄市の明示の議員として、市民の医療を守るために、命がけで国立療養所を武雄に市民病院として残した一人です。そしてまた、現実はこの8年間の間に、やっと赤字態勢から脱却して、市民の医療機関として医師会の協力を受けて、本当に今からきちっとした形で進んでいくというやさきに、あの不規則な発言によって市民病院から医師を引き揚げられていくような、本当に悲惨な状況になったということについて、私は悲しく思います。

しかし、私はそのときでも、武雄だけが何でお医者さんを引き揚げられるのかということを考えましたときに、小城の市民病院、多久の病院、市長が、私たちは地域の公立病院として頑張りますということトップが表明した。そのことに対して、やっぱり本当に、それだけ地域の医療を守ろうとしておる病院であるならば、医師の派遣はやろうじゃないかと言って、佐賀大医学部なり関係の病院がやったという実績があるじゃないですか。そういう状況を踏まえたときに、市民病院として、公立病院としても、まだまだやっっていけるんだと。いや、公立病院じゃなければ、武雄市の地域医療はもう本当に守れないという感を強くしたわけですよ。

今のこの議案に賛成のお方は、実際問題として、民間の病院でなければ医師不足も解消しない、赤字脱却もできないとおっしゃるけれども、じゃあ民間の病院がどこの病院が来るか

わかりませんが、病院が来たときに、果たして今立ち上がろうとしておる市民病院以上のことができるかどうか、私は疑問だと思います。そしてまた、地域の医師会、本当によく考えてほしいんですよ。本当に市民の健康を守っておられる地域の医師会の方々が、いわゆる市民病院と連携をして、本当の形で市民の医療を守ろうとしている、そういうお姿に私は感動いたしておりました。そしてまた、現実問題として休日急患センター、あれは例えばお医者さんが1日に3人必要なときは30人か40人のお医者さんを網羅しておかないと、それは実行できないということも、前の医師会長の太田先生からもお聞きしておりました。そして随分と太田先生が御苦労しておられる姿を、暑いときも寒いときも、本当ですよ、各お医者さんに回って「あなたも協力してくださいよ」と言って、ああいう努力をして回って、そして地域を支えてもらったことに、私はこの医師会の姿を見たときに、本当に武雄市民病院というのが、まさに車の両輪、こういう連携の中できちっと市民を守ってもらっているんだということを思っておったわけです。そしてまた、私はそのときに、財政的には厳しいけれども、本当に市民病院を国立病院からなくしてしまわないで、市民病院として残してもらってよかったという気持ちを持って、胸に温かい思いを持って今日までやってきました。そういう思いです。

しかし、現状は今、救急体制も崩れてしまって、お医者さんがいなくなった。赤字は、院長はいつも病院の経営はお医者さん次第ですよと、お医者さんが1人おれば、ある程度、金額まで言えませんが、本当に病院の経営はお医者さんの力次第でも随分違うんですよとまで言われて、いつも嘆いていらっしやいましたよ。そして、お医者さんを確保することに努力されました。

私も佐賀医大まで行きました。十時先生にも院長にも会いました。一緒に行きましたよ。そして努力をして——私だけじゃないですよ、みんなが努力をした上で、何とかしてお医者さんを確保し、市民病院を市民が安心してできるような施設にしたい、そういう気持ちで議会だって頑張ったわけですよ。結果としては今の状態です。反省もしていますし、残念にも思います。しかし、その原因をすべて市と議会のせいだと言われては私は心外、そう思っております。

しかし、よく考えてみて、今の状況からかんがみたときに、市民病院のあるべき姿については本当に考えるべき時期かもわかりません。しかし、医師会でも考える時期ということと民間に移すということは別の話ですから、はっきり申し上げておきますけれどもね。やはり市民病院という状態の中でやっていくことが必要ではないかと思えます。

もう1つ立地の問題があります。何か都会の真ん中で高速道路の横に持ってきたら立地条件がいいような感覚で、私はとてもそういう感覚には乗れません。

もう1つは、例えば、川良のあの地域の方々は何とおっしゃっていますか。川良から病院がなくなる——やっど道路も整備され、あの道はすごいですよ。市民病院に行く道は、ほか

の武雄市のどこの道よりも大きい立派な道ができました。あそこには本当に不便だ。大体、現実問題として、市民病院の立地がいいけんって歩いて行く人はおらんとですよ、病人の方は。だからシャトルバスを通すとか、いろんな政策的な配慮をすれば、あそこそ最高の場所になるかもわかりません。そういう取り上げ方の問題です、これは。そういう気持ちで、何か立地条件でも50億円も60億円もかけんと市民の医療が守れんなんていう、もう時代が転回したような発想はやめてください。本当にそういう気持ちで、例えば狭くてもいい、今の規模でもいいけれども、本当に真心から市民を守る、そういう病院を残してほしい。そのために努力をすれば、まだまだチャンスはあると私は考えております。それは市長の考えとは少し違うかわかりませんが、そういう考え方をする、私を含めたチームがたくさんいらっしゃるわけですよ。そのことは議会ではっきり申し上げておきたいと思うわけです。

それから、もう1つ問題がございます。

例えば、じゃあ、医師を引き揚げて民間の病院に移譲したというときに、先ほども申し上げましたように、例えば、市の資産についても考え方が違います。資産は土地とか病院の今の建物を勘案して、少しでもただのように安くして、ただでもいいですよ。しかし、問題は資産を単に物とか金だけで考えるような政治であっちゃいかんと思いますよ。資産というのは、例えば病院のベッド数、135床というベッドは市民の財産なんですよ。市民の健康と安全・安心を守るための資産なんです、大事な財産なんですよ。それをもし廃止してしまったら、今度は民間に移譲するといっても、民間が果たして135床のベッドを新たに申請してとれるかどうか。要するに、完全にもう135床という市民の万一のときの財産、みんなを守る財産がなくなってしまう。民間に移譲してできるなら、それは一つの考え方かも知れません。しかし、南部医療圏では、先ほども議論に出ましたように、本当に病院のベッドの数が多過ぎる、だから減らさなきゃいかんという県の方針が出ているじゃないですか。そういう中で、せっかく武雄市が持っている135床を一遍に手放したときに、取り返しのつかんことになるんじゃないかという心配を私はいたします。そういう意味で、果たして武雄に強力な、有力な病院が来たとして、それじゃ、135床をストレートにそこに、じゃあ武雄はやめますからといって渡せるものかどうかの問題と、そしてまた、渡したにしても新たに申請をしなきゃいかんわけですから、その申請を県が認めるか。先般の全員協議会の中で、知事と話がついたとは聞きませんが、話がついているような言い方をされました。

しかし、私は不思議でたまりませんでした。果たせるかな——その翌日の新聞を見たら、どうかが書いてあったかと。県のいわゆる医療審議会といいますか、それを決定するところの代表は県の医師会の会長さんです。知事が権限として仮にその申請を認めても、審議会にかけたとき、医療を本当に最前線で預っている医師会の立場としては、そのことを認めるわけにはいかんですよ。知事が言ったからといって必ずしも決まりませんよ、そういうコメントが載っていたじゃないですか。そうなったときに、本当に営々として、院長

を初めみんなが培ってきて、看護師さんたち、関係者全部が、市民も一緒になって守ってきた、その135床の、いわゆる市民のための医療の施設が消えてなくなることも、可能性としてはあるわけです。やっぱり論議する中では、そういうことも当然論議をしていかないと私は思います。

いろいろと問題がありますけれども、私たちが今取り上げなきゃいけない問題はいろいろ、たくさんございますが、基本は、本当に今この議案で一番残念なことは、それは市民のために多くの時間をとってできるだけ論議をしていくことが大事なんですけれども、きょう上程して、きょう可決をして議決をして、そして、あしたあさってが休み、あさってはもう公募をするというわけですから、そういう条例ですから、その案ですから、そんな拙速といえますか、そんなに急いでどこに行くのと言いたいですよ、本当の話が。それは委員会で付託するのは否決されましたから、それは議会の議決ですから言えませんけれども、問題は、本当に今まで、市民病院を国立から移譲を受けるときも、市民の公聴会に準ずることをして、何年も何カ月もかかっているような論議をしました。そして、反対もありました。しかしながら、市民の気持ちとして、ぜひ誘致をしよう。少し、本当に何年間か1億円程度の赤字は、いわば一つの市民の福祉の財産。今水道、文化会館で一億何千万円かを投入しています。図書館にもお金——図書館は収益を生む事業じゃないですよ。そういう意味では文化も収益を生みません。しかし、お金だけを言うなら、いろんなものがいっぱいあるんですよ。しかし、そういったような、文化とか福祉とか教育とか、そういうものは、いわば赤字という表現をするのが財政的におかしいわけですよ。むしろ投資した事業として、それを評価すべきですよ。市民の安心が5,000万円で買えるならば安いものです。それくらいの気持ちで取り組んでいって、いよいよもう間もなく黒字だと。今期は二千何百万円かの負担で済むんだということになったときに、いや、もう市民病院は民間に移譲しますよということになったときに、いわゆるそれからの赤字は雪崩現象ですよ。あつという間にまた6億円ふえた。今までの累積赤字の何億円かは、これはいわゆる形の上の赤字ですからしょうがない。しかし、今からの赤字は銀行から借り入れをしますと、ちゃんと書類に書いてあるじゃないですか。そういうふうな責任の問題は、あえてきょうは言いません。しかし、恐らく市民の心の中には、それに対する、いわば憤りは残るんじゃないかと思います。私は、本当に市民の医療を守るためには、地域のために一生懸命頑張って医師会と連携をして、そして、通した後で医師会と話し合いますと言うんですから、通す前に、本当に果たして民間移譲が妥当かどうかを含めて、やはりそういう地域の医療に携わる方々、議会、そしてまた市民の方々と一緒に話し合っ、納得づくで民間移譲が必要ならば、してもいいじゃないですか。絶対に民間移譲がダメだと医師会は言っているわけじゃないんですよ。恐らく、本当は市民病院として、市民の公的病院として残すのが筋だと思っ、時代の流れの中では、そういうふうに市の姿勢が、医療を守るための最大の方法だといっ、

説得できたら、私はそういう形だって決して否定するわけではありません。

しかし今にも、きょう決めてあしたから公募して、2週間ぐらいで日本じゅうから応募者を集めて、そして民間移譲をするなんて、そんな神わざ的なことをやって、果たしてどこか目標が、決まっているところがあるんじゃないかと勘繰られるような政策の進め方はいかがかと思うわけでございます。あえて私は——今ここにいらっしゃる中で、もう傍聴者を含めて私が最高齢です。本当に末期高齢者と言われる、そういう状態の中でも、市民の医療を守るためには一生懸命ですよ、わかってくださいよ。賛同をお願いします。終わります。（拍手）

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

賛成の立場で討論をさせていただきます。個人的理由で、ちょっと発言が聞き取りにくいかと思いますが、御容赦をいただきたいと思います。

実はこの問題が出まして、昨年の末から討論というか、いろんな場所で議論をされてきている問題について、私は私なりにいろいろ考えてきました。今医療の現状を含めて、それはもう賛成、反対、お互いの立場で議論をされていますが、基本的な認識については、私は一致をしているだろうというふうに思うわけであります。

問題は、どのような手法をとってこの問題を解決していくのか、このことに議論の分かれがあるようであります。私も、黒岩議員のほうから指摘をされましたけれども、旧武雄市、そして旧武雄市議会の中で、この病院問題についての論議に参加をしてきたわけであります。今1つ手元に資料がありますが、これは平成16年7月16日に福祉生活常任委員会というのがありまして、その場で議論をされた会議録であります。これは何を討論したかという、1つは、順調に進んできた市民病院が1つの大きな問題にぶち当たった。それは、脳神経外科の外科医が佐賀医大から引き揚げられるという問題が起きたわけであります。そのときの具体的な対応の問題について、福祉生活常任委員会で議論をされております。今私の前に発言をされました谷口議員は、その当時、旧武雄市議会の議長としてその議論に加わっていただいております。ですから、先ほどおっしゃったように、委員長等含めて、あるいは旧武雄市長と——当時は古庄市長でしたけれども、医大のほうにいろんな要請に参られたという、それはそういうことであります。

そのときに私は私なりに、大河内議員がおっしゃいましたけれども、市長に対して、もっと強力に医大に対して医師の派遣を要請すべきではないかということ、ほかの一般質問等でも取り上げて言いました。それは今考えると、私も非常に認識的にもある程度浅かったなということ、今深く反省しております。それは市長なり行政のトップが医大の——当時は佐賀医科大学だったと思うんですけれども、佐賀医科大学に行って強烈に要請をすれば医者が

派遣してもらえると、そういうふうを考えていたわけです。ですから、その努力が足らなかったのではないかと、ということで一般質問等でも追及したわけであります。しかし、その後の推移を見ると、どうもそれだけではなかったということがはっきりしております。いわゆる医療制度の急激な転換です。

その1つが医師の養成の問題です。それは新医師臨床研修制度というのが導入をされている。そのときの委員会の中にも、実はその研修制度という問題点が委員長のほうから報告されていたんです。当時、大河内議員あるいは宮本議員も同じ——宮本議員も一緒でしたかね。その資料の中で、具体的に委員会の項目としてあった。ところが、私はそういう点については非常によくわからなかったというのが実情です。そのとき本当に真剣に勉強して対応を考えておかないかんだったなというふうに思っております。

新医師臨床研修制度の概要、そして武雄市民病院における新医師臨床研修医の受け入れについてということが項目として上げられていた。そのときに本当にやっぱり武雄市、議会を含めてですが、この病院の医師の確保について、真剣にそのときに取り組みを深めておくべきであったということで、今私も反省をいたしております。

そういう面で、私の認識が鈍感であったということは、実は医師数の問題で言いますと、平成12年に9名からスタートをしまして、平成16年に16名まで順調にずうっとお医者さんがふえていったんですね。診療科も、最初は平成13年6月にフルオープンをしましたけれども、そのときは内科と外科と、そして新しく放射線科ということで標榜されている、この3つ。その後、これは医師会と協約みたいなのがありまして、専門医の標榜はしないということになっておりましたので、専門科の標榜をしないということになったんですが、院長先生初め努力をされて、平成16年7月、8月、10月に泌尿器科、脳神経外科、小児科、消化器科、循環器科、呼吸器科、肛門科、整形外科、リウマチ科などを新たに。これだけを見ると、市民病院というのは非常に順調にいったわけです。

問題は、なぜそれがこういう事態になったのかですね。医師数が減り、私はそういう面で行くと、病院サイドの危機感、医療の現状についての危機感、現実に対する認識の危機感と、実は行政サイドとにかなり開きがあったというふうに思っています。そのときに、やっぱり病院サイドの医師さん、院長先生を初め危機感に適切に考えて対応すれば、ある程度今の問題の回避にはつながっていったのではないかと。少なくとも、いわゆる病院の形態を民間に移譲ということは、その点では避けられてきたのではなかろうかというふうに思っております。

そういうことを考えながら反省に立って今しておりますが、1つ、今の現状の問題を考えると、救急の問題も出ておりますが、やっぱり医者の確保だろうというふうに思うんです。これをどうするのか。先ほども反対論者の方が言われますが、きょう決めて、もう月曜には告示をすると、それは余りにも拙速ではないかというのが基本的な考え、論調であります。

では、具体的にじゃあ今の市民病院が5名なり6名の体制の医師をどがんするのか。一番簡単なのは、私は、もうなりふり構わずお医者さんを連れてくる、じゃあどうやってするのか。私個人では、そのお医者さんを新たに連れてくるという、市民病院に来ていただくという、具体的には1人も浮かばないんですよ。皆さん含めてどうでしょうか。私は医者はどうやって今の病院、市民病院に来る具体的な方法があれば、私はそれに賛成します。しかし、それが具体的にない以上は、最も可能性のあるほうに私は手を挙げざるを得ないんですよ。一言で言うとそれだけです。

あとの具体的な問題、確かに個々の問題は、もう本当に私もわかります。言いたいことというのはいっぱいあるんですが、現実の問題としてどうなんですか。私は、この公募によって設定をされて、その新しい、民間だろうが何だろうが、ここには公立病院は手を挙げられないことになっておりますが、社会福祉法人だろうが財団だろうが、どういう形であれ医師を保障していただければ、私はそれにこしたことはないというふうに思うわけであります。

この点について、この1点だけで私は今回の議案について賛成をさせていただきます。よろしく御審議いただきますように。

○議長（杉原豊喜君）

討論はございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第66号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第66号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8. 第67号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第67号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出予算にかかわる補正をお願いいたしております。

予算説明書(2)ページをごらんください。

2款. 総務費、2項. 企画費で、市民病院の経営移譲先の選考等に要する経費として、市民病院移譲先選考委員会の委員に要する経費及び応募法人の経営状況を把握するための経費ほか市民病院にかかわる土地の評価に要する経費などをお願いいたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第67号議案に対する質疑を開始いたしますが、本議案については質疑の通告がっております。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

先ほどの第66号議案の具体的な予算措置という内容だろうと思うんです。そこで、この74万7,000円の中身は、不動産鑑定委託料47万7,000円、あるいは市民病院移譲先選考委員会委員謝金、この中身が計上されております。

そこで、先ほど角部長の答弁では、選考委員会を8名で構成したい。その8名の選考委員の中身、どういう専門家を、市長がそれに参加しないというのは答弁の中にありました。これは正式にどういう人たちで構成しようとしているのか、あるいは、聞くところによると医療関係者4名と聞いておりますけれども、具体的に市内外のどういう医療関係者を選定されているのか、具体的な答弁をお願いしたいというふうに思います。

この不動産鑑定委託料につきましても、その移譲時期は決まりました。あるいは時価をどの時点でしていくのかというのも先ほど答弁がありましたけれども、改めてそこら辺を整理して答弁をいただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

選定委員会の委員構成等について、私から御答弁申し上げます。

まず、今のところ行政から2名、医療界から4名、経済界から2名を予定しております。ただ、これは早くて来週以降要請することになるかと思っております。場合によってはお断りされる方もいらっしゃるかもしれませんので、5名から8名の間と考えております。各界からふさわしい方を選考したいと考えております。

まず、先ほど申し上げました行政では、医療行政を中心に携わっておられる方を含めたい。医療界では現場の医療に携わっている方、医療経営に詳しい方を入れたいと思っております。医師会からも入っていただきたいと私自身は思っております。そして、経済界から、とりわけ病院経営に詳しい方を想定しております。いずれにしても5名から8名の間で考えております。

市内等については、できるだけふさわしい方を入れようと思っておりますので、この件のバランスについてももしっかり考えていきたいというふうに思っております。今現段階で市外、市内、県外、県内ということはデータとしては持ち合わせておりませんが、先ほど申し上げましたように、各分野からふさわしい方をこれから選定していきたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

土地の鑑定でございますが、今回は、土地の鑑定につきましては補正後直ちに行いたいというふうに考えております。

時価の時点修正の件でございますが、平成22年2月、譲渡する際におきましては、地価公示、地価調査の変動率において補正したいというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

最後の質疑をしますけれども、第66号議案の審議の中で、6月議会に財産の処分を追加上程したいと。今度不動産鑑定士、予算を組んでされますよね、直ちに鑑定したいと。追加上程するという計画の中に、財産の処分となった場合に、どの部分どの部分、資産の中には不動産と医療機器いっぱいありますよね。そこはどういう財産をどういう形で処分されようとしているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

財産の処分に関する議案につきましては、土地、それから建物につきましては時価ということで、事後評価して決定するというにいたしたいというふうに思っております。また、医療機器につきましては、公募要領に書いておりますとおり、移譲先が決定した後、移譲先が希望する場合には別途協議して売却するというにいたしたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案の所管の常任委員会への付託については、議会運営委員長の報告のとおりであります。よって、起立により採決いたします。

所管の常任委員会への付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第67号議案については所管の常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

第67号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がございしますので、起立により採決を行います。

第67号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第67号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第3回）は原案のとおり可決されました。

日程第9. 第68号議案 平成20年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明がありますので、説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

お疲れさまです。最後の議案になりますので、よろしく願いいたします。

第68号議案 平成20年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

この補正予算は平成19年度武雄市老人保健特別会計で、歳出決算見込みに対しまして歳入見込みで4,758万8,000円の不足が生じたので、これに伴い、平成20年度の武雄市老人保健特別会計予算を補正させていただくものでございます。

平成20年度武雄市老人保健特別会計補正予算書（第1回）の1ページをごらんいただきます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,758万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,063万7,000円といたします。

次に予算書の説明、(2)ページ、歳出より御説明いたします。

第5款. 前年度繰上充用金を計上しております。

(3)ページの歳入でございしますが、1款1目. 医療費交付金に19年度不足分の支払基金医療費交付金を計上いたしております。

2款. 国庫支出金、1目. 医療費負担金で、国庫医療費負担金19年度精算金を計上しております。

簡単でございしますが、以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第68号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第68号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。
第68号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

採決いたします。第68号議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第68号議案 平成20年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第1回）は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程並びに本臨時会の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成20年5月武雄市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 21時12分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副議長 牟 田 勝 浩

〃 議 員 上 田 雄 一

〃 議 員 松 尾 陽 輔

〃 議 員 古 川 盛 義

会 議 録 調 製 者 末 次 隆 裕